

## 資料編

第3次横浜市男女共同参画行動計画の成果指標及び活動指標の進捗状況	66
関連データ	68
第4次横浜市男女共同参画行動計画パブリックコメント実施結果について	111
横浜市男女共同参画推進条例・施行規則	118
横浜市男女共同参画センター条例・施行規則	120
男女共同参画社会基本法	123
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	125
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	129
横浜市配偶者暴力相談支援センターとしての機能について	135
行動計画策定の過程	136
男女共同参画に関する国内外の動き等	137

## 第3次横浜市男女共同参画行動計画の成果指標 及び活動指標の進捗状況

達成度

○：目標達成

△：目標未達でも策定時の数字を超過もしくは同程度

×：目標未達で策定時より減少

※1 原則、計画策定時はH21年度、目標値及び実績はH26年度末

### 取組目標Ⅰ 男女共同参画についての理解の促進

成果指標	計画策定時※1	目標値※1	実績※1	達成度
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	69.6%	100%	75.0%	△
活動指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
区役所・事業所等でのパネル展実施回数	13回/年	18回以上/年	19回/年	○
メディア・リテラシーに関するセミナーの開催回数	—	3回/年	1回(累計) 関連図書フェア3回	×
男女共同参画センターの図書貸出冊数	38,879冊/年	40,000冊/年	72,569冊/年	○

### 取組目標Ⅱ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保

成果指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
市内事業所の女性管理職(課長相当クラス)の割合	7.8% (H22年度)	15%	12.6% (H25年度)	△
横浜市役所女性責任職(課長級以上)の割合【重点】	9.1% (H22年4月1日)	15% (H27年4月1日)	13.0% (H27年4月1日)	△
横浜市審議会・行政委員会への女性委員の参画比率【重点】	34.1% (H22年4月1日)	50% (H27年4月1日)	40.4% (H27年4月1日)	△
活動指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
女性のしごと相談ステーション相談件数	169件/年	200件/年	344件/年	○
男女共同参画トップセミナー(仮称)の開催回数	—	10回以上/年	14回/年	○
委員改選4か月前の審議会等に対する事前協議の予告通知実施件数	—	対象となる全審議会等	対象となる全審議会等	○

取組目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現				
成果指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
男性の育児休業取得率 【重点】	1.8%	10%	4.2% (H25年度)	△
ワーク・ライフ・バランスに 取り組んでいる企業の割合	16.2%	30%	28.1% (H25年度)	△
活動指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
「よこはまグッドバランス賞」 認定事業所数	49事業所（累計）	125事業所 （累計）	180事業所 （累計）	○
保育所待機児童数	1,552人 (H22年4月1日)	解消 (H25年4月1日)	解消 (H25年4月1日)	○

取組目標Ⅳ 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援				
設定なし				

取組目標Ⅴ 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり				
成果指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
在住外国人のうち、現在の 暮らしに満足している割合	55.4%	65% (25年度)	63.9% (25年度)	△
活動指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
国際交流ラウンジ整備数	8か所	11か所	11か所	○
初期日本語学習支援講座 開催か所数	—	4か所	6か所	○

取組目標Ⅵ 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組				
成果指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
DV防止法の認知度	89.9%	100%	89.4%	×
DV被害者のうち、 暴力を受けた後に相談した 人の割合【重点】	19.9%	50%	20.7%	△
セクシュアル・ハラスメント 防止対策に取り組んでいる 市内事業所の割合	58.6%	100%	38.3% (25年度)	(×) ※2
活動指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
若者向けデートDV防止の 研修教材作成	—	市内高等学校に配 布	市内中学・高等 学校に配布	○

※2 セクシュアル・ハラスメント防止対策に取り組んでいる事業所割合は減少しているものの、その後の追加調査では、相談窓口等の制度の設置は無いものの個別対応可能な環境にあるとした事業所が半数以上など、一定程度の取組がなされている実態が判明しました。

# 関連データ

## 1. 10年後の社会（中長期的視点）

### （1）生産年齢の人口減少（少子化・高齢化）

- 図表1 2025年の男女別年齢別労働力人口（推計）
- 図表2 2010年の男女別年齢別労働力人口
- 図表3 横浜市の将来人口
- 図表4 人口構成バランスが高齢化へスライドすることへの対応（2010年と2025年の比較）
- 図表5 横浜市の年齢3区分人口

### （2）ダイバーシティ&インクルージョン

- 図表6 ダイバーシティ経営企業100選の表彰企業数

### （3）グローバル化

- 図表7 横浜市の国籍別外国人登録人口
- 図表8 国内の在留外国人総数上位50位の自治体

### （4）格差の拡大

- 図表9 横浜市における無業者数の推移（上：男性、下：女性）
- 図表10 自殺者数の男女別構成比の推移
- 図表11 横浜市における雇用形態別所得（15～39歳）
- 図表12 横浜市における正規・非正規職員・従業員の割合（15～39歳）
- 図表13 横浜市における正規・非正規職員・従業員の割合（15～39歳）（男性）
- 図表14 横浜市における正規・非正規職員・従業員の割合（15～39歳）（女性）

### （5）世帯構成の変化

- 図表15 横浜市の家族類型別世帯数
- 図表16 生涯未婚率（横浜市・全国）
- 図表17 世代・世帯類型別相対的貧困率（平成19年、22年）

### （6）情報技術の進展

- 図表18 スマートフォン・タブレットでのサービス利用
- 図表19 企業のICT環境整備とテレワーク導入率
- 図表20 テレワークの利用意向

## 2. 横浜市の現状及び特徴

### （1）市内の企業について

- 図表21 1事業所あたりの従業者規模別の事業所数

### （2）働きたい・働き続けたい女性について

- 図表22 15歳以上の就業者に占める市外従業者の割合（男女別、政令指定都市）
- 図表23 35～39歳の就業者の女性に占める市外従業者の割合（政令指定都市）
- 図表24 15歳以上の就業者に占める市外従業者の割合（区別）
- 図表25 年間就業日数が200日以上の上の就業者に占める週間就業時間60時間以上の就業者の割合（正規職員・従業員）
- 図表26 年間就業日数が200日以上の上の就業者に占める週間就業時間60時間以上の就業者の割合（非正規職員・従業員）
- 図表27 大学・都市パートナーシップ協議会参加大学一覧

- 図表28 仕事を辞めた時期
- 図表29 女性の年齢階級別労働力率の推移
- 図表30 女性の年齢階級別労働力率の比較
- 図表31 今後の就業意向
- 図表32 今後、就業する場合の希望する働き方
- 図表33 25～44歳の女性のうち大学・大学院卒の割合
- 図表34 大学卒以上の女性の有業率（全国・政令指定都市）
- 図表35 女性の労働力率及び自営業主の比率
- 図表36 個人業主の事業所の構成

### (3) 男性・シニア等について

- 図表37 子どものいる夫婦の共働き率と出生総数に占める第3子以降割合との関係（政令指定都市）
- 図表38 3世代世帯の世帯割合（政令指定都市）
- 図表39 性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という考え方について
- 図表40 仕事や学校のある日において各活動に費やしている時間（世帯類型別）
- 図表41 生活の中での各活動の優先度の理想と現実
- 図表42 家事等・子育て・介護の役割分担の理想
- 図表43-1 家事等の役割分担の実態（性別）（その1）
- 図表43-2 家事等の役割分担の実態（性別）（その2）
- 図表44 男性が育児のための休業や休暇をとることについての社会や企業の支援に対する意識

### (4) 困難な立場にある男女について

- 図表45 配偶者からの被害経験（全国）
- 図表46 配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けた経験（横浜市）
- 図表47 配偶者やパートナーの間での暴力について、身近で見聞きした経験（横浜市）
- 図表48 交際相手からの被害経験の有無（全国）
- 図表49 デートDVの被害経験（横浜市）
- 図表50 子供によるDVの目撃（横浜市）
- 図表51 DV相談件数の推移（横浜市）
- 図表52 配偶者からの暴力事案等の認知状況（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を警察が受理した件数）（全国）
- 図表53 配偶者やパートナーからの暴力についての相談窓口の認知度（横浜市）
- 図表54 暴力にあたる行為を最初に受けた後の相談（横浜市）
- 図表55 相談をした先（横浜市）
- 図表56 一時保護件数の推移（横浜市）
- 図表57 暴力を受けた人が安心して生活するために必要と考える支援（横浜市）
- 図表58 配偶者やパートナーの間での暴力と思われる行為（横浜市）
- 図表59 配偶者やパートナーからの暴力をなくすために必要なこと（横浜市）
- 図表60 母子世帯数・父子世帯数（横浜市）
- 図表61 横浜市における家族構成の変化
- 図表62 横浜市における母子世帯・父子世帯の総収入
- 図表63 単身高齢女性率（区別）
- 図表64 横浜市における無業者数の推移（男性）
- 図表65 横浜市における無業者数の推移（女性）

### (5) 男女全般・子どもへの働きかけと環境づくりについて

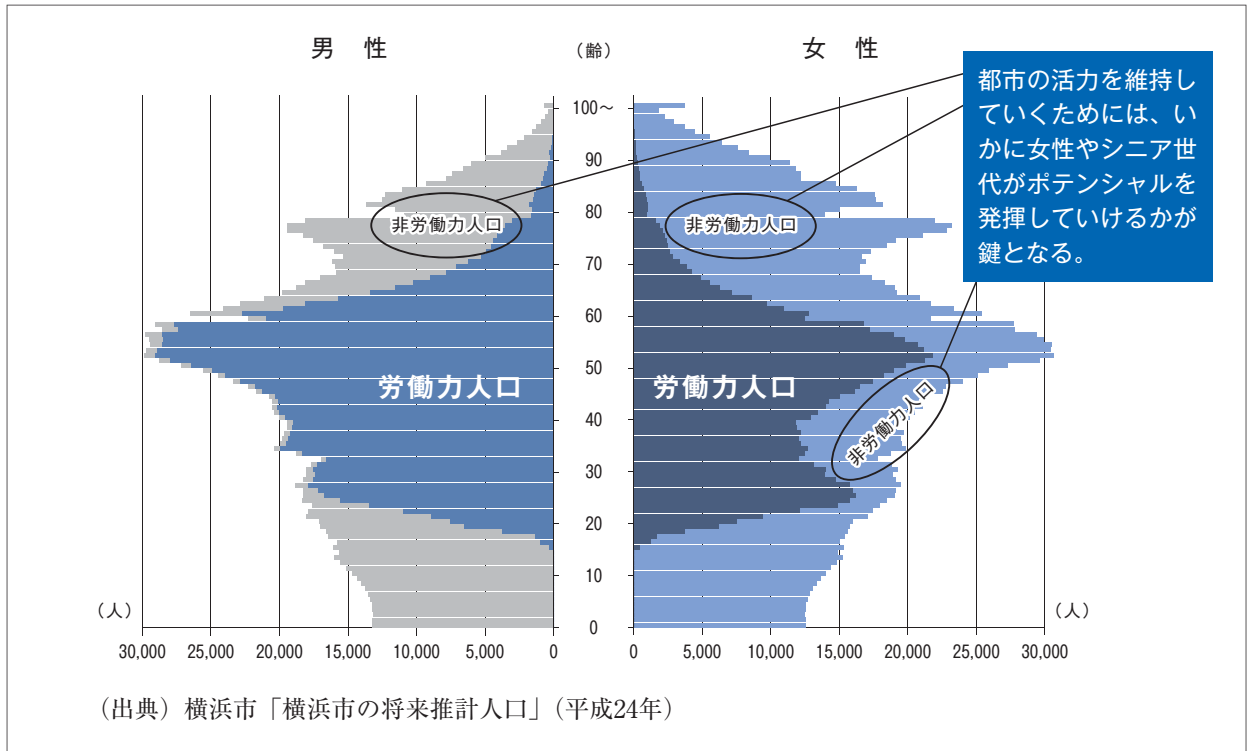
- 図表66 6歳未満の子どもがいる世帯の割合（区別）
- 図表67 横浜市における海外諸都市とのネットワーク
- 図表68 横浜市における海外諸都市との交流の例

## 1. 10年後の社会（中長期的視点）

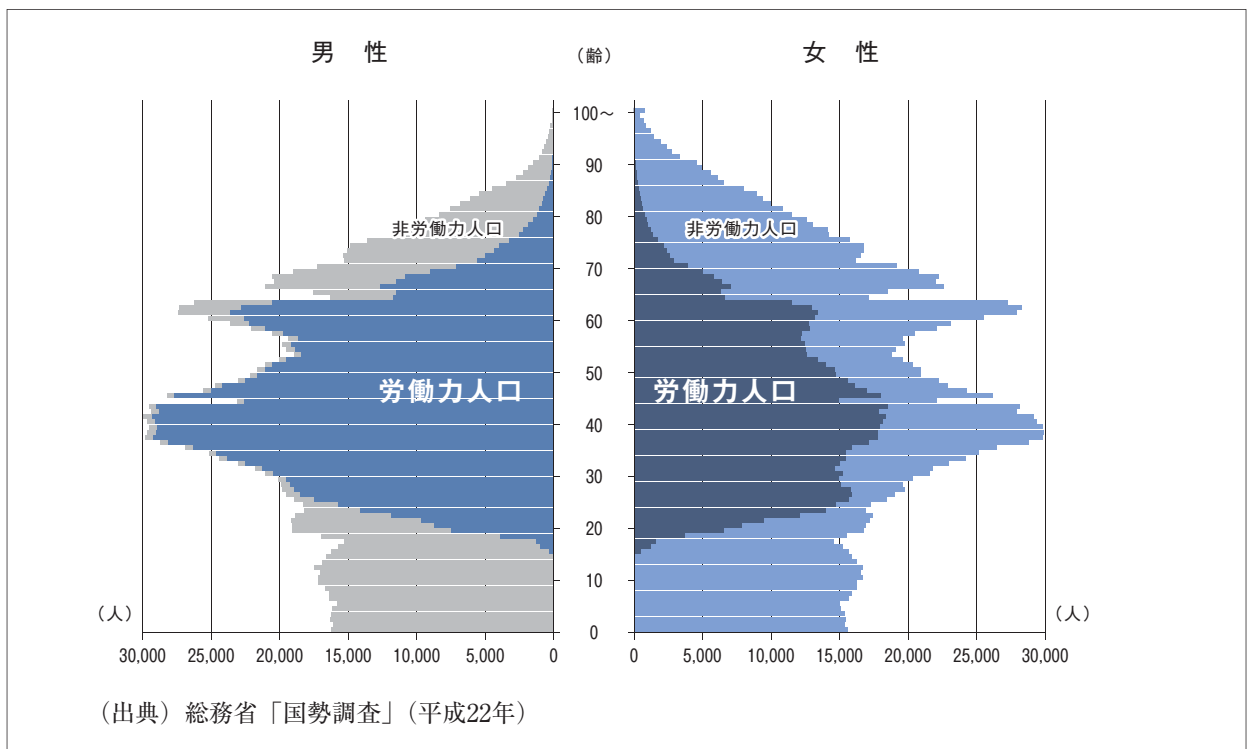
### (1) 生産年齢の人口減少（少子化・高齢化）

○2025年には、横浜市の高齢者が100万人に増加する一方、人口のピークは2019年（平成31年）であり、生産年齢人口は減り続ける。

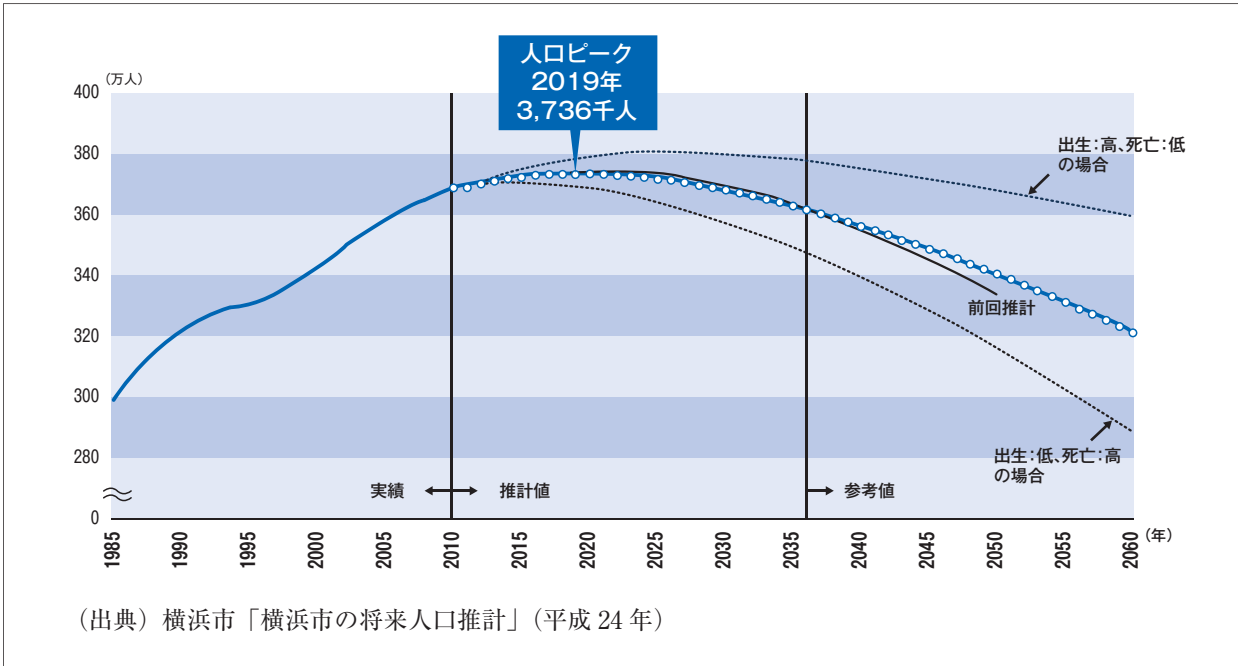
図表1 2025年の男女別年齢別労働力人口（推計）



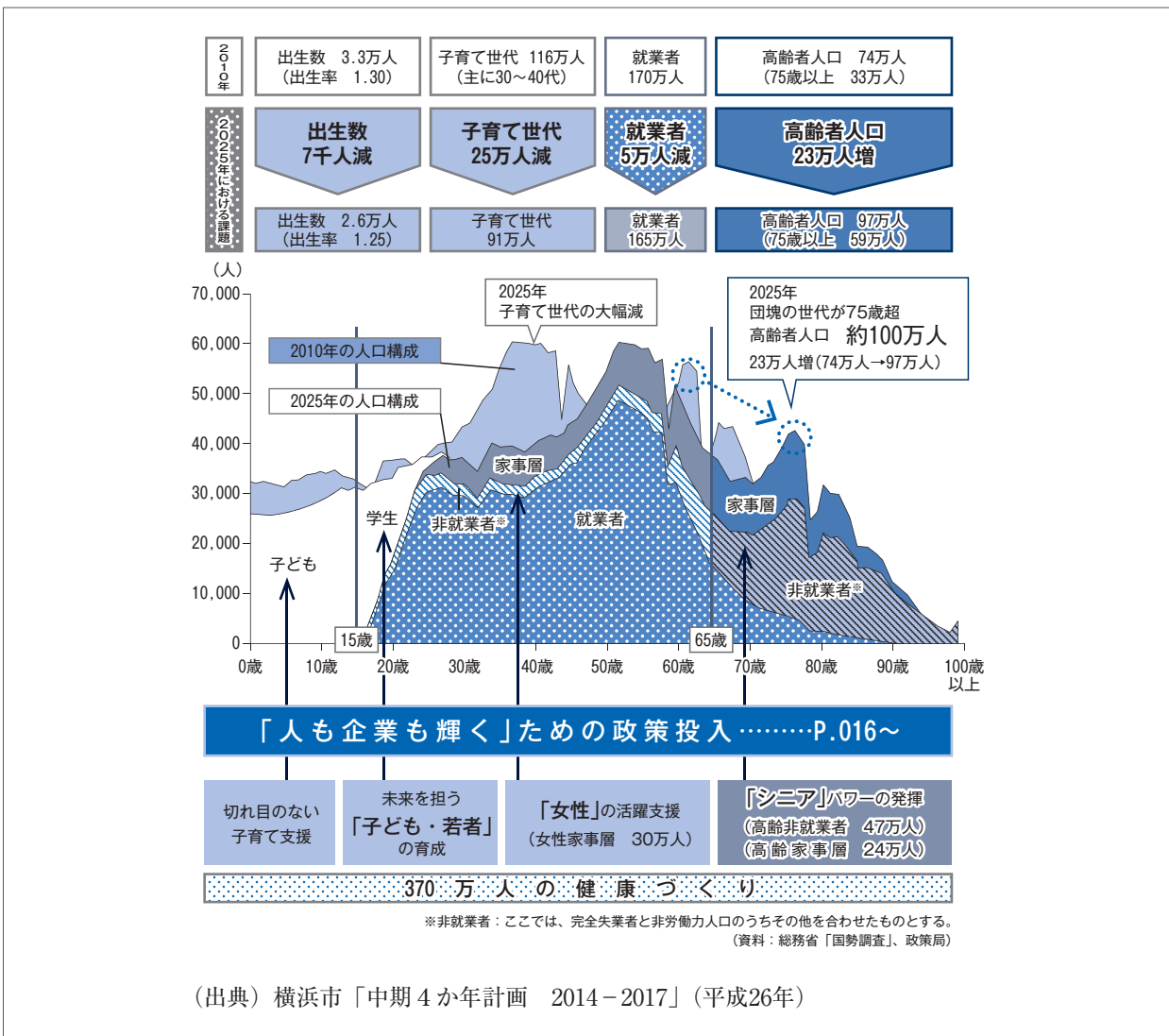
図表2 2010年の男女別年齢別労働力人口



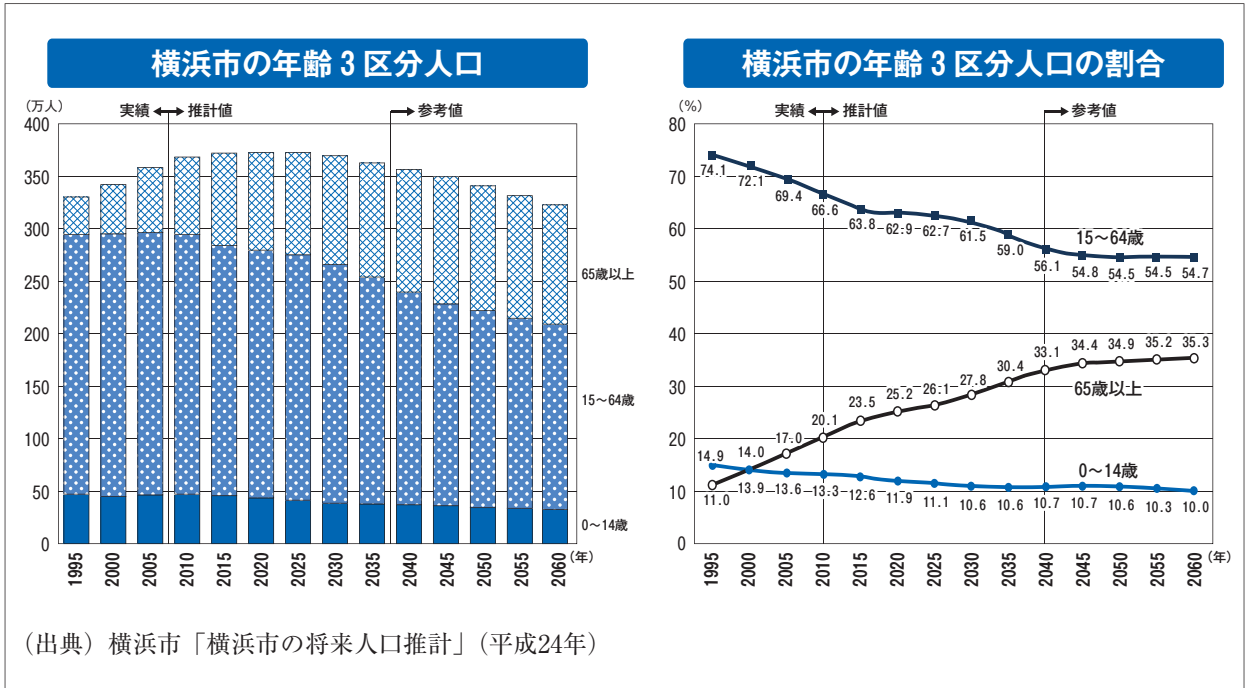
図表3 横浜市の将来人口



図表4 人口構成バランスが高齢化ヘスライドすることへの対応 (2010年と2025年の比較)



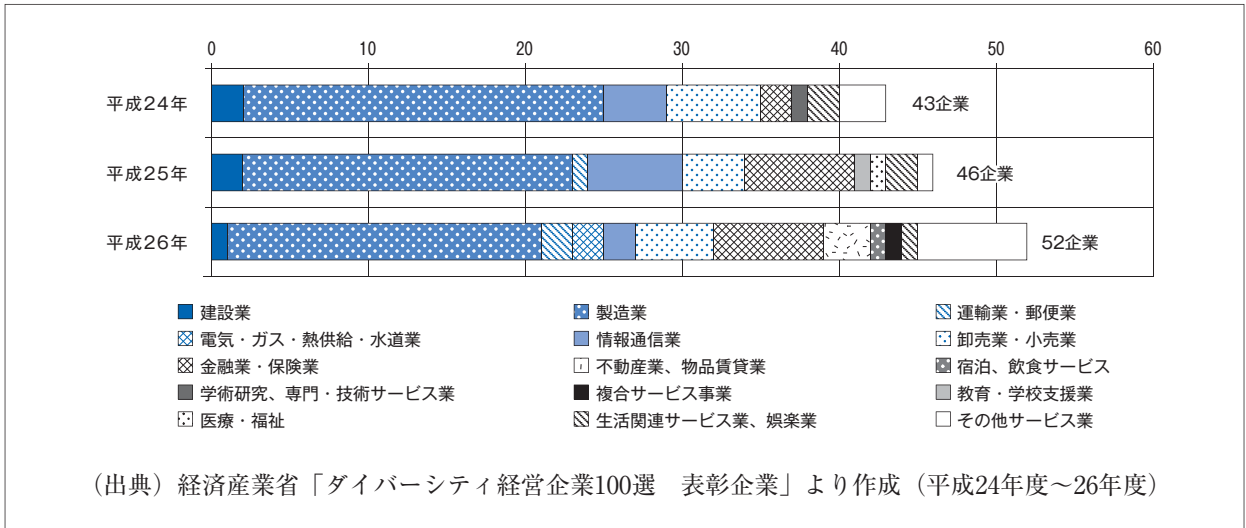
図表5 横浜市の年齢3区分人口



## (2) ダイバーシティ&インクルージョン

○経済産業省の「ダイバーシティ経営企業100選」事業では、優れたダイバーシティ経営企業を選定・表彰し、ベストプラクティス集として広く発信している。

図表6 ダイバーシティ経営企業100選の表彰企業数

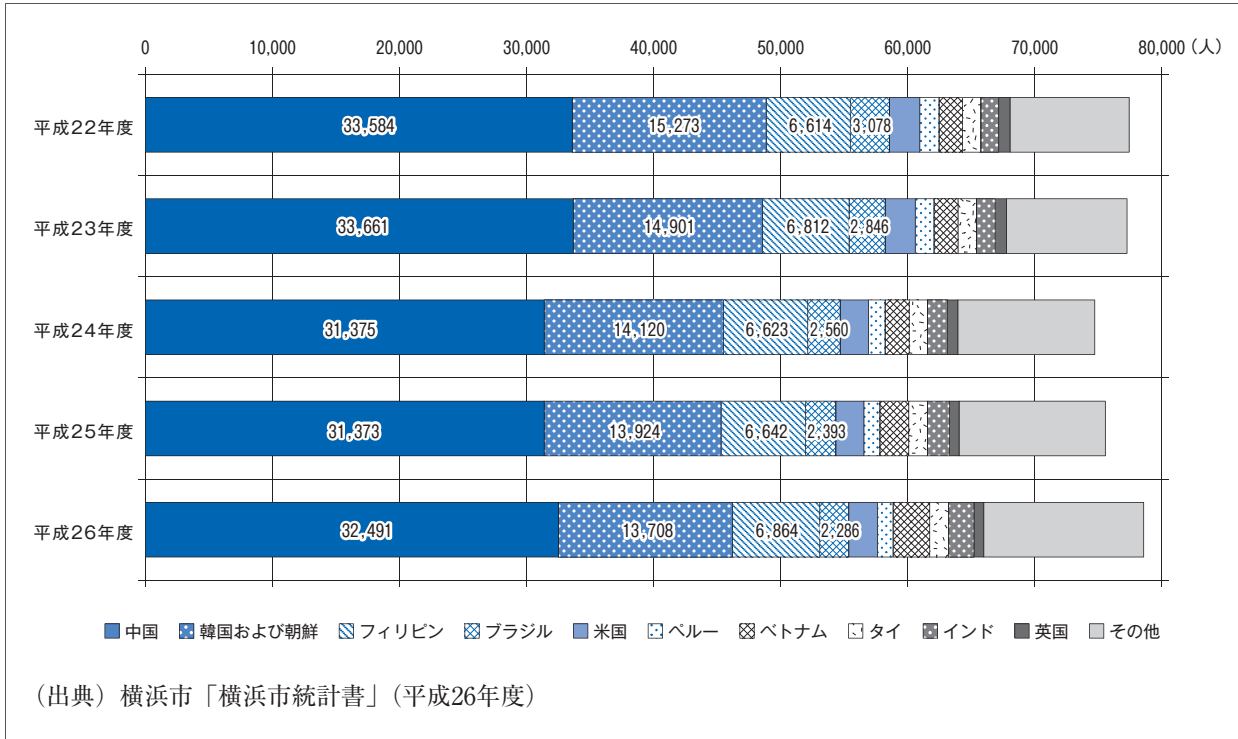




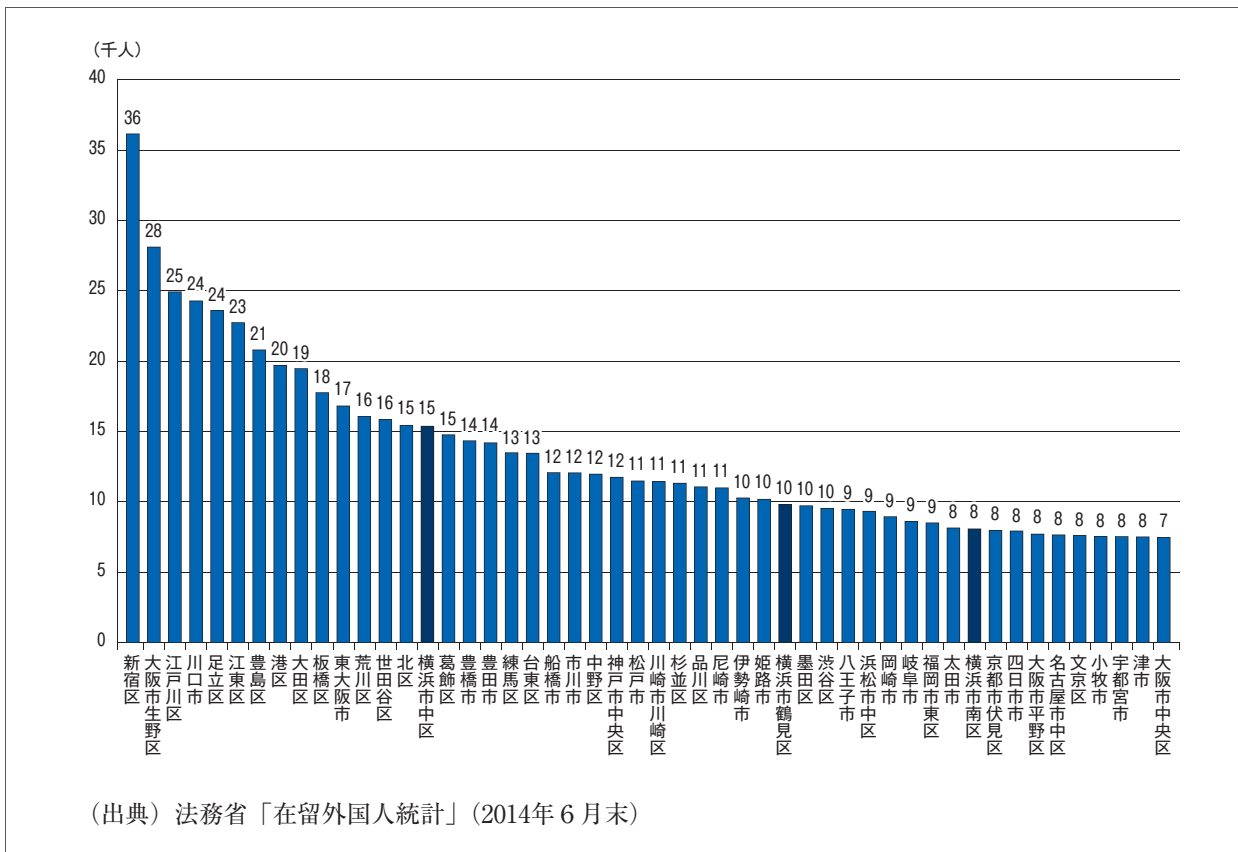
### (3) グローバル化

○市内在住の外国人は増加傾向にある。

図表7 横浜市の国籍別外国人登録人口



図表8 国内の在留外国人総数上位50位の自治体

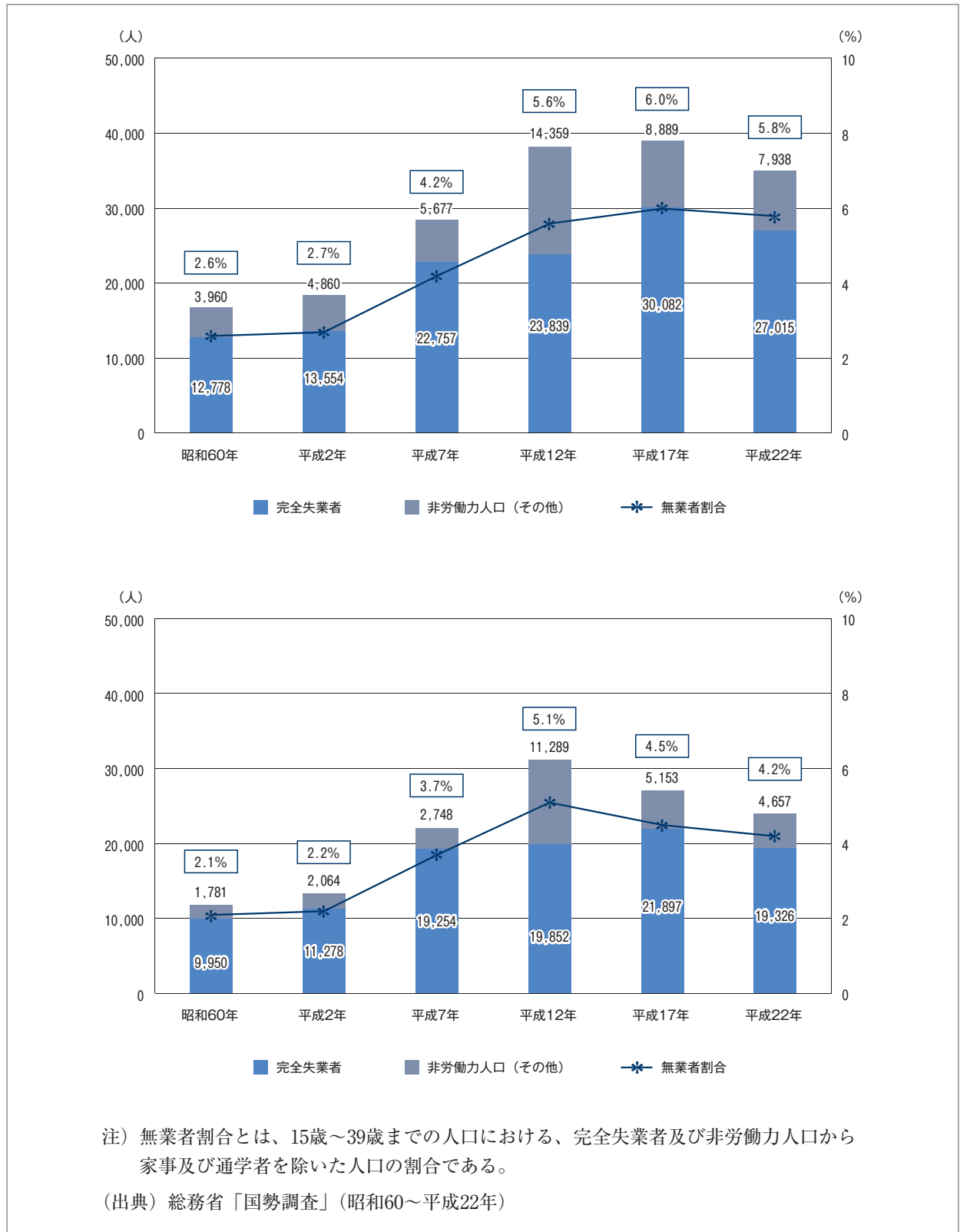


## (4) 格差の拡大

### 【無業者】

○15歳から39歳までの若年無業者割合は、昭和60年から平成22年にかけて倍増している。

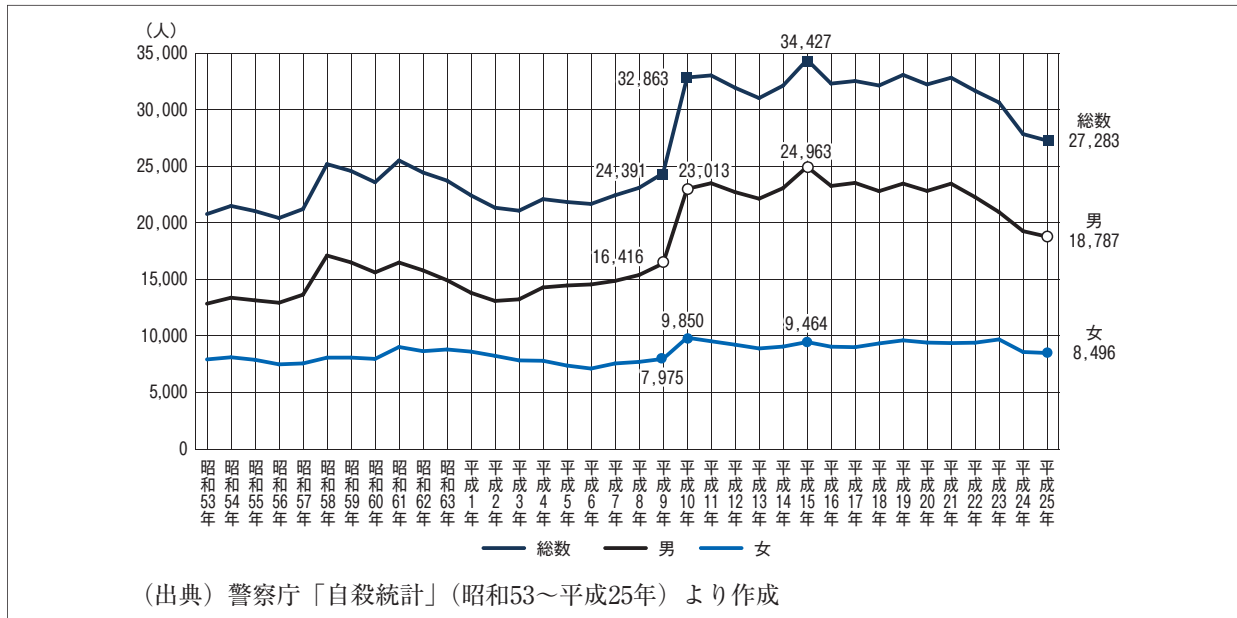
図表9 横浜市における無業者数の推移（上：男性、下：女性）



## 【自殺者】

○男女別の自殺者数の構成比の推移をみると、平成9年から10年にかけて急増しており、増加者数の多くが男性で占められている。

図表10 自殺者数の男女別構成比の推移

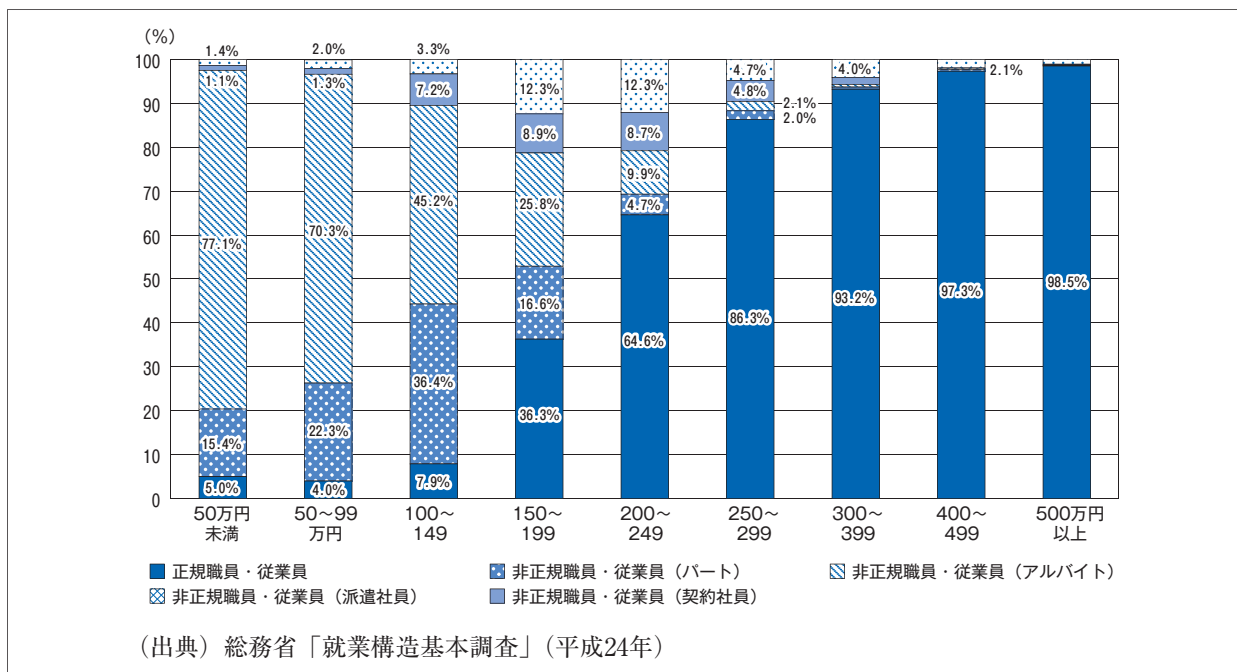


## 【正規・非正規の職員・従業員】

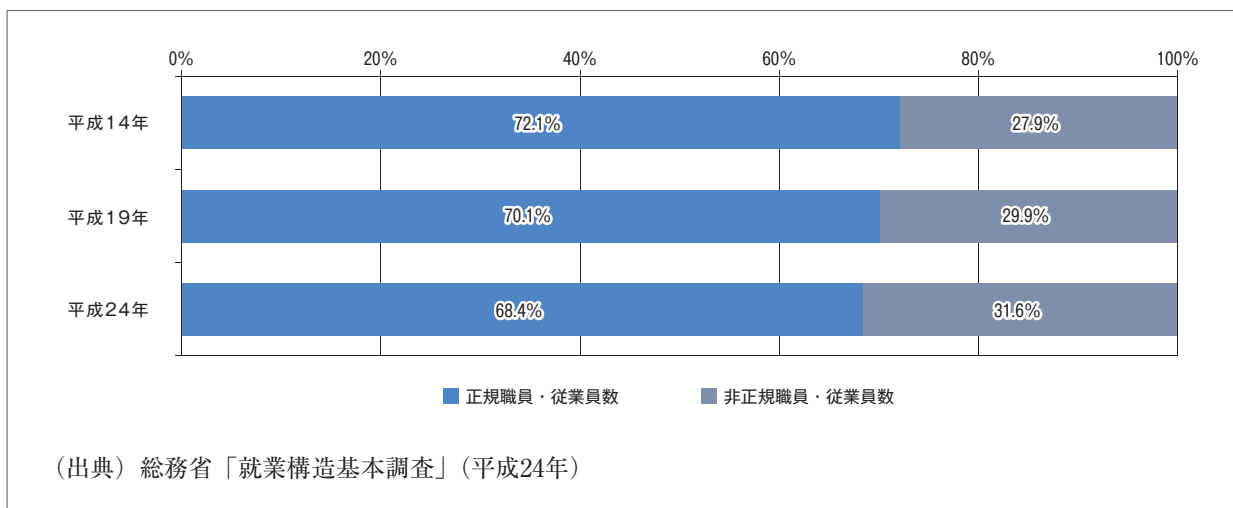
○横浜市の正規・非正規職員・従業員（15歳～39歳）の賃金を見ると、年間所得200万円以内までは非正規が半数以上を占め、200万円以上は正規が半数以上を占める。

○横浜市の15～39歳の非正規職員・従業員の割合は、ここ10年で約3%上昇している。

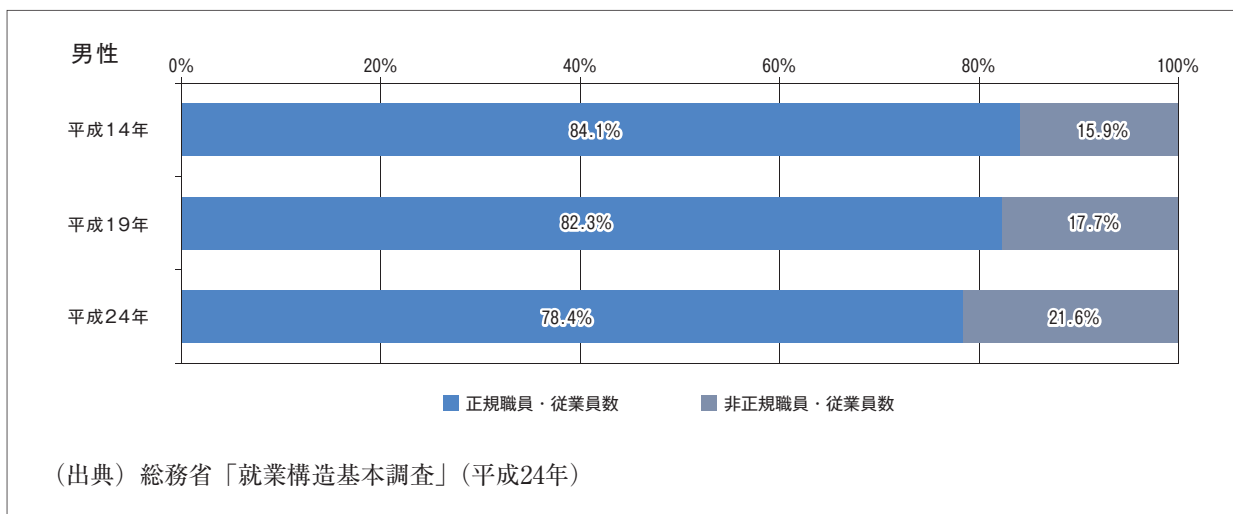
図表11 横浜市における雇用形態別所得（15～39歳）



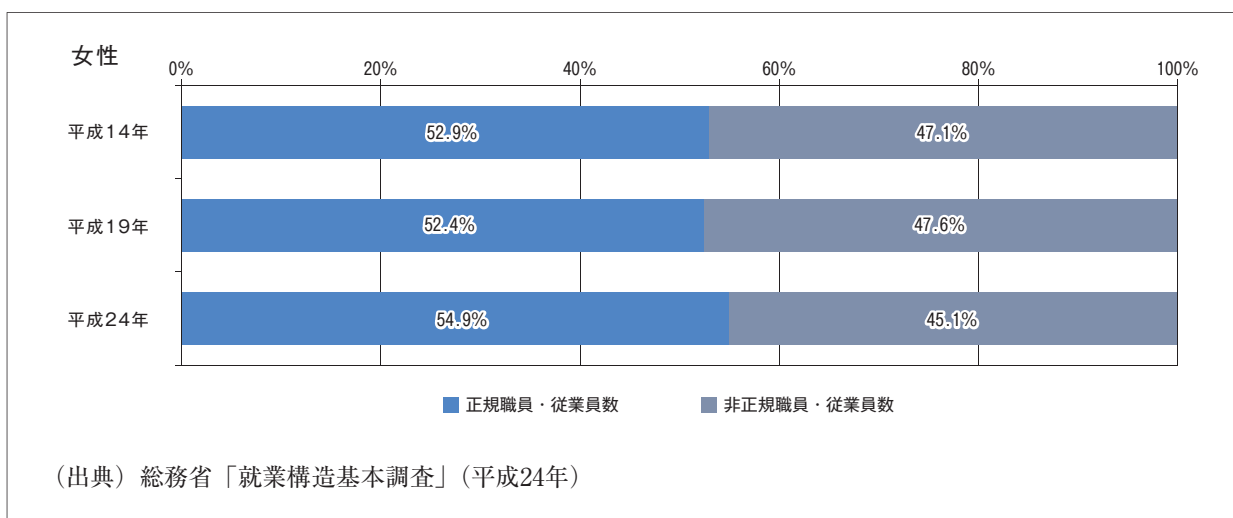
図表12 横浜市における正規・非正規職員・従業員の割合（15～39歳）



図表13 横浜市における正規・非正規職員・従業員の割合（15～39歳）（男性）



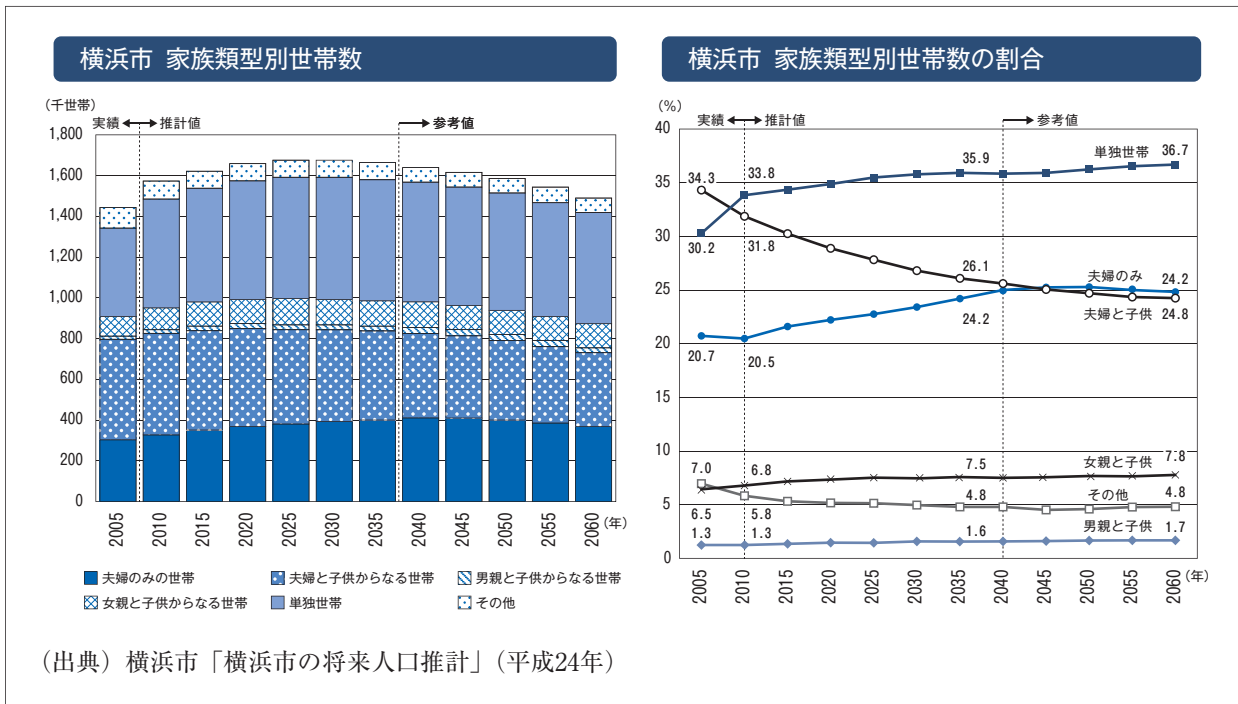
図表14 横浜市における正規・非正規職員・従業員の割合（15～39歳）（女性）



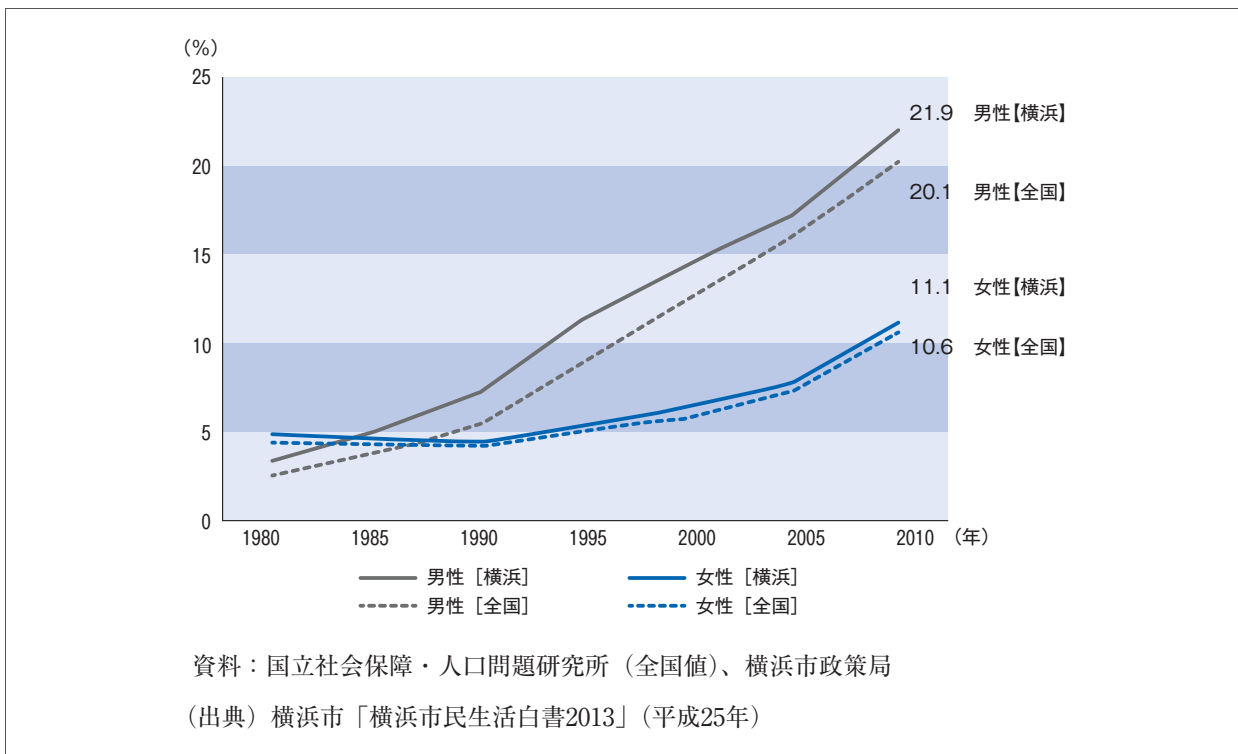
## (5) 世帯構成の変化

- 世帯数のピークは2030年（平成42年）で、1,673千世帯まで増加したのち、減少局面を迎える。
- 「単独世帯」、「夫婦のみ世帯」が増加し、「夫婦と子どもからなる世帯」は減少が予測されている。

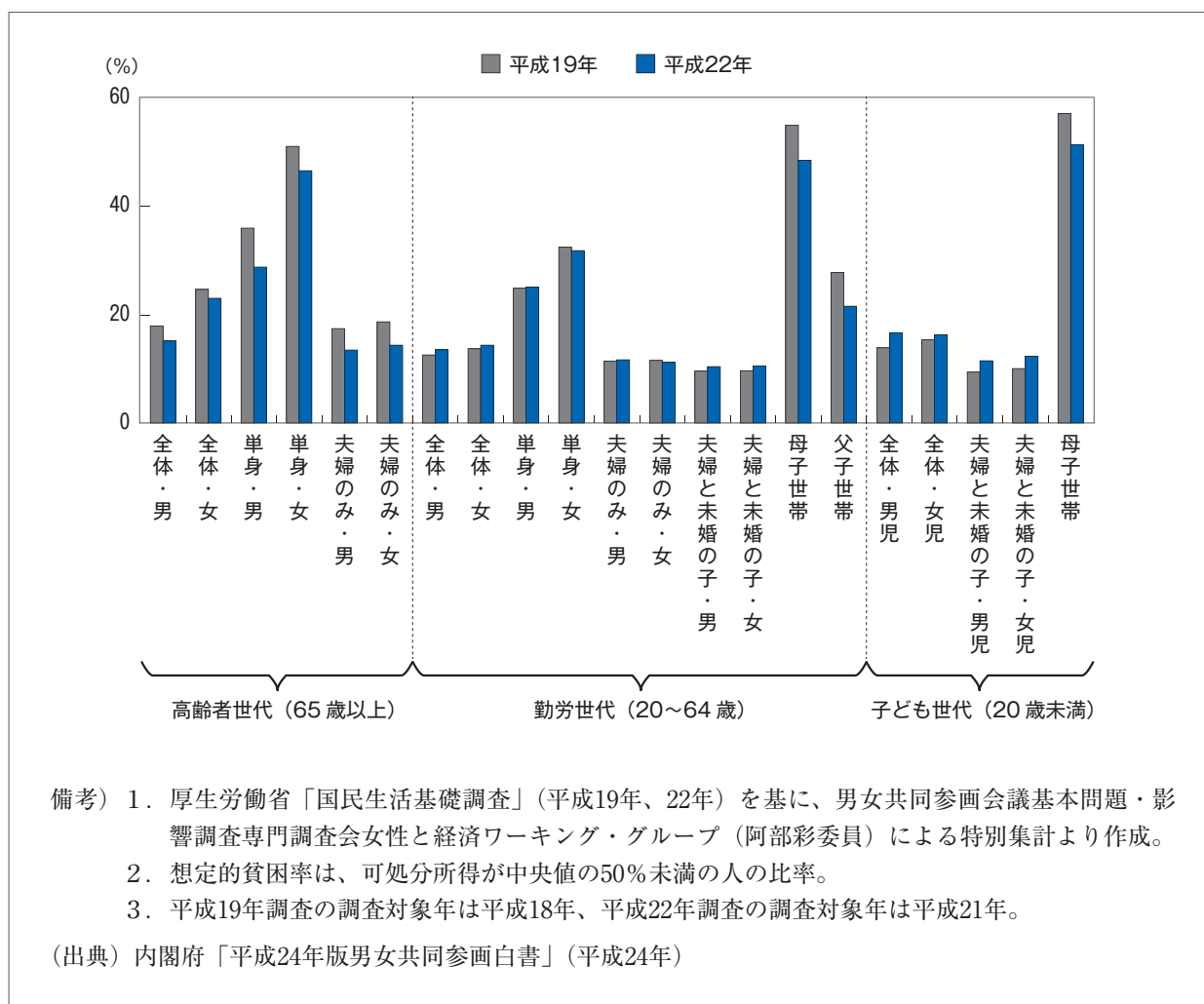
図表15 横浜市の家族類型別世帯数



図表16 生涯未婚率（横浜市・全国）



図表17 世代・世帯類型別相対的貧困率（平成19年、22年）



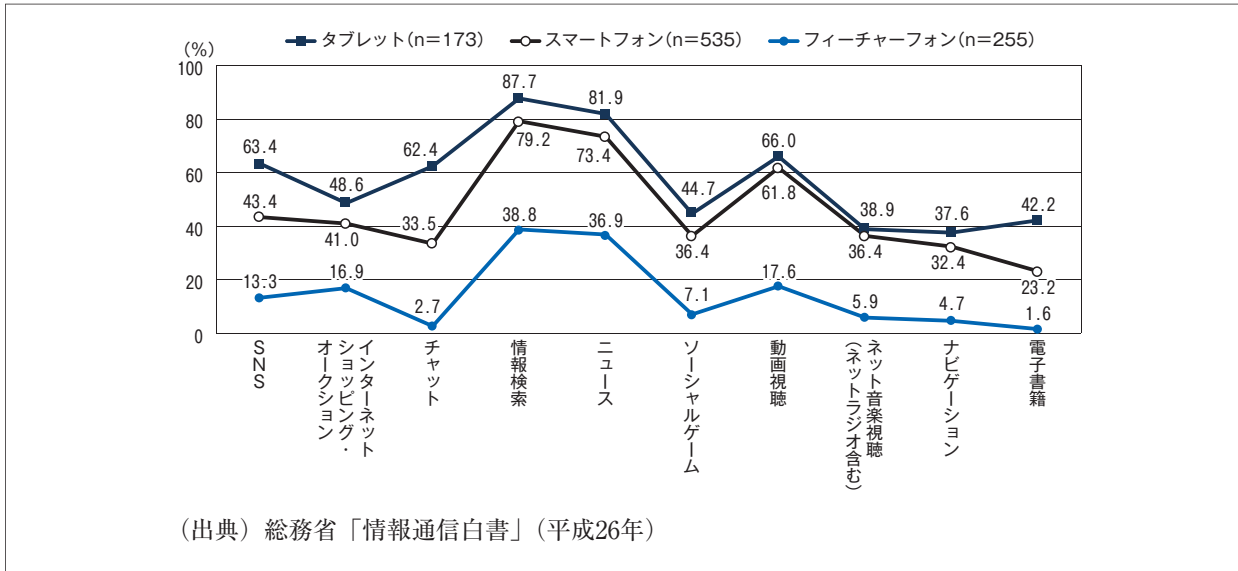
備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年、22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成。  
 2. 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。  
 3. 平成19年調査の調査対象年は平成18年、平成22年調査の調査対象年は平成21年。

(出典) 内閣府「平成24年版男女共同参画白書」(平成24年)

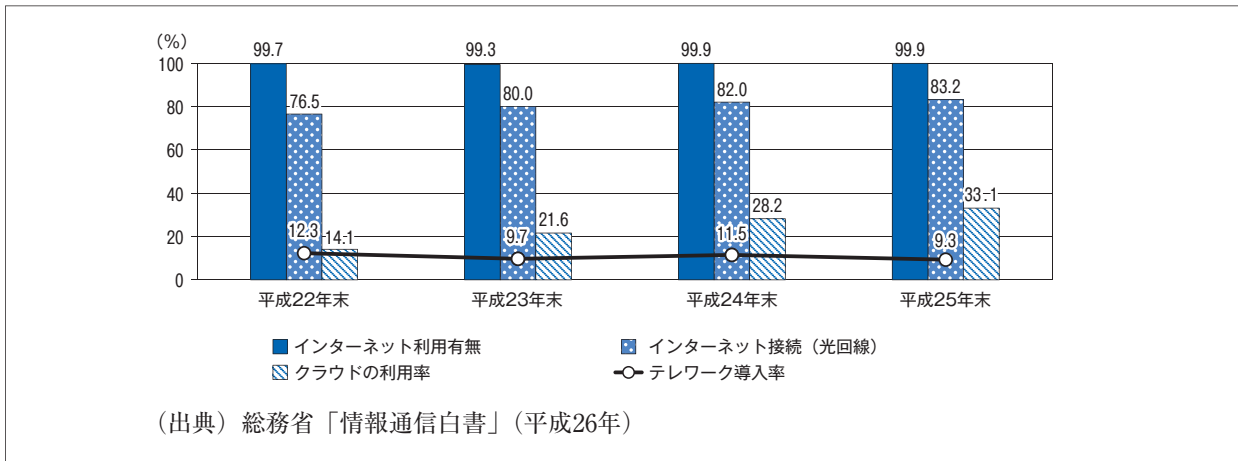
## (6) 情報技術の進展

- スマートフォン・タブレットでのサービス利用が多様化している。
- 企業のICT環境は整いつつあるものの、テレワーク導入率は1割程度であり、男女共に過半数の層でテレワークの利用意向がある。

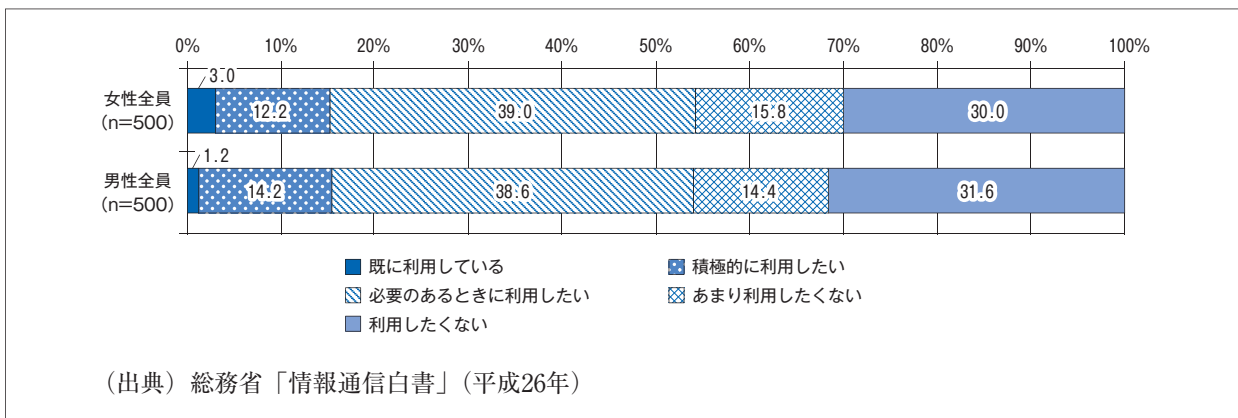
図表18 スマートフォン・タブレットでのサービス利用



図表19 企業のICT環境整備とテレワーク導入率



図表20 テレワークの利用意向

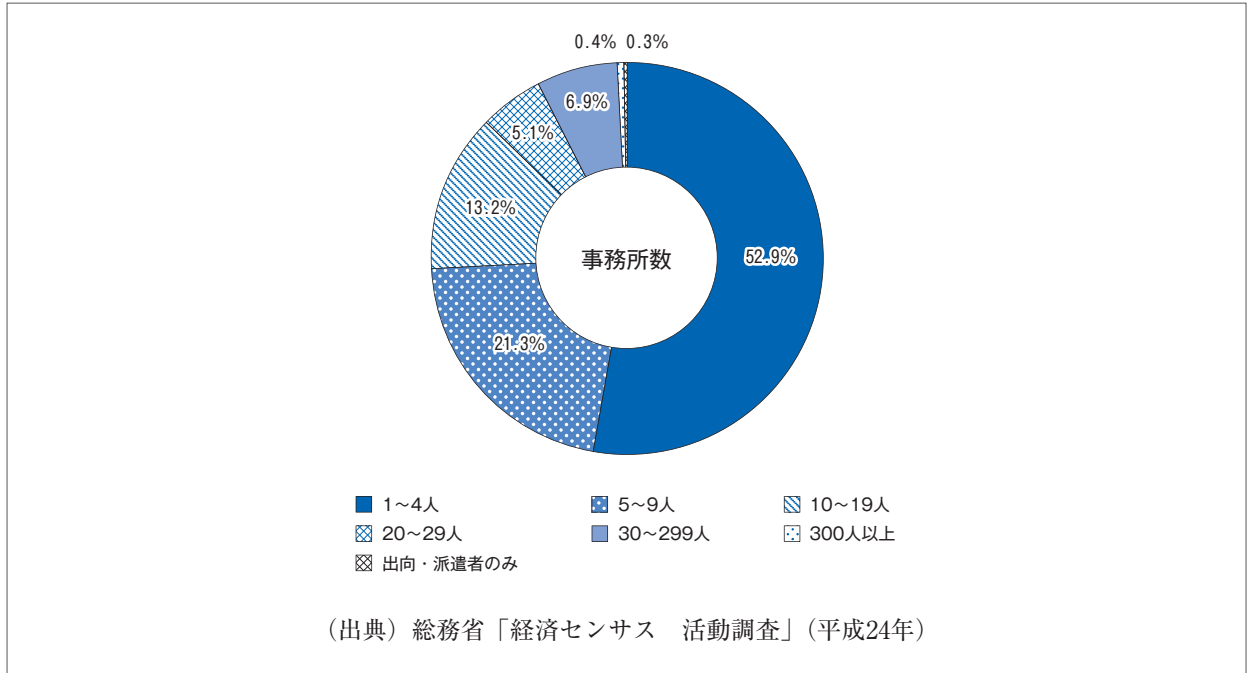


## 2. 横浜市の現状及び特徴

### (1) 市内の企業について

○市内企業の99%が中小企業。(1事業所当たりの従業員数が29人以下の事業所が92.5%、従業員数が299人以下の事業所が99.4%を占めている)

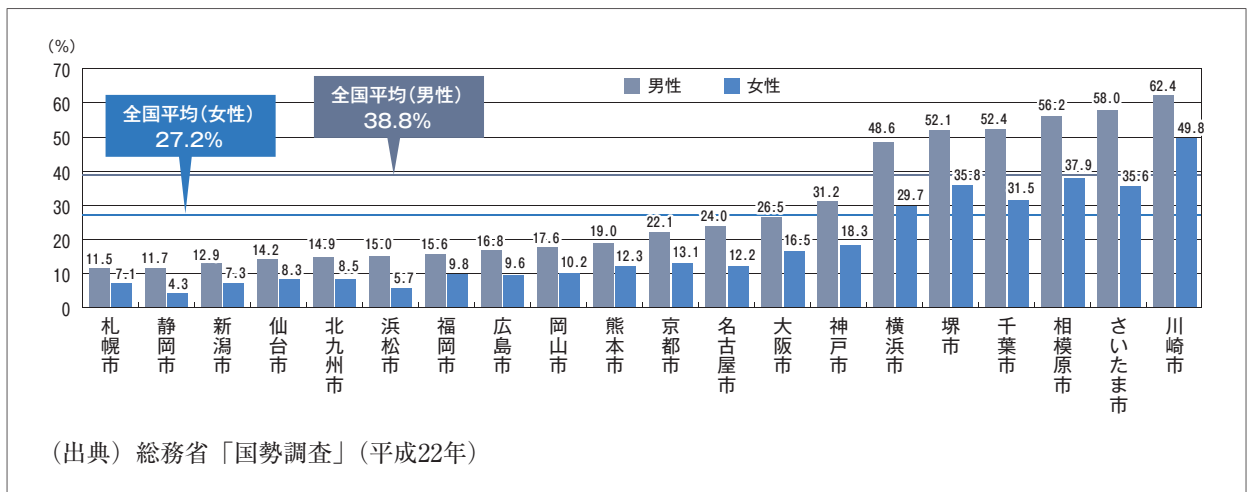
図表21 1事業所あたりの従業者規模別の事業所数



### (2) 働きたい・働き続けたい女性について

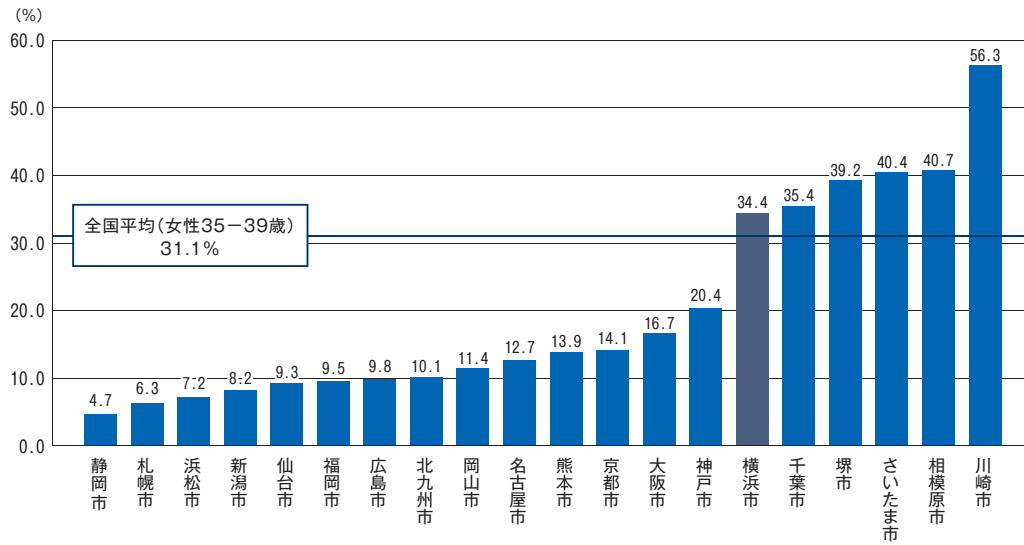
○市外勤務の女性が多く、通勤時間が長い。  
○男女ともに長時間勤務の割合が高い。

図表22 15歳以上の就業者に占める市外従業者の割合(男女別、政令指定都市)



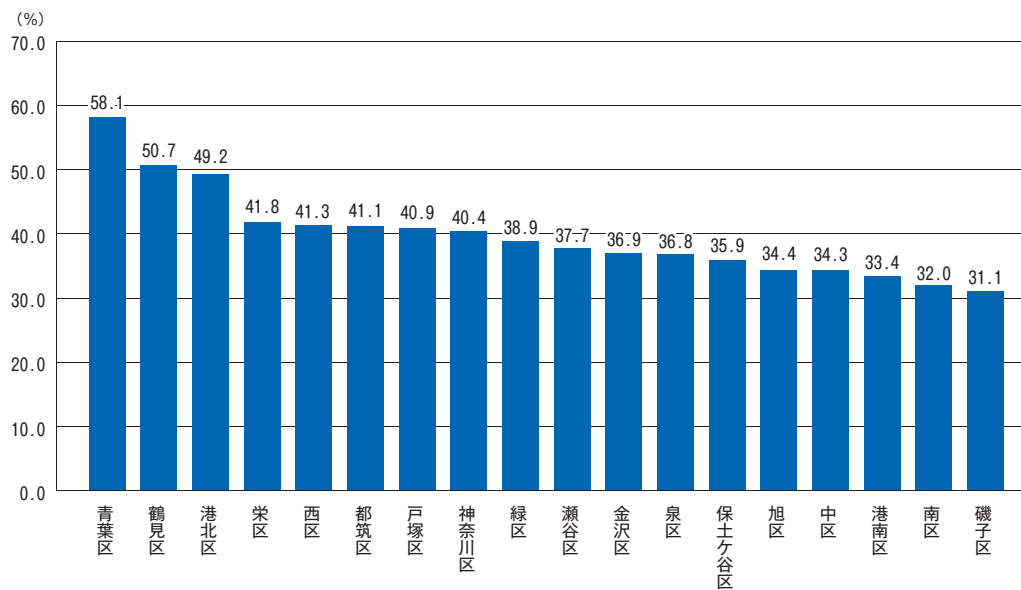


図表23 35～39歳の就業者の女性に占める市外従業者の割合（政令指定都市）



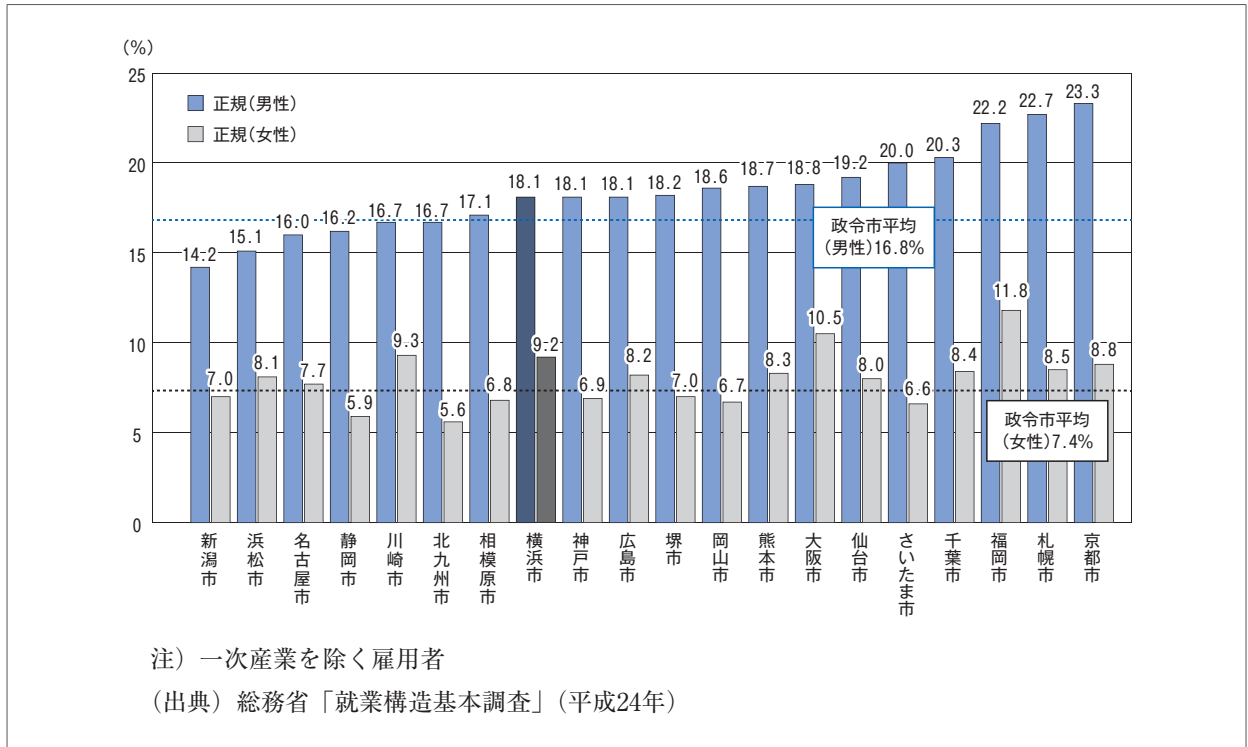
(出典) 総務省「国勢調査」(平成22年)

図表24 15歳以上の就業者に占める市外従業者の割合（区別）

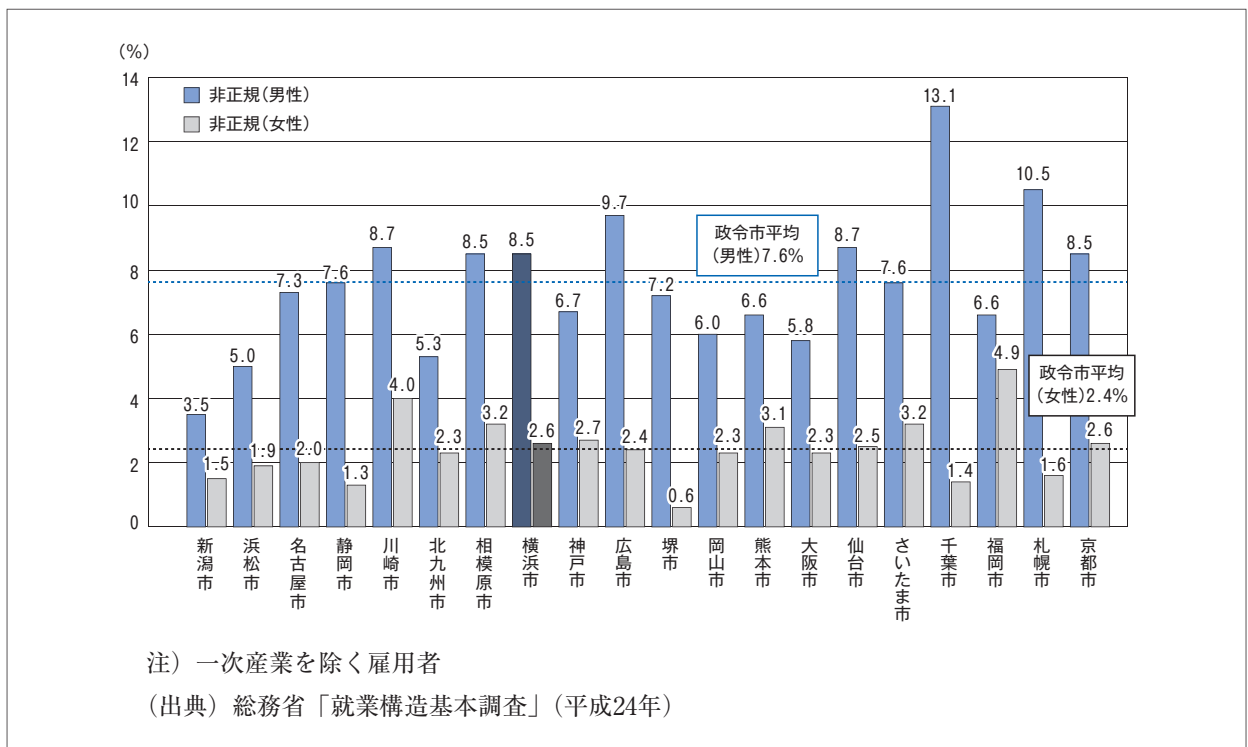


(出典) 総務省「国勢調査」(平成22年)

図表25 年間就業日数が200日以上 of 就業者に占める週間就業時間60時間以上の就業者の割合  
(正規職員・従業員)



図表26 年間就業日数が200日以上 of 就業者に占める週間就業時間60時間以上の就業者の割合  
(非正規職員・従業員)



- 市の中期4か年計画において「大学と連携した地域社会づくり」を掲げ、市内の大学がこれまで取組んできた新たな価値の創造や地域社会への貢献を一層、拡充・強化していくための仕組みづくりに取り組んでいる。
- 大学・都市パートナーシップ協議会は、市内の大学が豊富な知的資源などの蓄積を活かし、市民・企業・行政と連携して活力と魅力溢れる都市を実現するため、市内大学学長・理事長と横浜市長の意見交換の場として、平成17年3月14日に設立された。パートナーシップ協議会には、協定を締結した大学が30校ある。

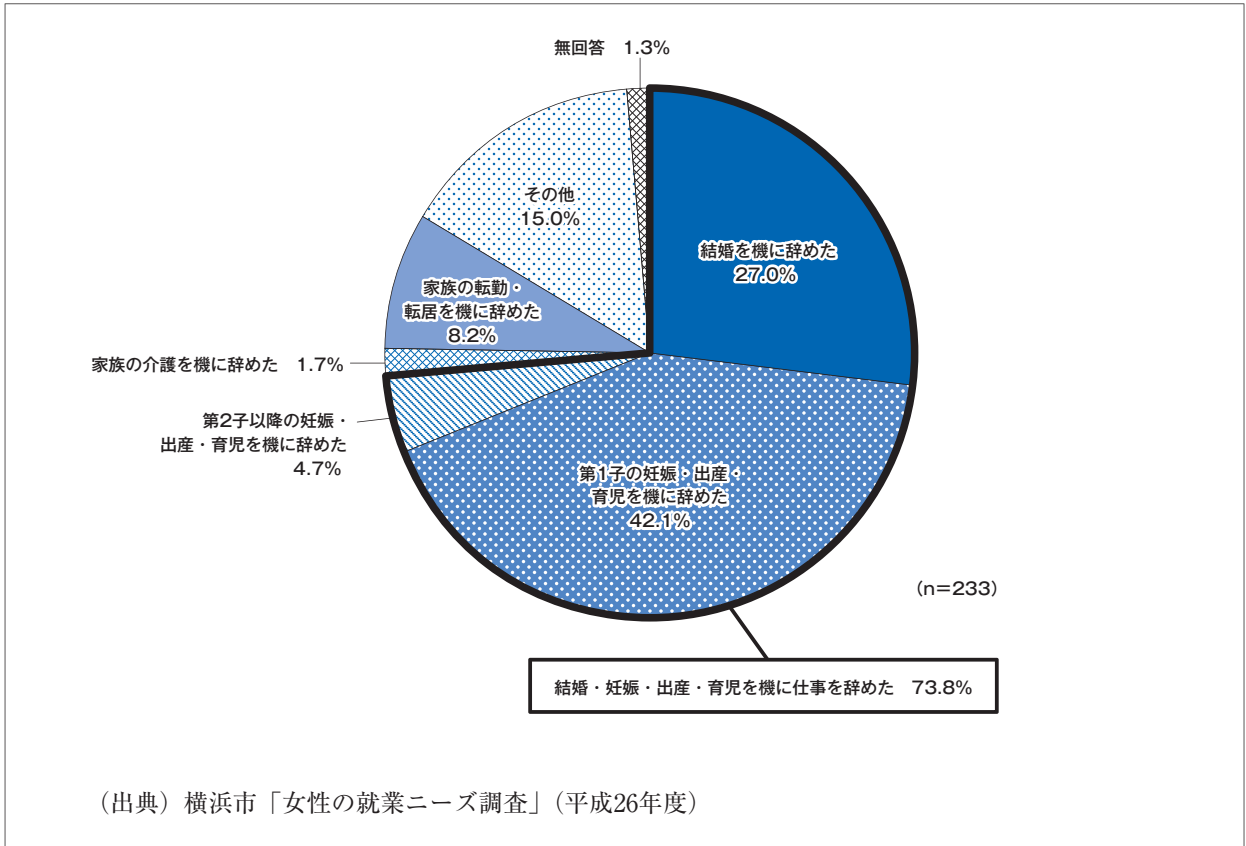
図表27 大学・都市パートナーシップ協議会参加大学一覧

神奈川大学	鎌倉女子大学・短期大学部	カリタス女子短期大学	関東学院大学	慶應義塾大学
國學院大學	湘南医療大学	情報セキュリティ大学院大学	昭和大学	星槎大学
玉川大学	鶴見大学・短期大学部	桐蔭横浜大学	東京藝術大学大学院	東京工業大学
東京都市大学	東洋英和女学院大学	日本体育大学	フェリス女学院大学	放送大学
明治学院大学	八洲学園大学	横浜国立大学	横浜商科大学	横浜女子短期大学
横浜市立大学	横浜創英大学	横浜美術大学	横浜薬科大学	SBI大学院大学

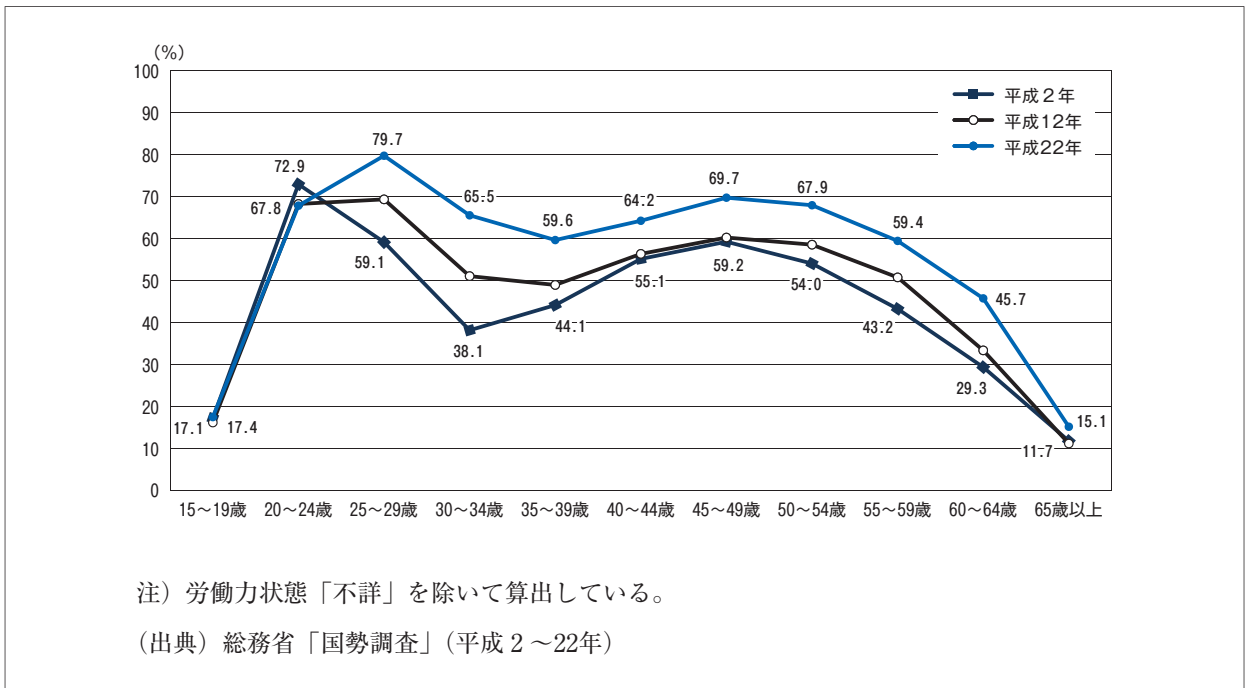
(30校 50音順)

○結婚・出産を機に退職している女性が多い一方で、働いていない9割以上が就労希望。

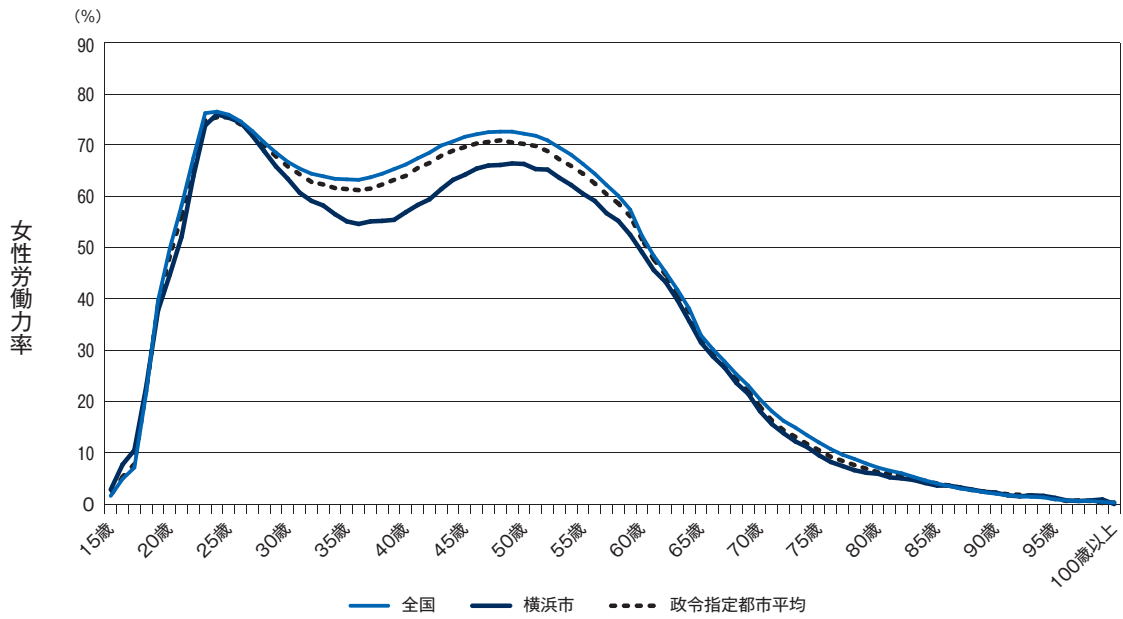
図表28 仕事を辞めた時期



図表29 女性の年齢階級別労働力率の推移

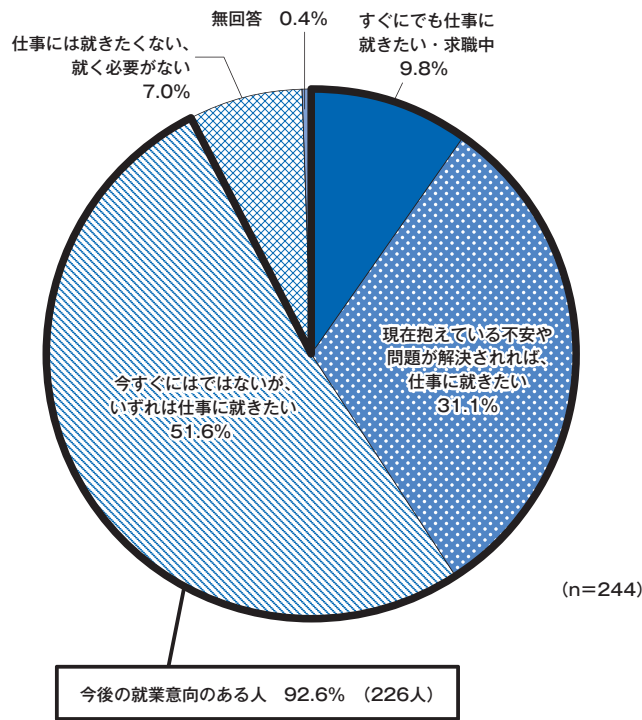


図表30 女性の年齢階級別労働力率の比較



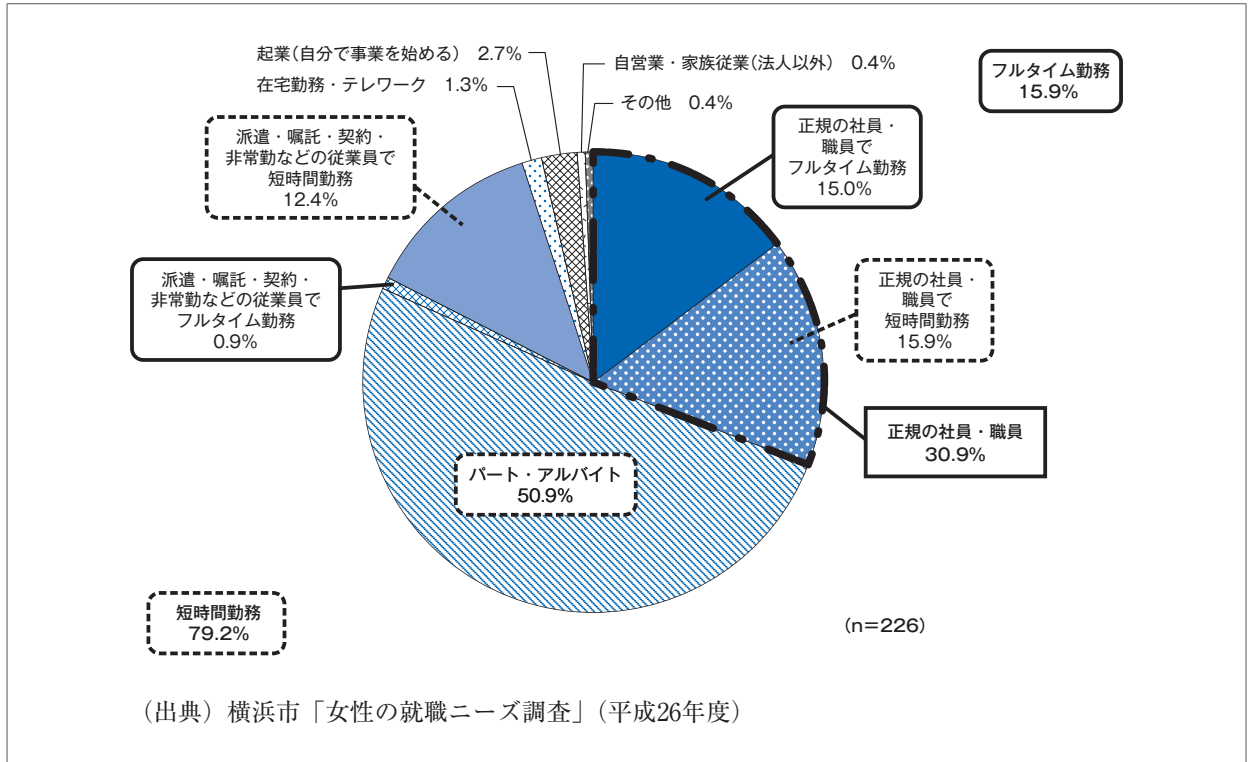
(出典) 総務省「国勢調査」(平成22年)

図表31 今後の就業意向



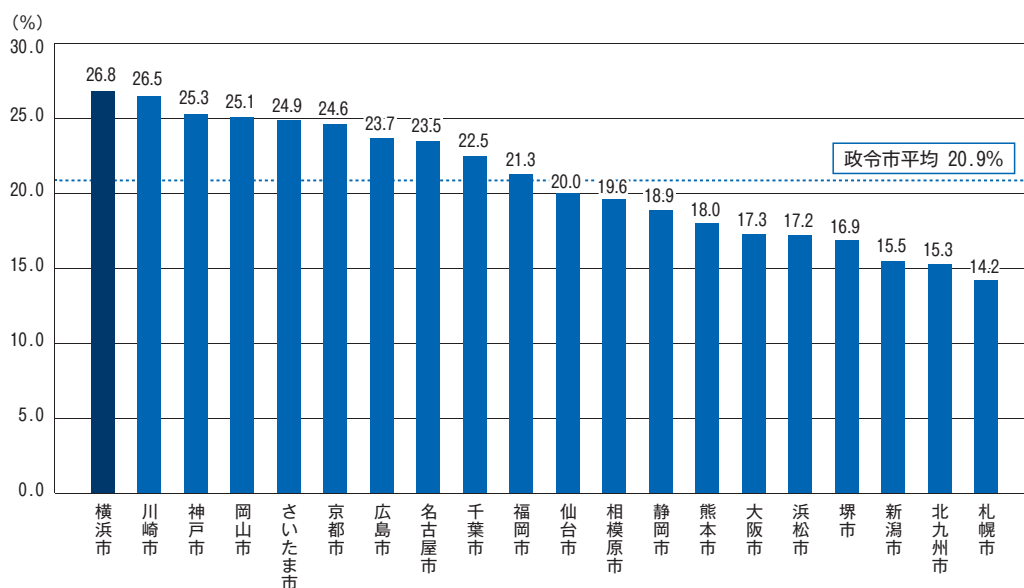
(出典) 横浜市「女性の就業ニーズ調査」(平成26年度)

図表32 今後、就業する場合の希望する働き方



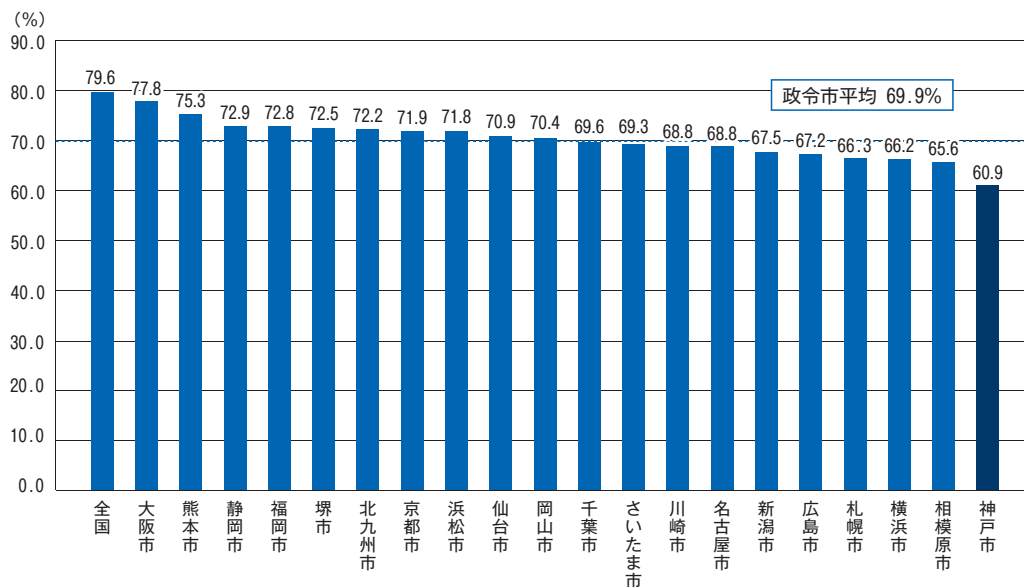
○高度な専門性を持つ女性が多い一方で、この層の有業率は低い。

図表33 25～44歳の女性のうち大学・大学院卒の割合



(出典) 総務省「国勢調査」(平成22年)

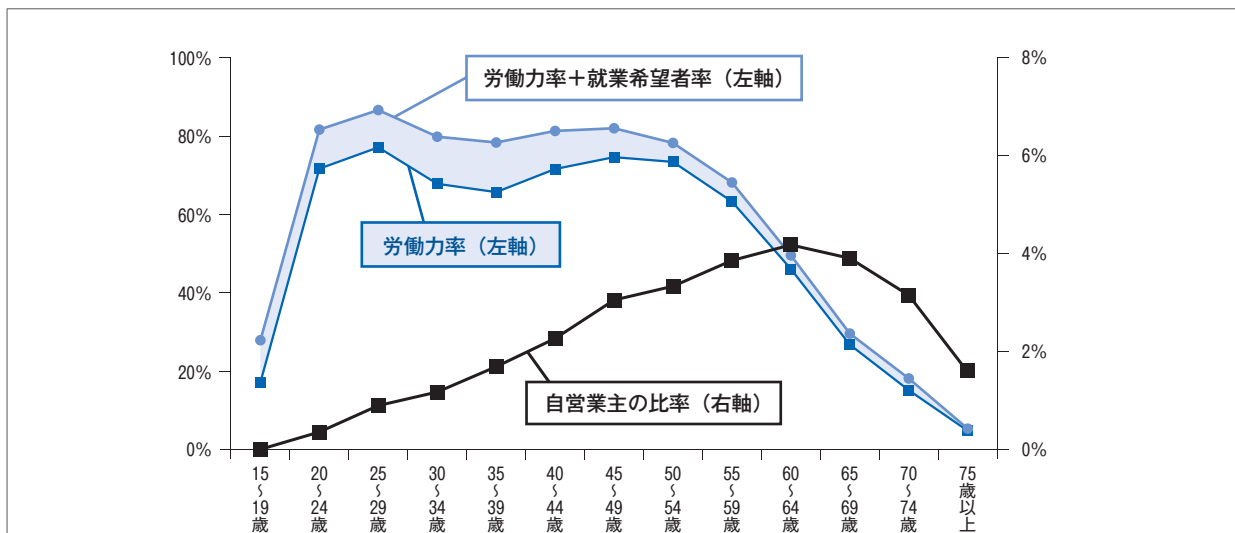
図表34 大学卒以上の女性の有業率(全国・政令指定都市)



(出典) 総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

○女性の起業家等は社員として女性を雇用する割合も高く、出産や育児に際しても継続する人が多い。

図表35 女性の労働力率及び自営業主の比率

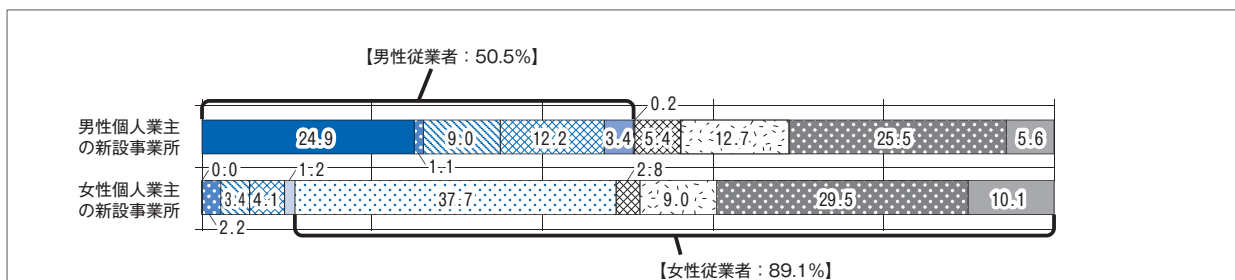


総務省「労働力調査（詳細集計）」（2010年）より作成。

注）年齢階級ごとの15歳以上人口に占める。労働力人口及び自営業主の割合。自営業主には家族従業員、内職者は含まない。

（出典）内閣府男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会「女性と経済」ワーキング・グループ「女性の活躍できる経済社会の構築に向けて」最終報告（平成24年）

図表36 個人業主の事業所の構成



資料：経済センサス－基礎調査（平成21年、総務省）、事業所・企業統計調査（平成18年、総務省）を男女共同参画局 基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループで特別集計。

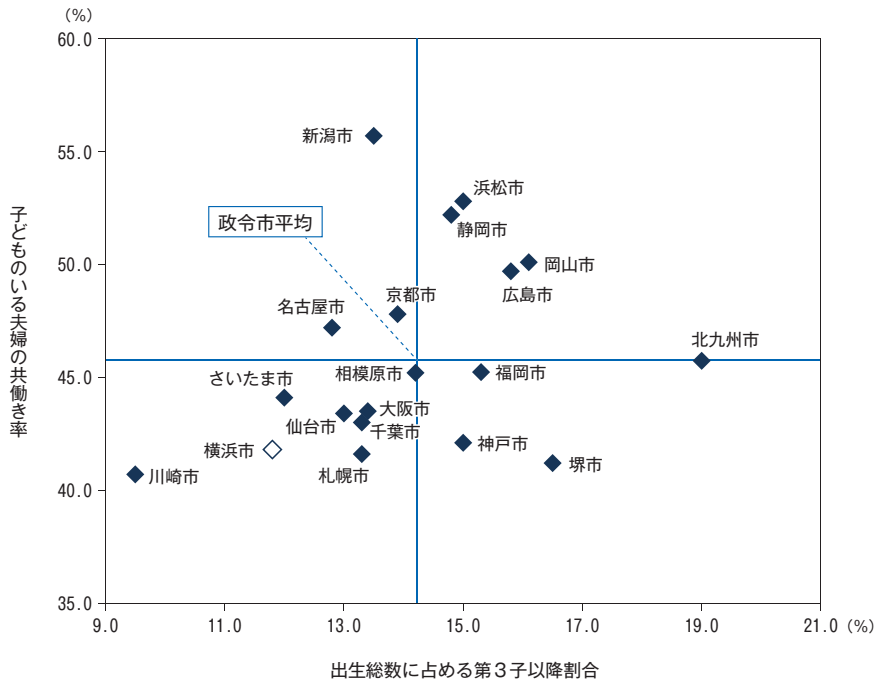
（出典）内閣府男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会「女性と経済」ワーキング・グループ「女性の活躍できる経済社会の構築に向けて」最終報告（平成24年）



### (3) 男性・シニア等について

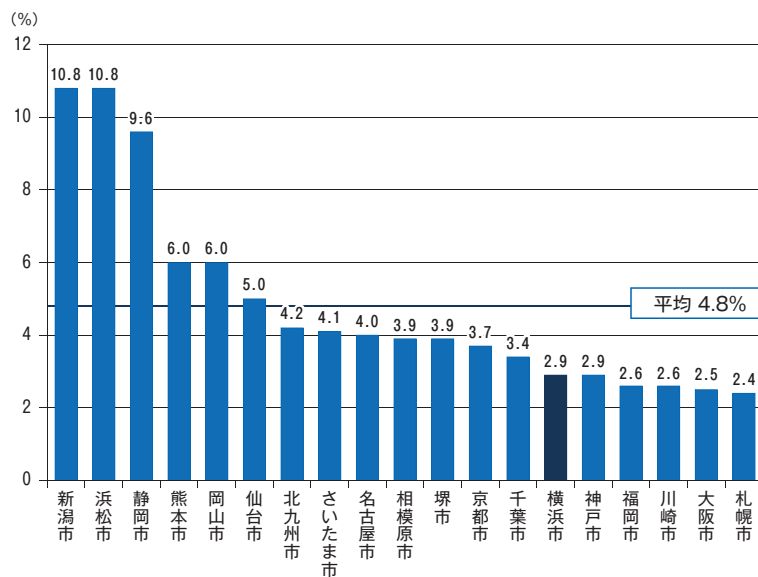
- 横浜市は子どものいる夫婦の共働き率と多子世帯（第3子以上）が少ない。
- 親との同居世帯が少ない（核家族化の傾向にある）。

図表37 子どものいる夫婦の共働き率と出生総数に占める第3子以降割合との関係（政令指定都市）



（出典）総務省「国勢調査」（平成22年）、厚生労働省「人口動態調査」（平成25年）

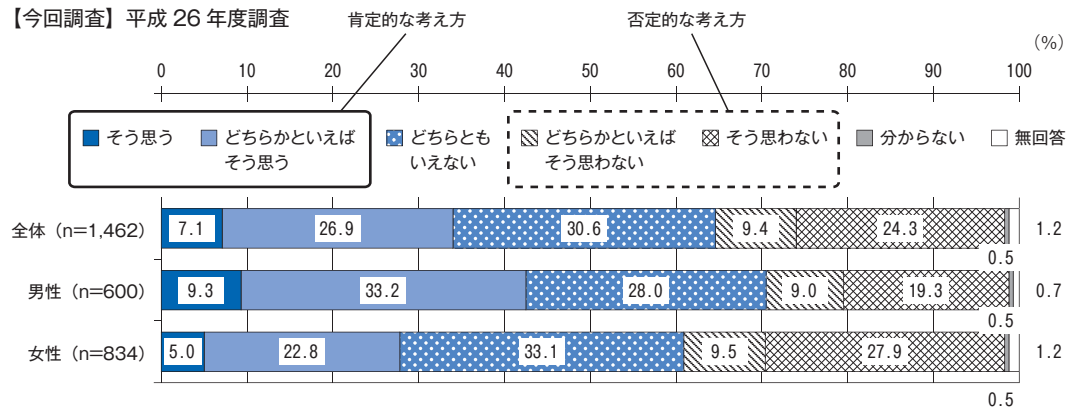
図表38 3世代世帯の世帯割合（政令指定都市）



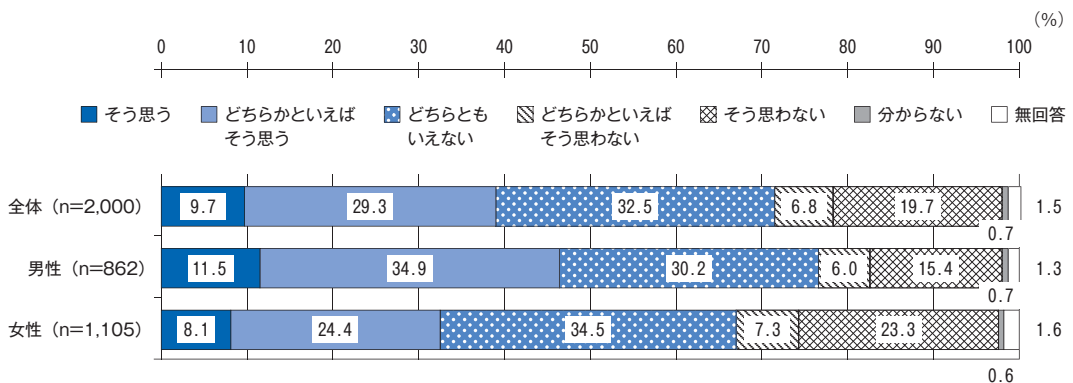
（出典）総務省「国勢調査」（平成22年）

○平成26年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という考えについての意識を性別にみると、女性は否定的な考え方が肯定的な考え方を上回っているが、逆に、男性は肯定的な考え方が否定的な考え方を大きく上回っており、男女間で意識の差がみられる。

図表39 性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という考え方について



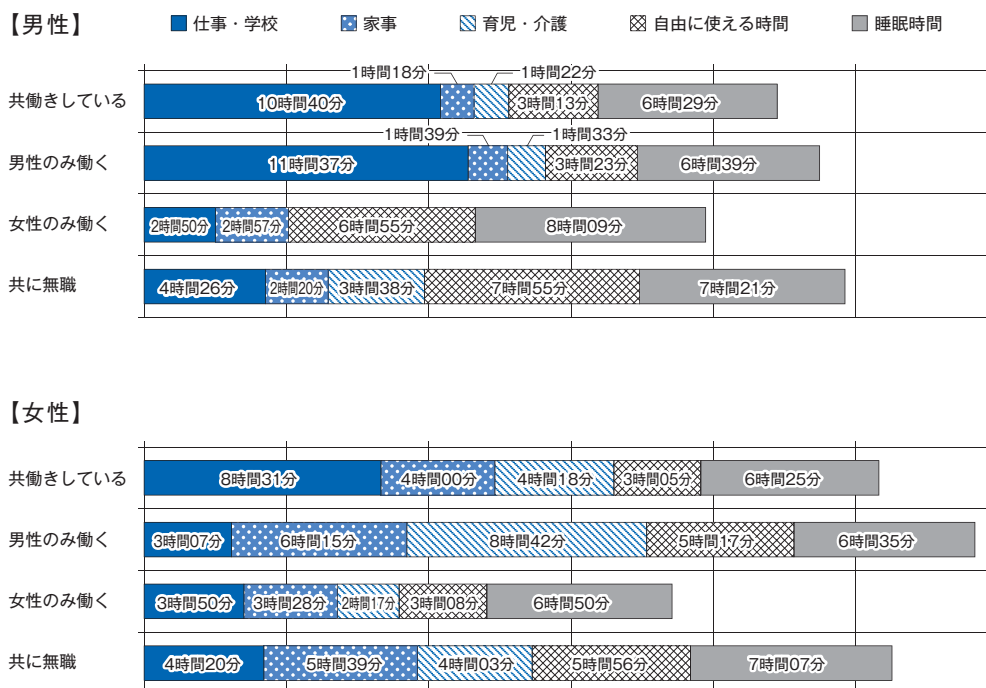
(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成26年度)



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)

○男性の家事・育児時間が短い（共働き世帯で比較した場合、女性と比べて3割程度）。

図表40 仕事や学校のある日において各活動に費やしている時間（世帯類型別）



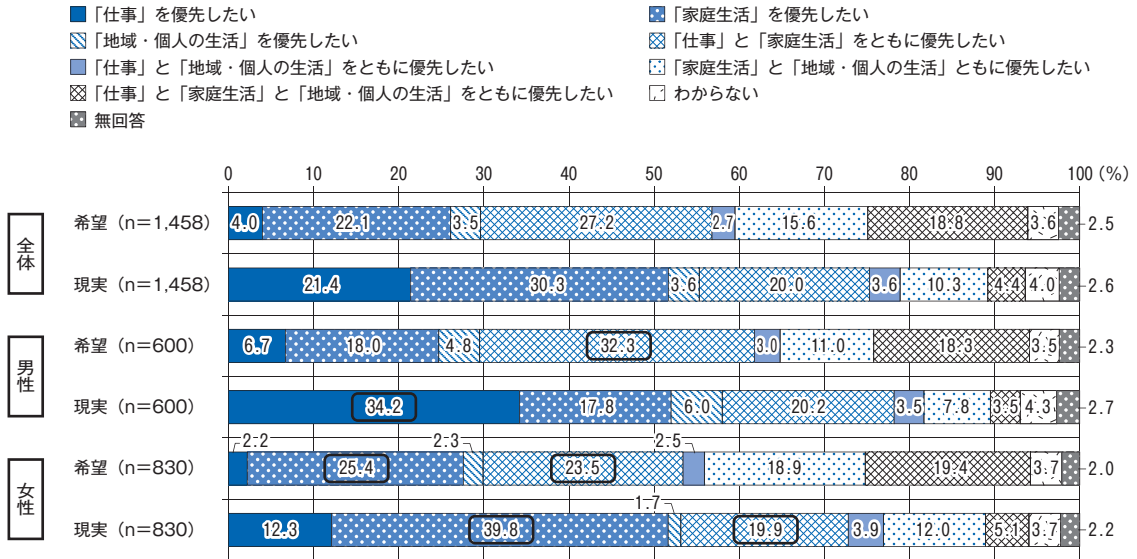
注) 活動ごとに有効回答数が異なる。時間は、各活動の有効回答の平均を示しており、また、1日のうちのすべての活動についてたずねたわけではないため、合計時間は24時間となっていない。

(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成26年度)

○生活の中での優先度の希望と現実をたずねたところ、希望としては、男性で仕事と家庭生活の複数活動を優先したいが高くなっていったが、現実には仕事を優先していた。

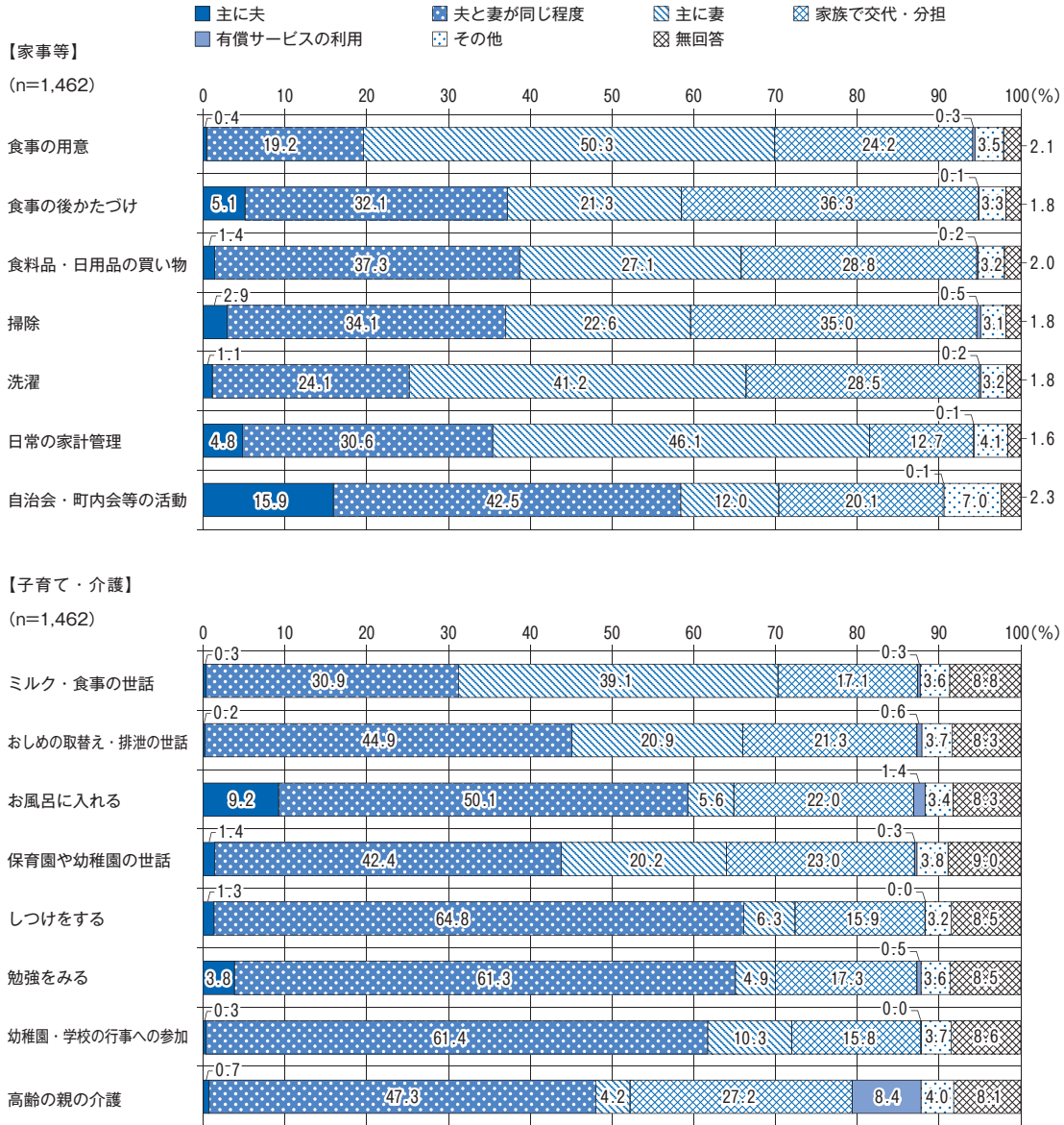
○女性では家庭生活を優先したいとの希望が高く、次に、仕事と家庭生活の複数活動を優先したいとの希望が高くなっており、希望も同じく家庭生活を優先している割合が高くなってきている。

図表41 生活の中での各活動の優先度の理想と現実



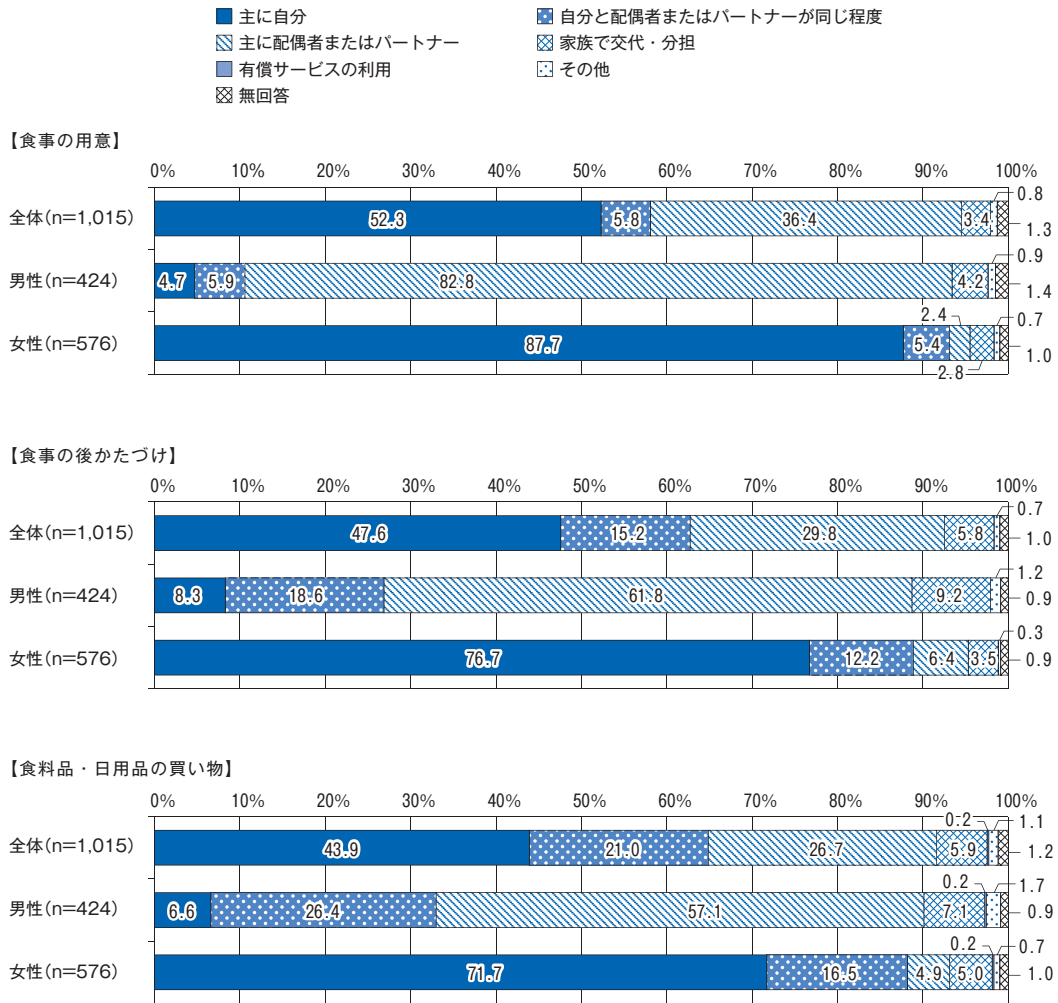
(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成26年度)

図表42 家事等・子育て・介護の役割分担の理想



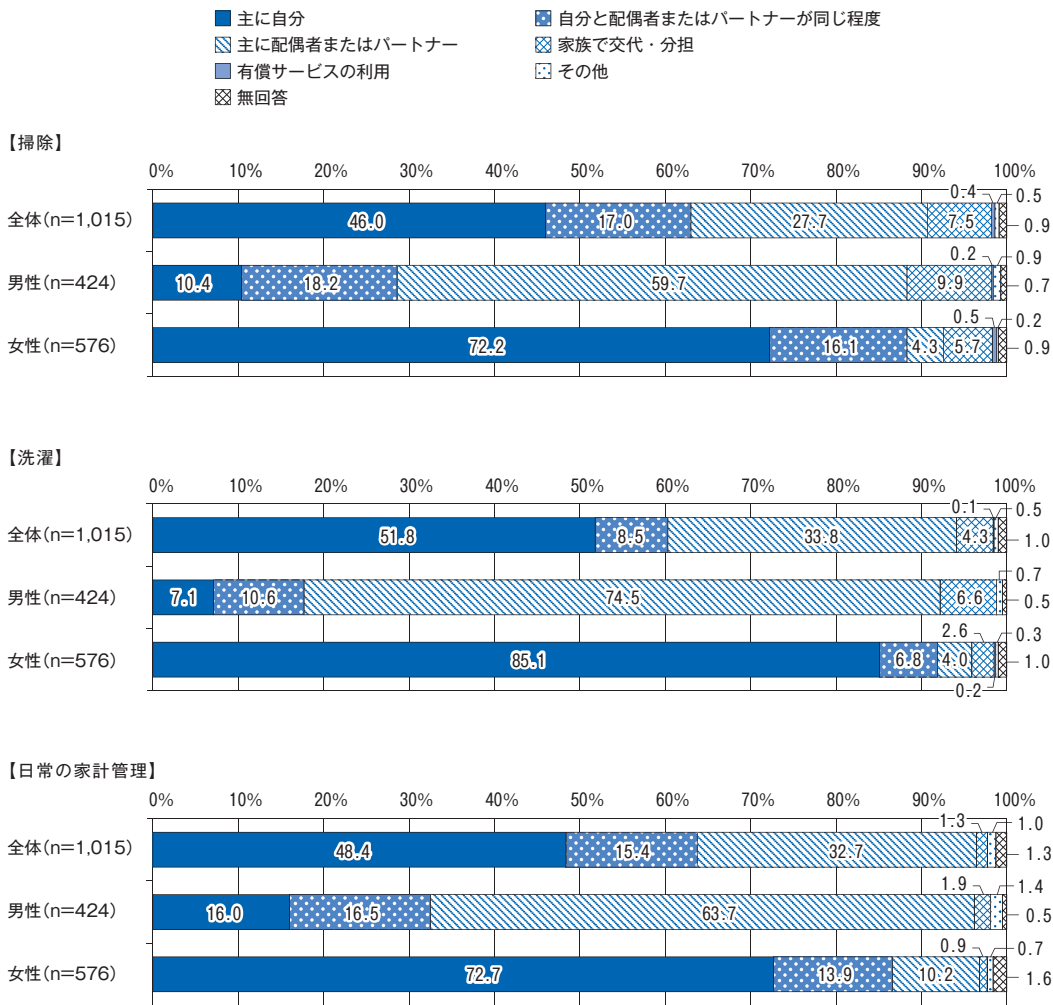
(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成26年度)

図表43-1 家事等の役割分担の実態（性別）（その1）



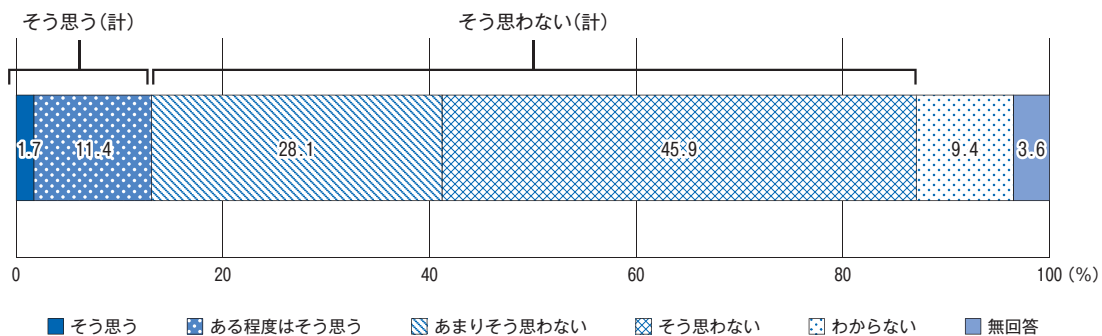
（出典）横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成26年度）

図表43-2 家事等の役割分担の実態（性別）（その2）



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成26年度)

図表44 男性が育児のための休業や休暇をとることについての社会や企業の支援に対する意識

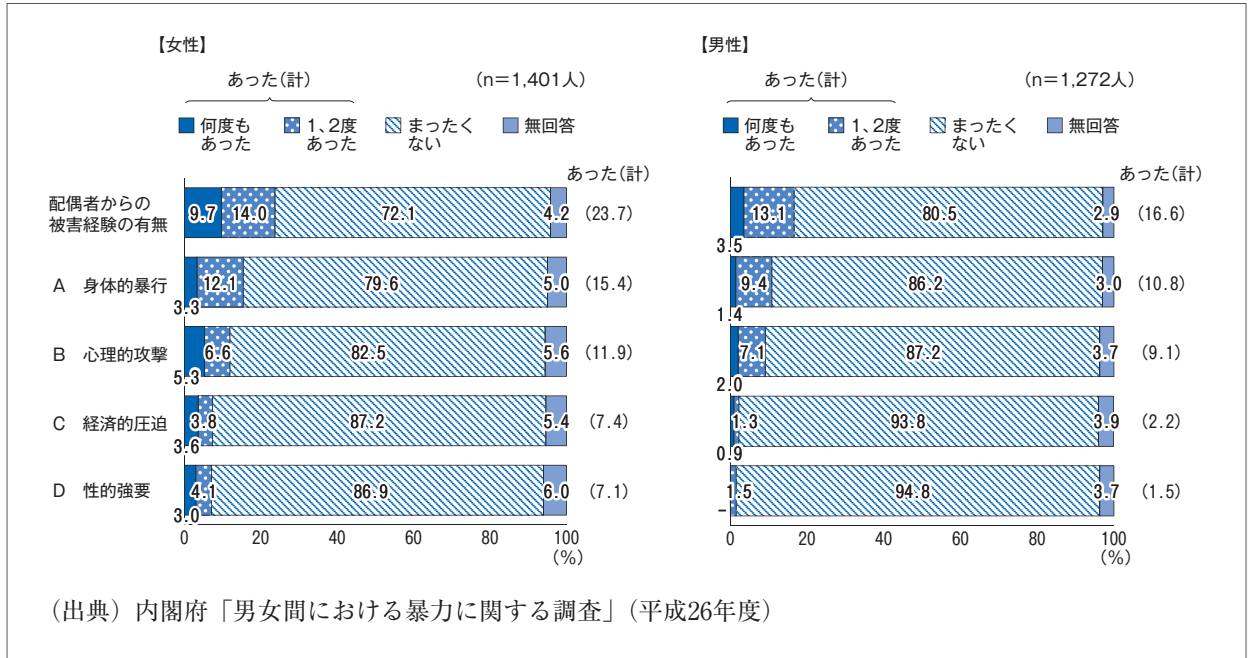


(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成26年度)

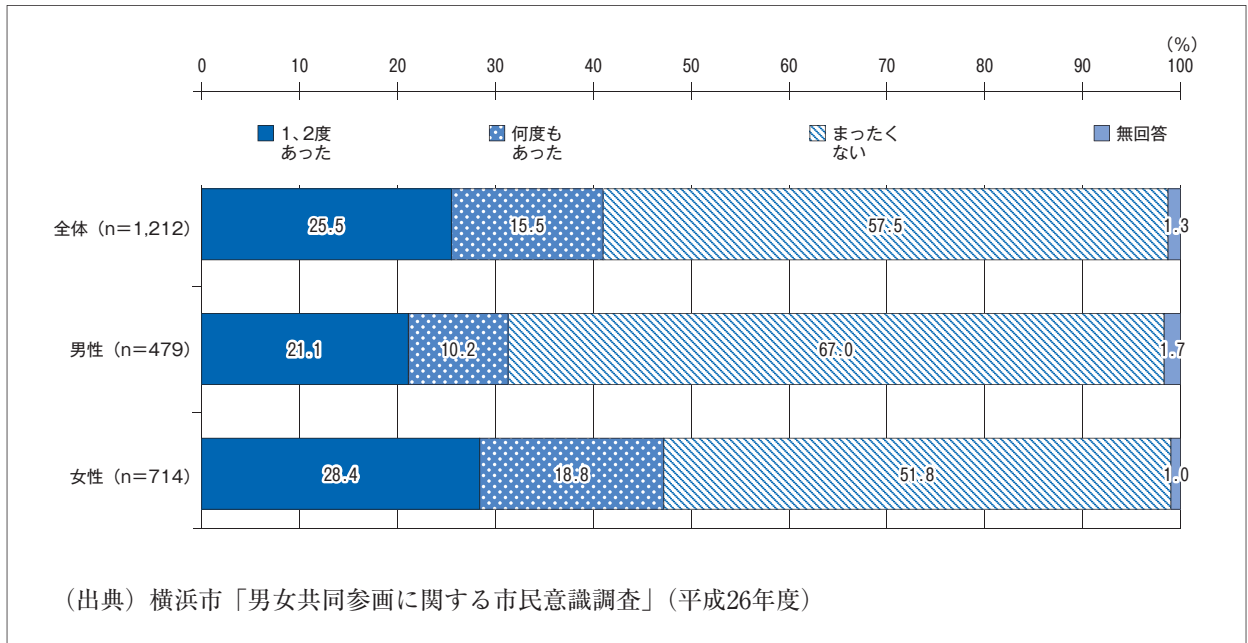
#### (4) 困難な立場にある男女について

○DV問題は生活困窮や児童虐待などとも複合的に絡み、深刻化・複雑化している。

図表45 配偶者からの被害経験（全国）

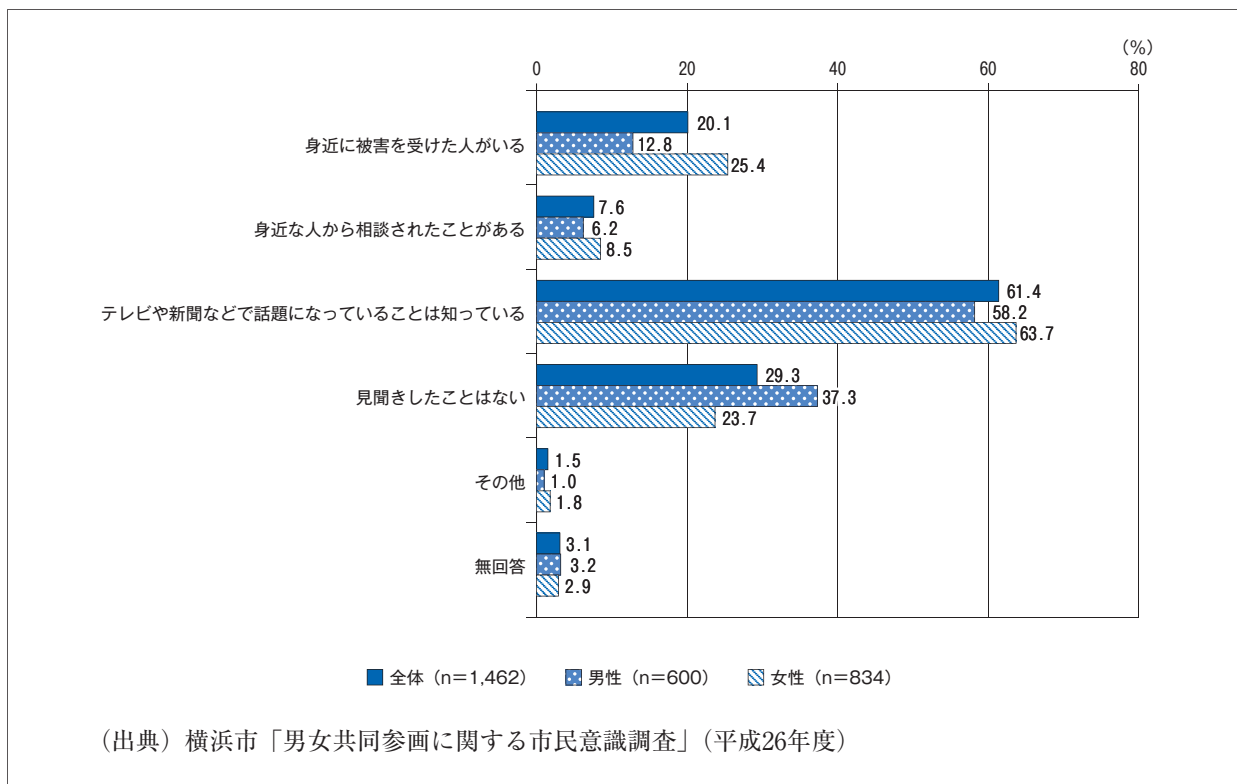


図表46 配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けた経験（横浜市）

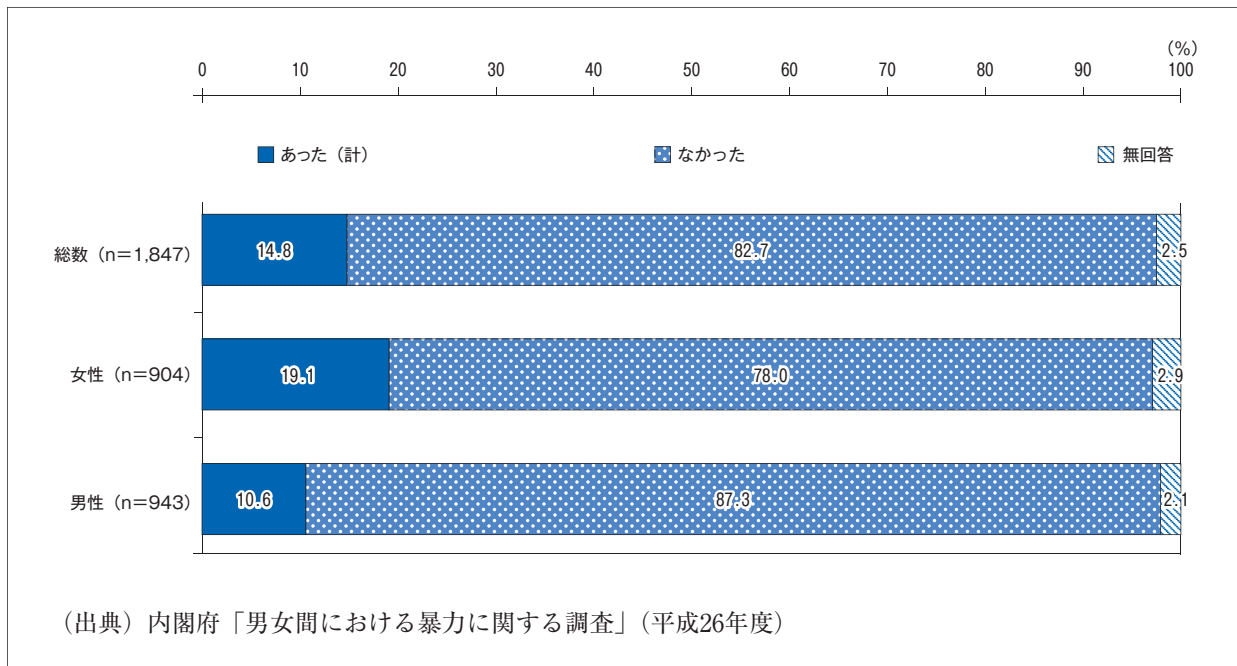




図表47 配偶者やパートナーの間での暴力について、身近で見聞きした経験（複数回答）（横浜市）

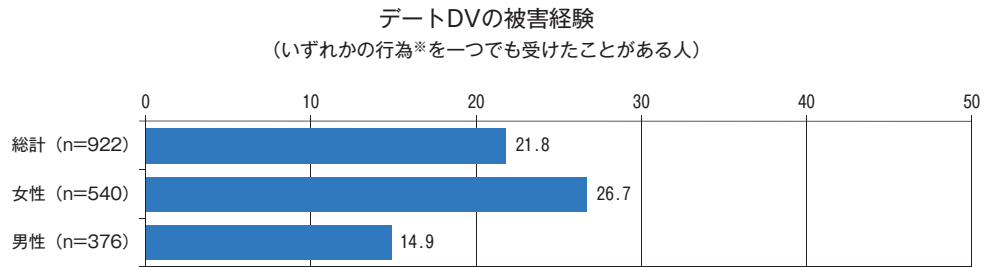


図表48 交際相手からの被害経験の有無（全国）

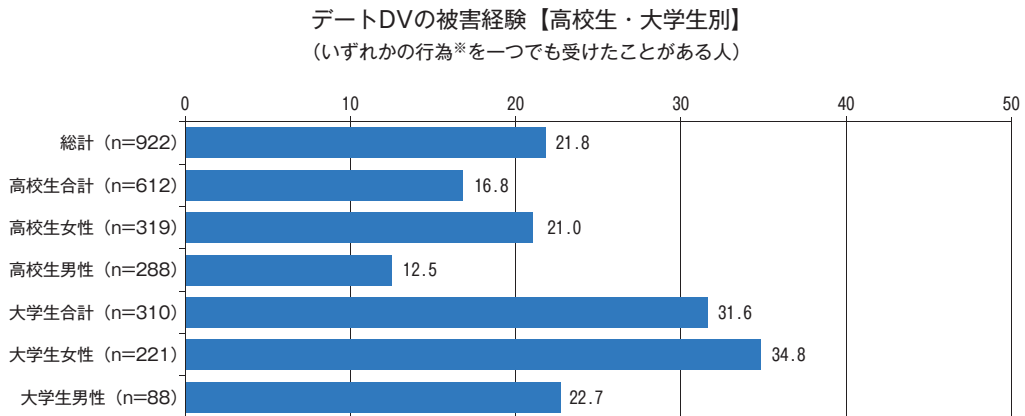


図表49 デートDVの被害経験（横浜市）

①全体と男女別



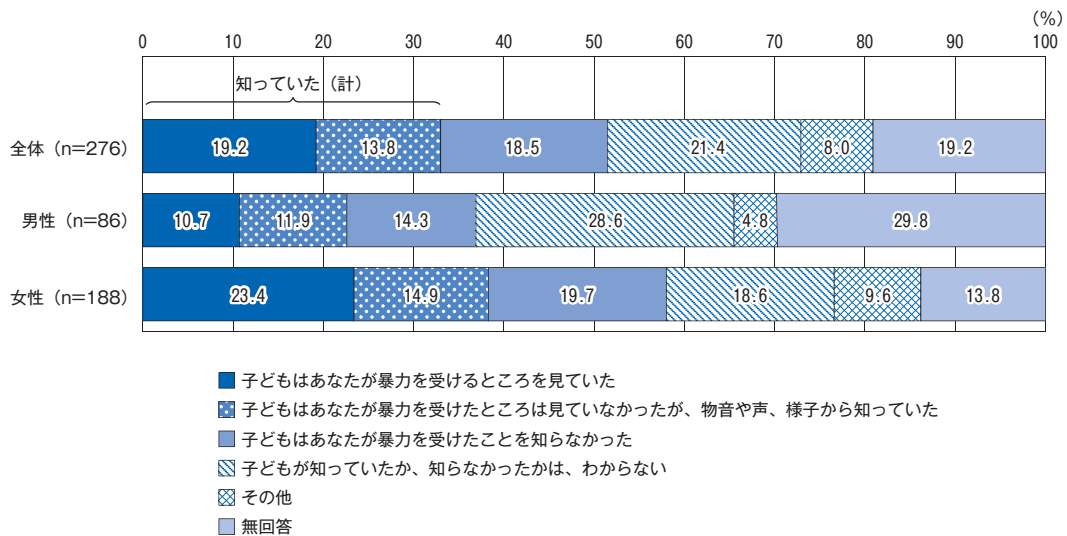
②高校生と大学生別



※デートDVの5つの行為（「たたく、ける、物を投げる」、「バカにしたり、傷つく言葉を言う、大声でどなる」、「メールのチェックや友達つきあいを制限する」、「性的な行為を無理やりする」、「デートの費用やお金を無理やり出させる」

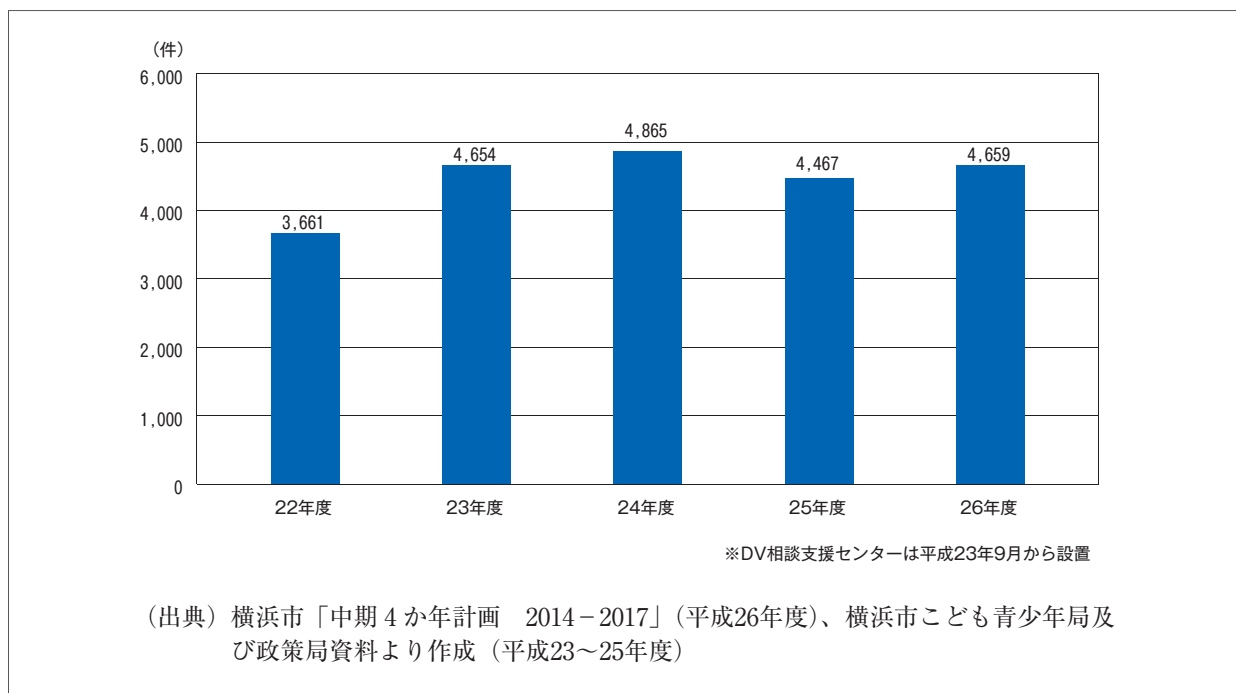
（出典）横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成26年度）

図表50 子供によるDVの目撃（横浜市）

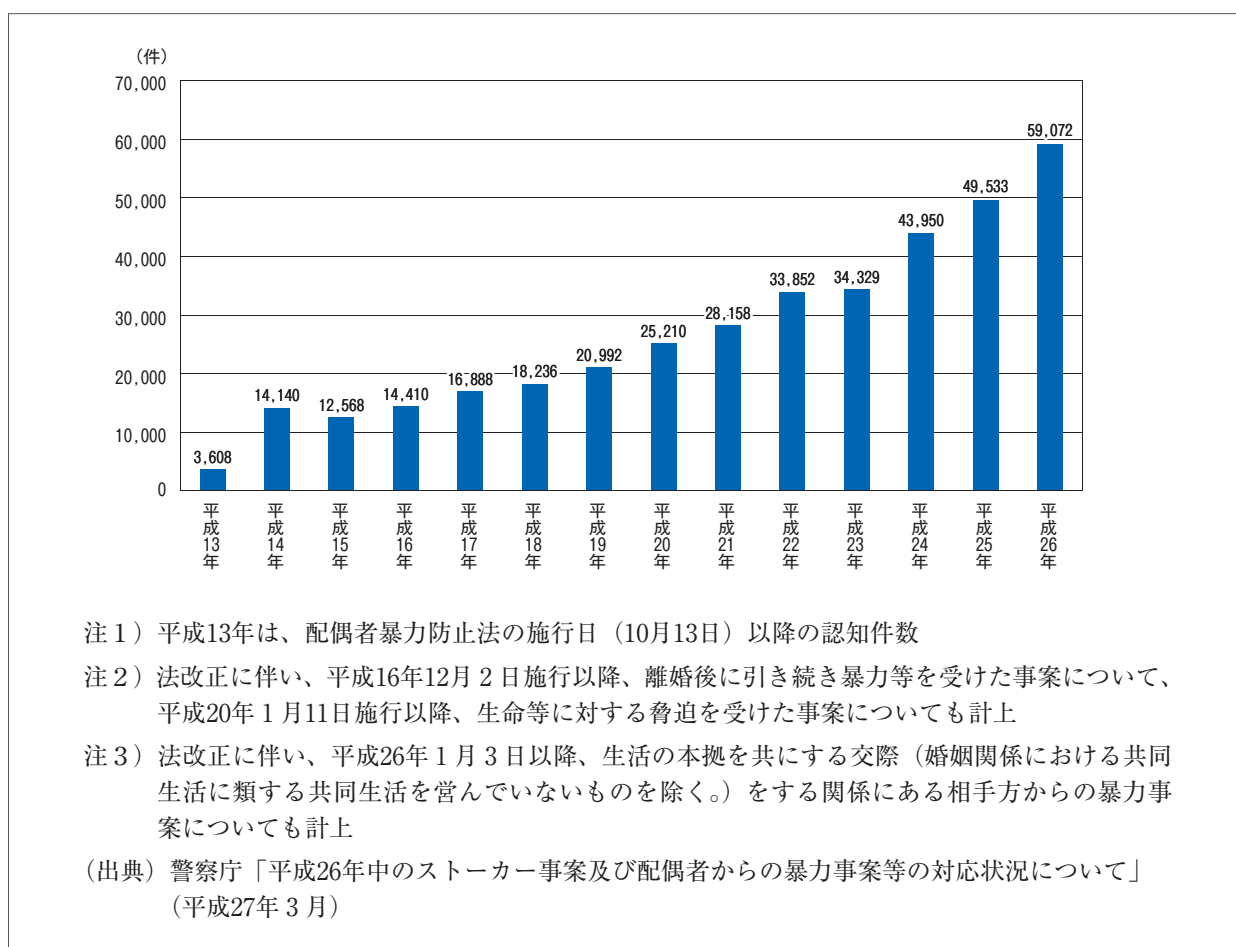


（出典）横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成26年度）

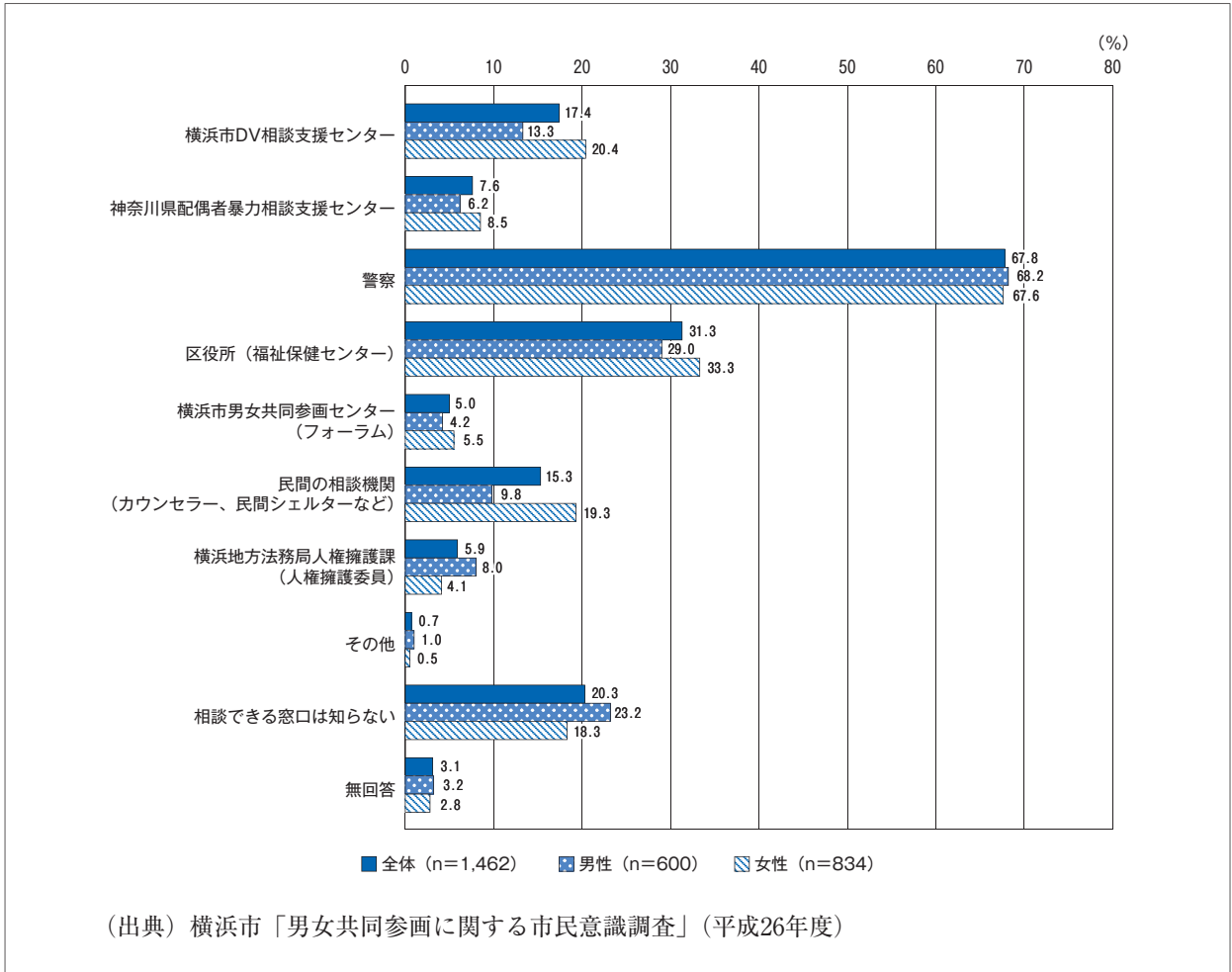
図表51 DV相談件数の推移（横浜市）



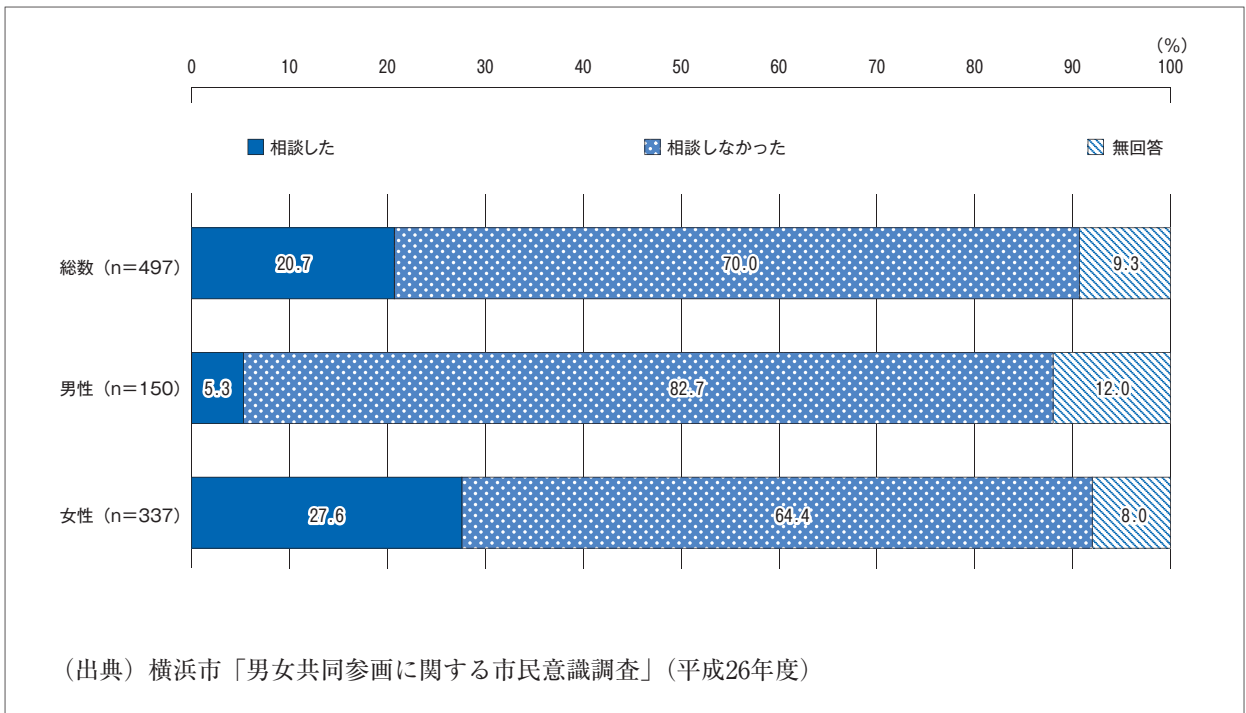
図表52 配偶者からの暴力事案等の認知状況（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を警察が受理した件数）(全国)



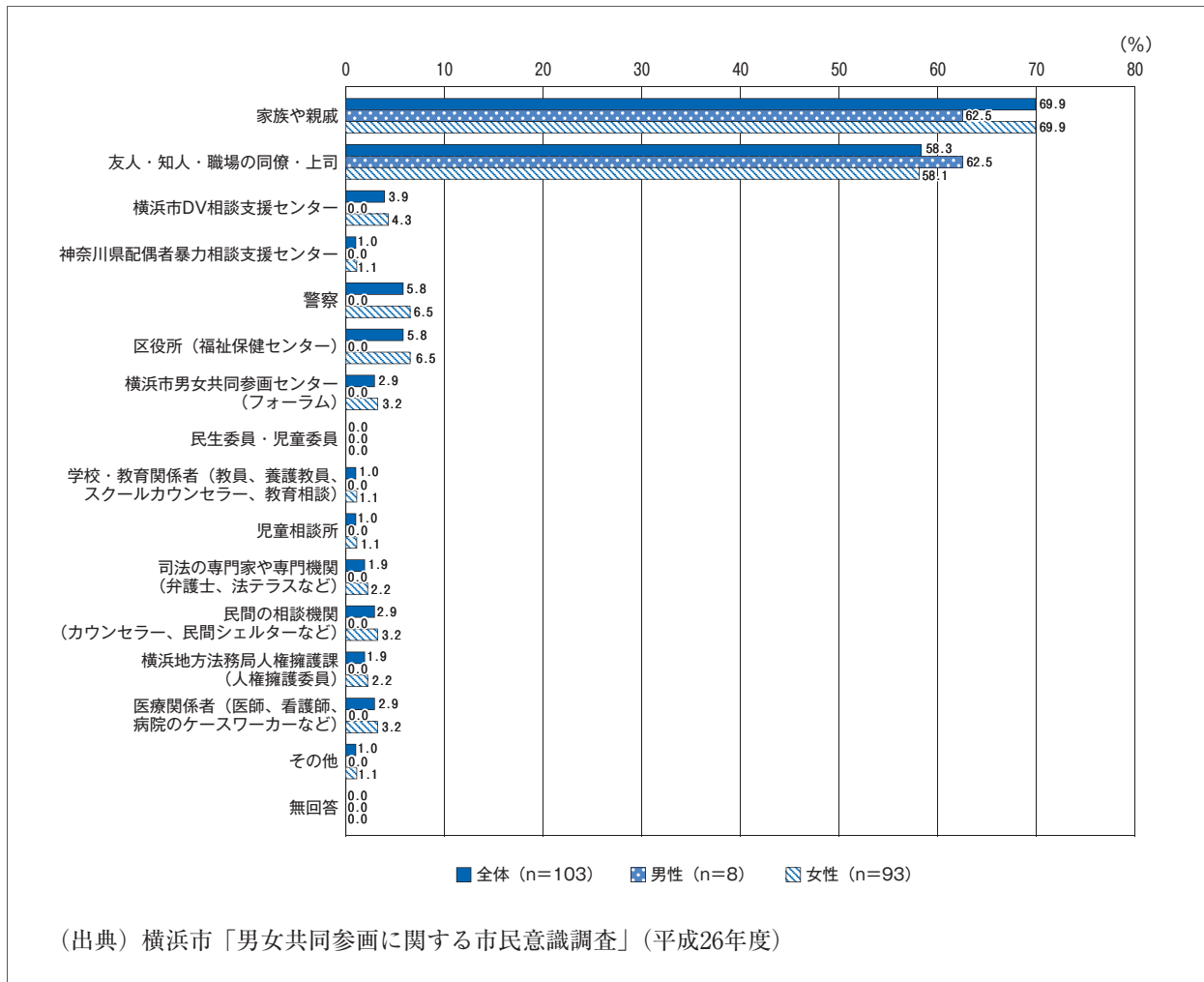
図表53 配偶者やパートナーからの暴力についての相談窓口の認知度（複数回答）（横浜市）



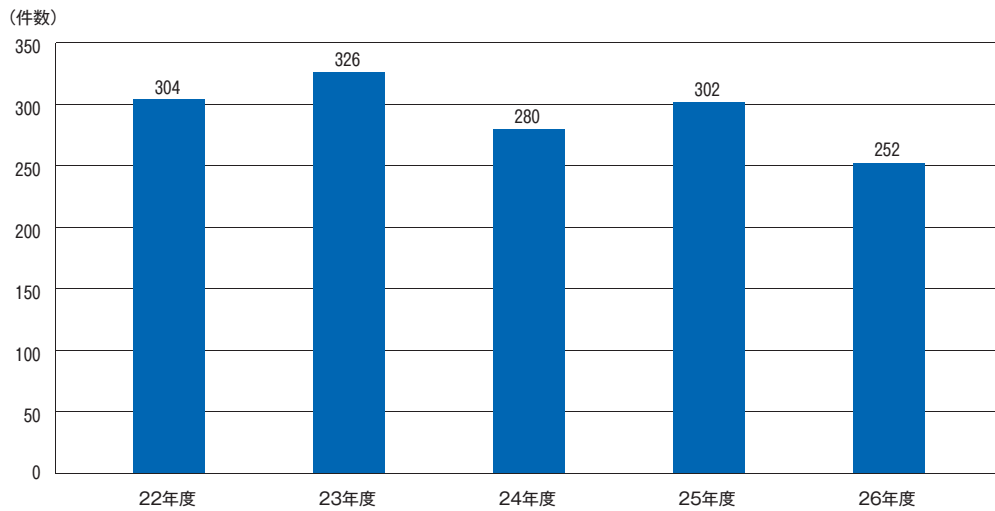
図表54 暴力にあたる行為を最初に受けた後の相談（横浜市）



図表55 相談をした先（複数回答）（横浜市）

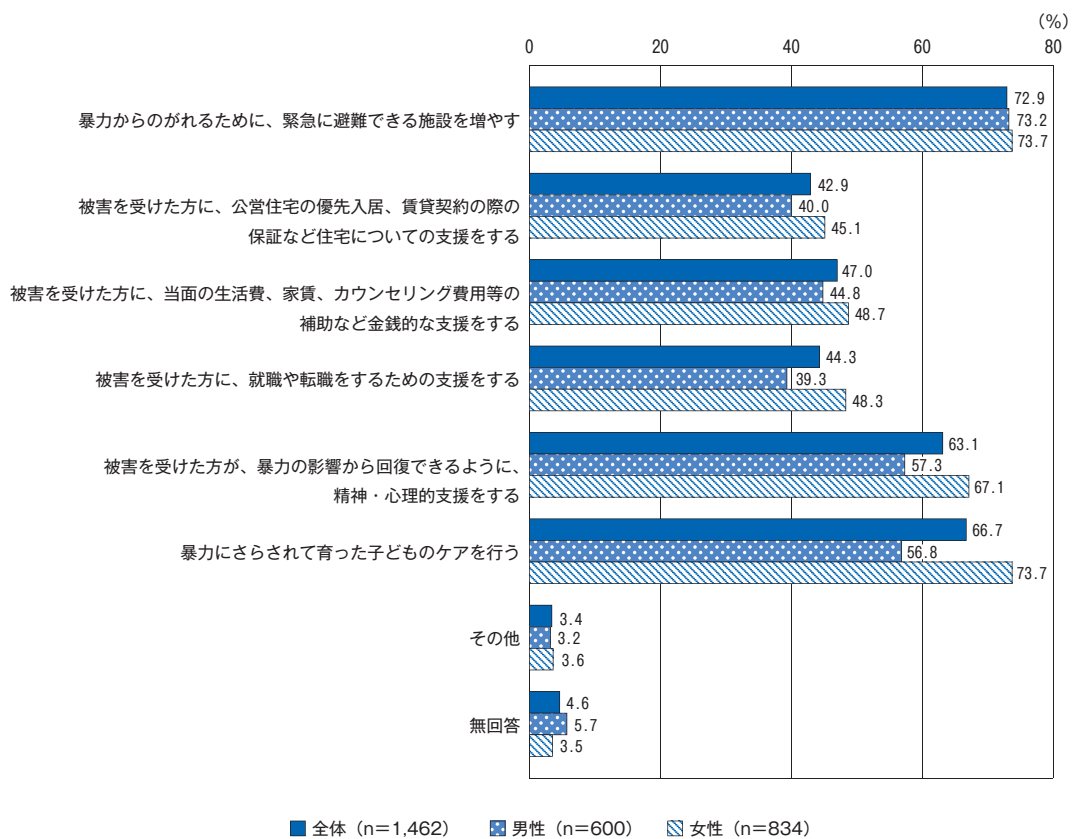


図表56 一時保護件数の推移（横浜市）



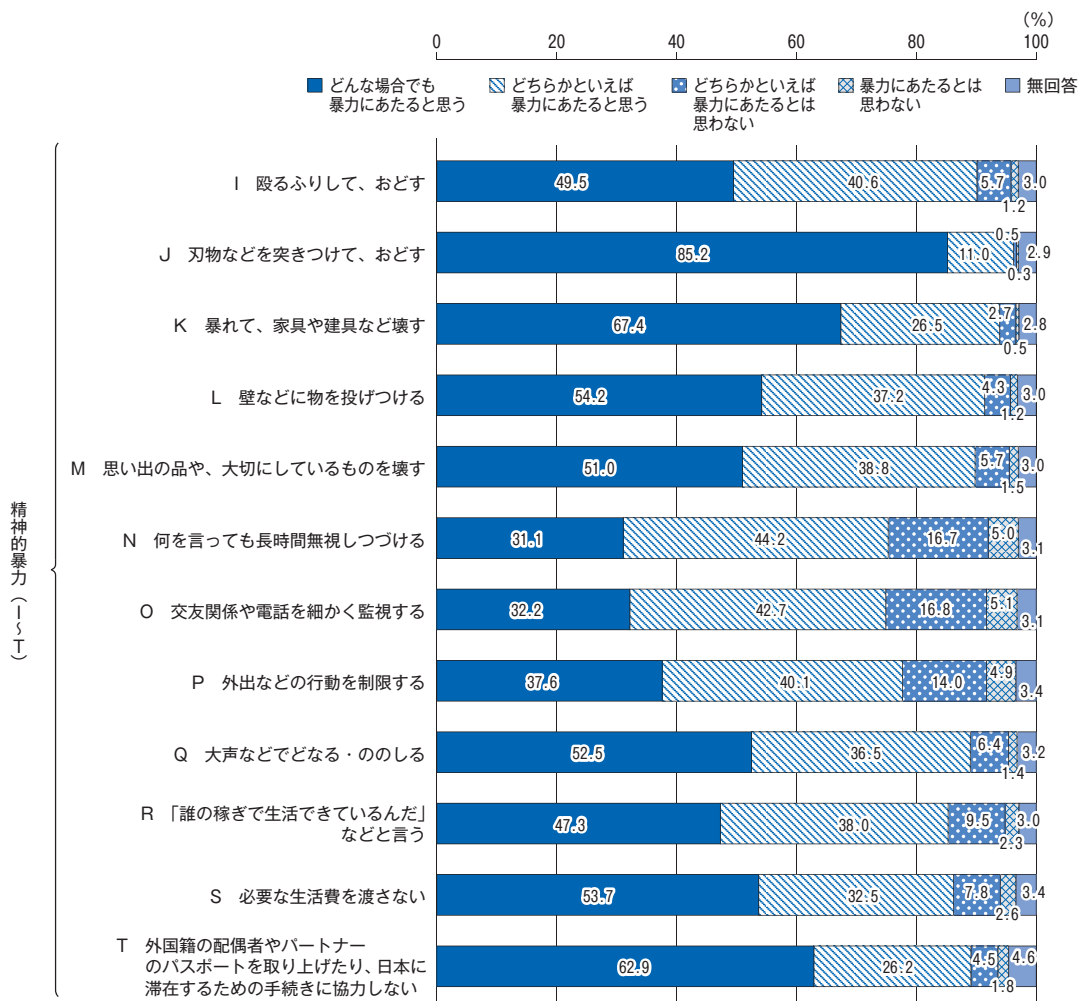
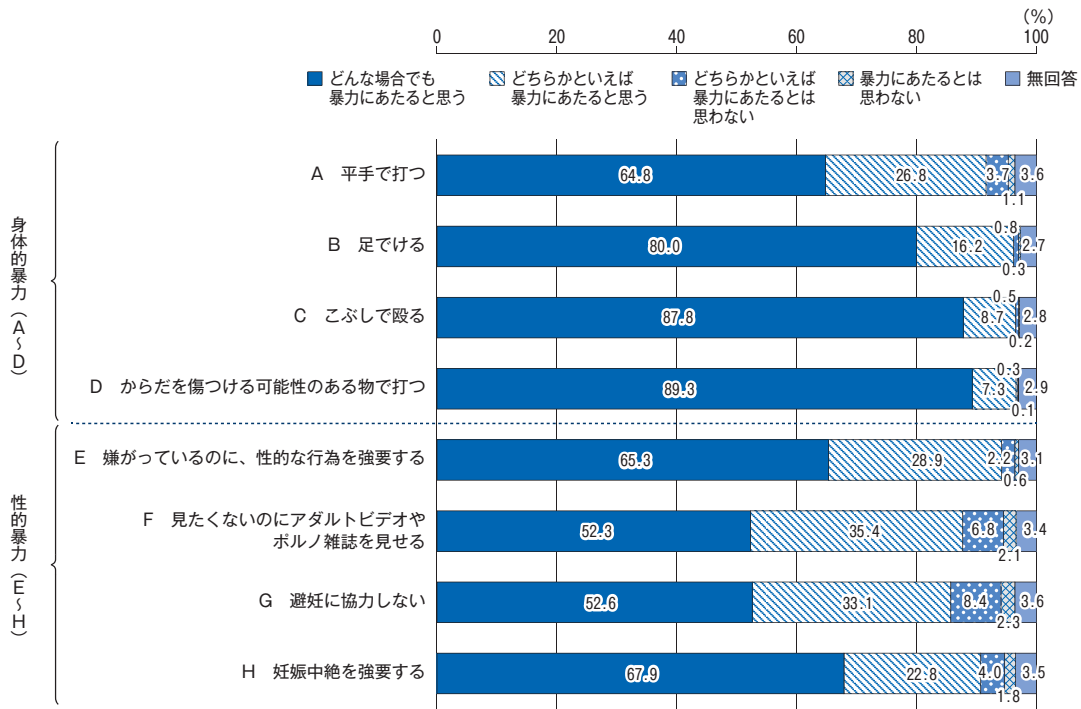
（出典）横浜市子ども青少年局資料より作成（平成22～26年度）

図表57 暴力を受けた人が安心して生活するために必要と考える支援（複数回答）（横浜市）



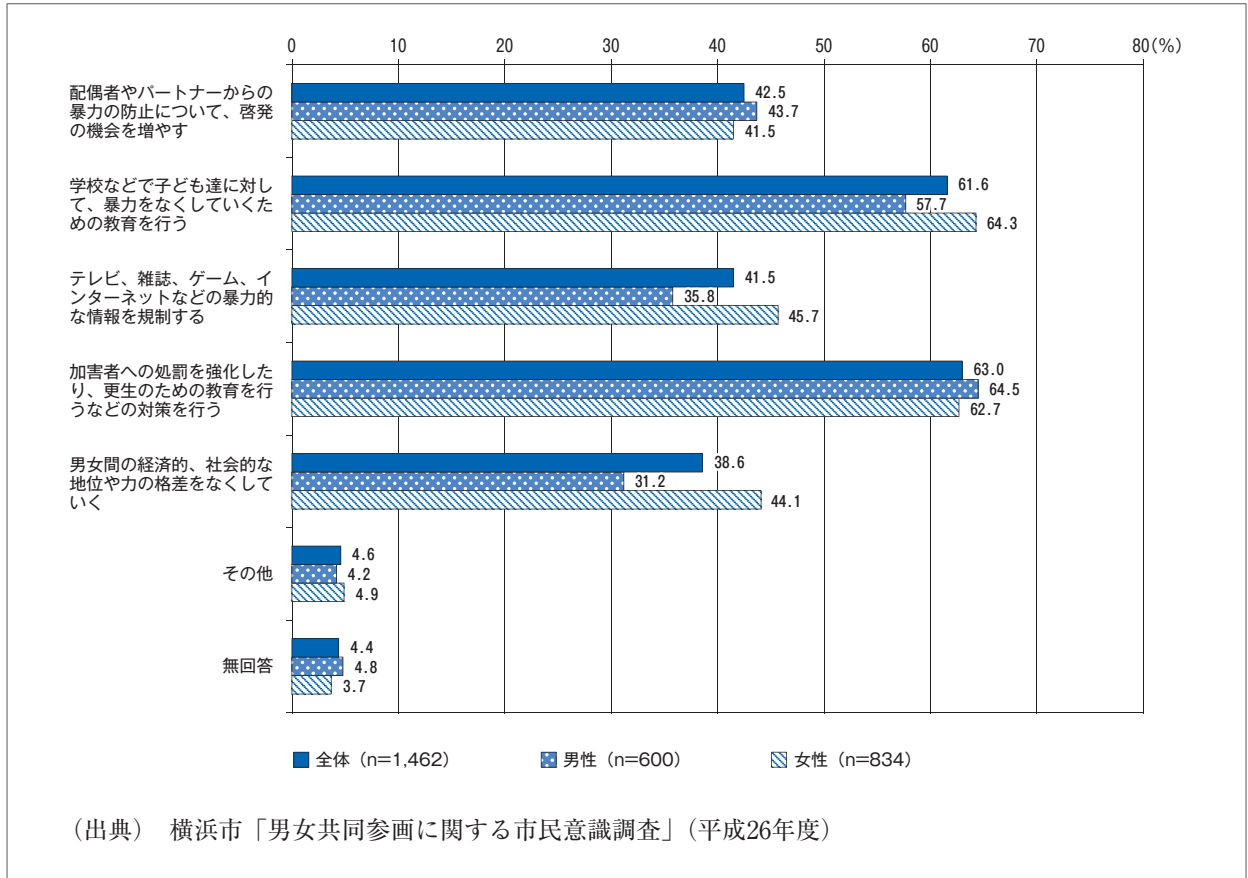
（出典）横浜市政策局「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成26年度）

図表58 配偶者やパートナーの間での暴力と思われる行為（横浜市）



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成26年度)

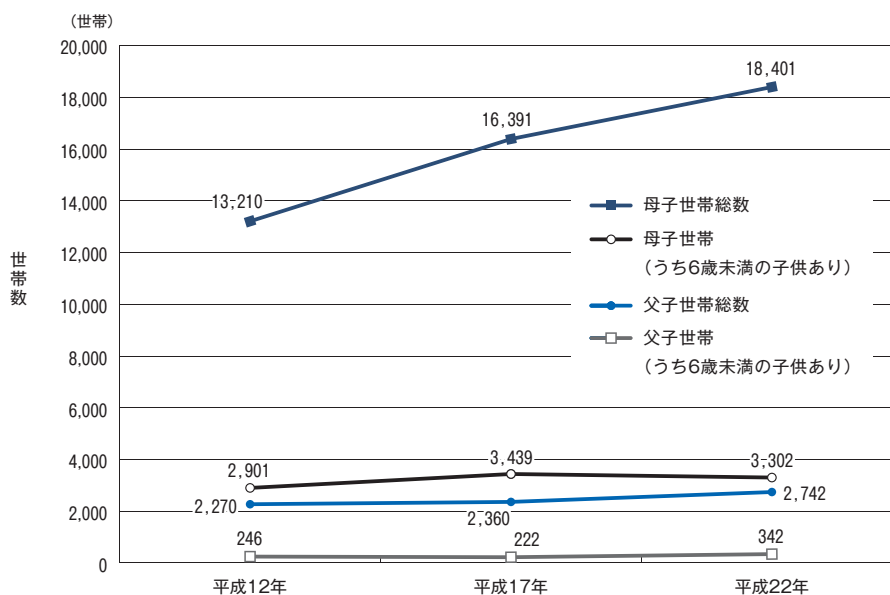
図表59 配偶者やパートナーからの暴力をなくすために必要なこと（複数回答）（横浜市）





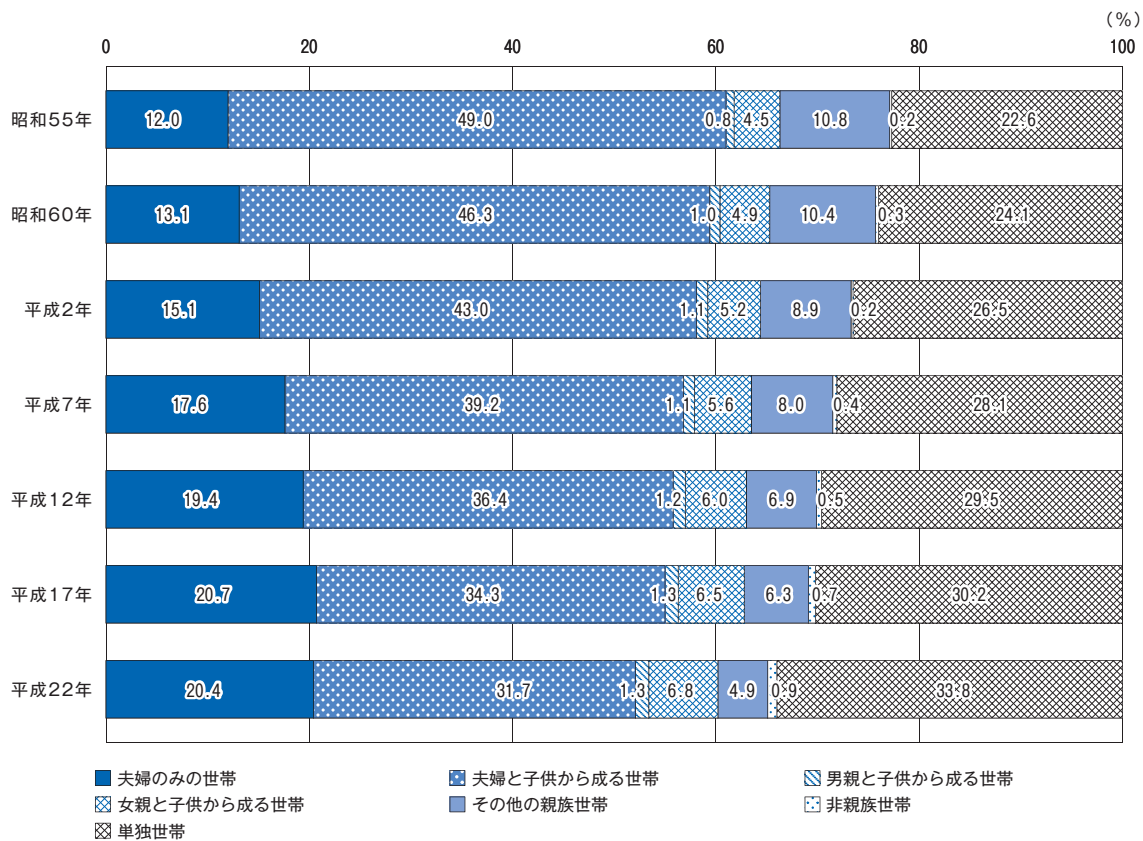
○横浜市ではひとり親家庭がここ10年で約1.4倍に増加している。

図表60 母子世帯数・父子世帯数（横浜市）



(出典) 総務省「国勢調査」(平成12～22年)

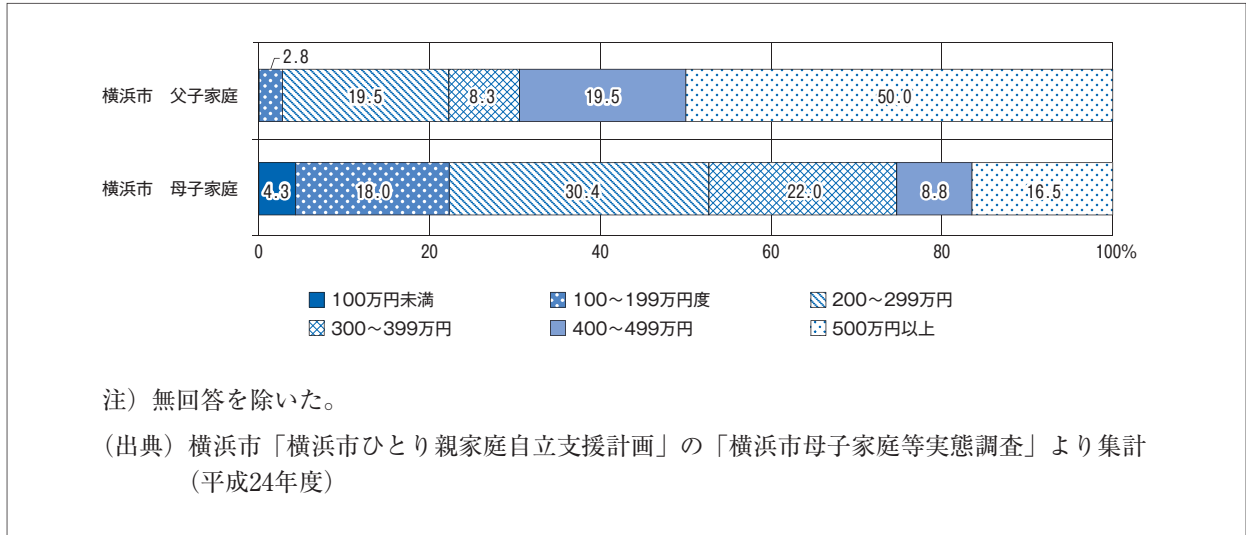
図表61 横浜市における家族構成の変化



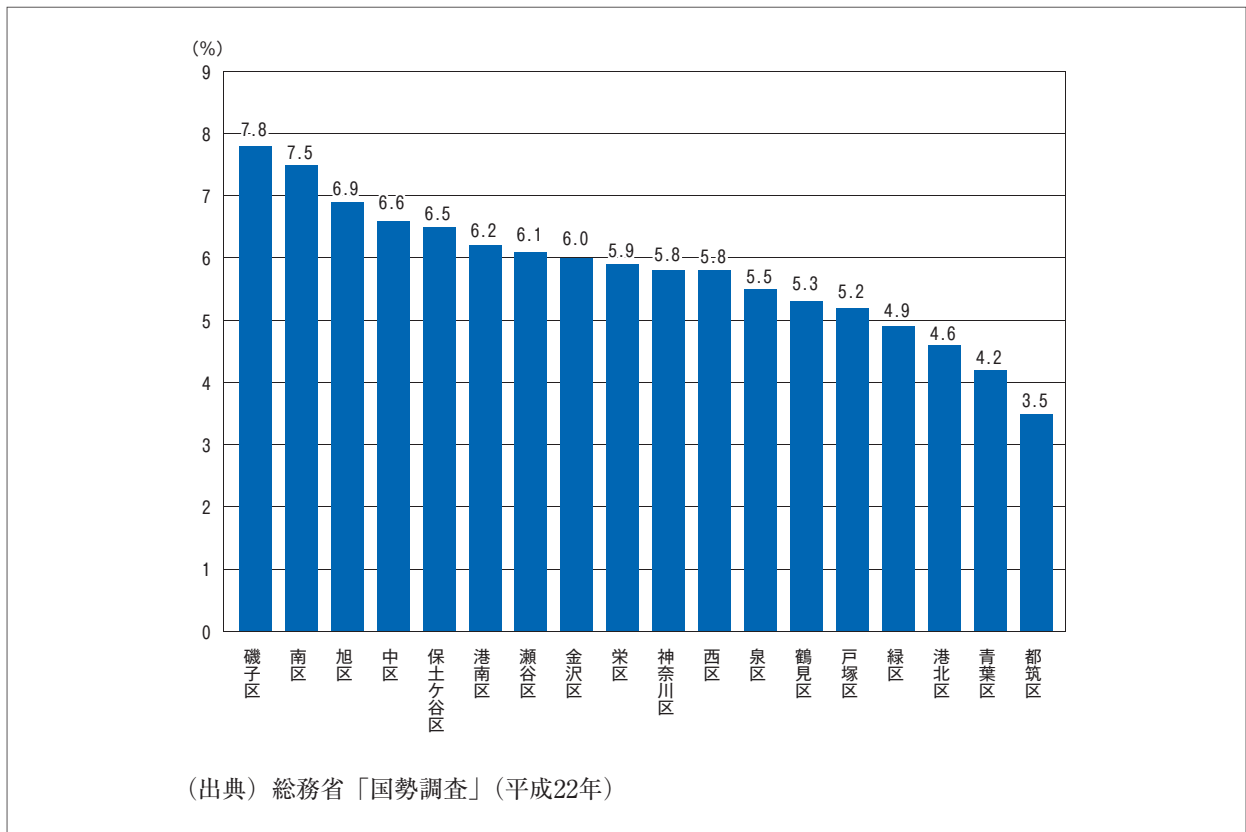
(出典) 総務省「国勢調査」(昭和55～平成22年)

○横浜市母子家庭では、児童扶養手当や子の父・母からの養育費手当等を含む世帯総収入が300万円未満の世帯が5割程度いる一方で、父子家庭では500万円以上の世帯が半数となっている。

図表62 横浜市における母子世帯・父子世帯の総収入

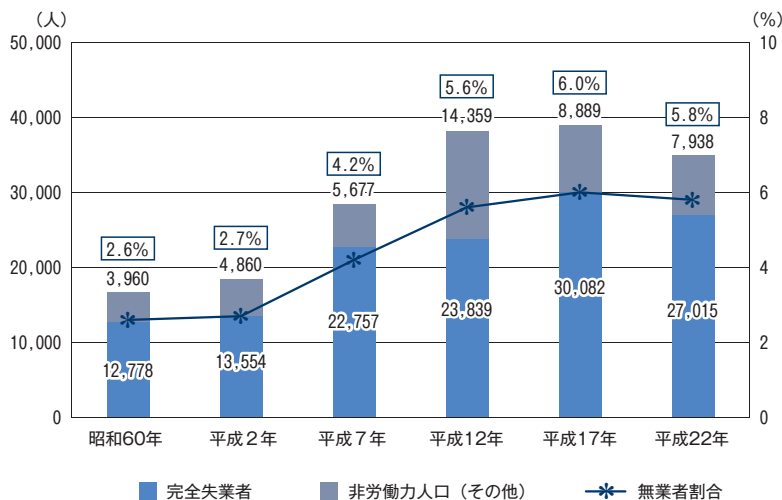


図表63 単身高齢女性率 (区別)



○15歳から39歳までの若年無業者割合は、昭和60年から平成22年にかけて倍増している。  
(図表9 再掲)

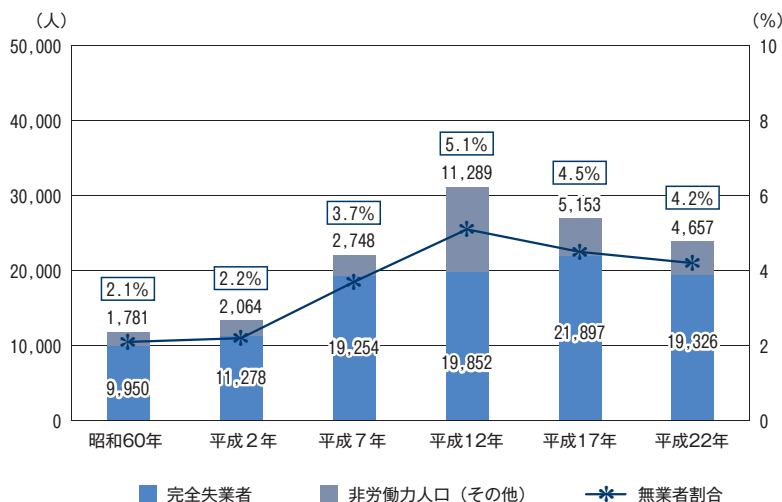
図表64 横浜市における無業者数の推移（男性）



注) 無業者割合とは、15歳～39歳までの人口における、完全失業者及び非労働力人口から家事及び通学者を除いた人口の割合である。

(出典) 総務省「国勢調査」(昭和60～平成22年)

図表65 横浜市における無業者数の推移（女性）



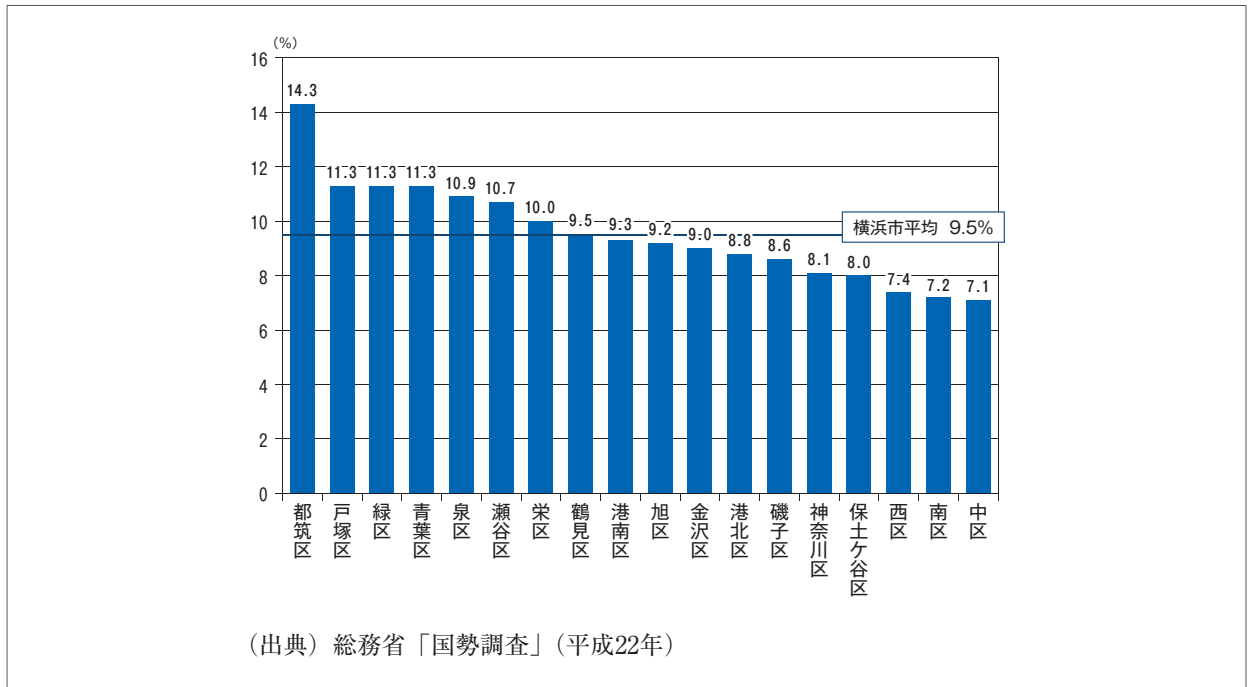
注) 無業者割合とは、15歳～39歳までの人口における、完全失業者及び非労働力人口から家事及び通学者を除いた人口の割合である。

(出典) 総務省「国勢調査」(昭和60～平成22年)

## (5) 男女全般・子どもへの働きかけと環境づくりについて

○6歳未満の子どもがいる世帯の割合は、市内北部がやや高い傾向がある。

図表66 6歳未満の子どもがいる世帯の割合（区別）



○海外諸都市や国際機関等との強固なネットワーク（横浜市は8つの姉妹・友好都市や、7つのパートナー都市を始め各国の都市と、スポーツ・文化・技術などを通して交流を行っている）

図表67 横浜市における海外諸都市とのネットワーク



(出典) 横浜市国際局ホームページより作成

図表68 横浜市における海外諸都市との交流の例

	都市名	主な交流分野
横浜市の姉妹友好都市	サンディエゴ市 (アメリカ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物交流 — 動物園を通じて動物の交換を行っている（ズーラシアのオカピはサンディエゴ等）。</li> <li>・経済交流 — 平成15年6月、新たに「経済交流に関する覚書」を締結。バイオテクノロジーを中心に経済・研究交流を進めている。</li> <li>・青少年交流 — 横浜とサンディエゴの青少年を相互に派遣し、ホームステイや研修を実施。</li> <li>・カリフォルニア大学サンディエゴ校 (UCSD) と市立大学の学術交流 — 大学協定に基づき、研究者の相互派遣や学生派遣等を実施。</li> </ul>
	その他都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リヨン市（フランス）1959年4月 姉妹都市提携</li> <li>● ムンバイ市（インド）1965年6月 姉妹都市提携</li> <li>● マニラ市（フィリピン）1965年7月 姉妹都市提携</li> <li>● オデッサ市（ウクライナ）1965年7月 姉妹都市提携</li> <li>● バンクーバー市（カナダ）1965年7月 姉妹都市提携</li> <li>● 上海市（友好都市）（中国）1973年11月 友好都市提携</li> <li>● コンスタンツァ市（ルーマニア）1977年10月 姉妹都市提携</li> </ul>
横浜市のパートナー都市	北京市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両市の友好交流関係の一層の促進、相互理解と友情の増進</li> <li>・環境対策、観光振興、スポーツ、文化、ビジネス等の分野での相互協力</li> </ul>
	台北市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術家交流など文化交流、青少年のスポーツ交流ほか経済、観光、環境などの相互交流</li> <li>・両市に役立つと考えられる専門知識交換や技術協力</li> </ul>
	釜山広域市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境対策をはじめとする都市環境分野での相互協力</li> <li>・現代美術の国際的な展覧会を中心とする文化芸術・創造都市分野での相互協力</li> </ul>
	ホーチミン市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両市企業の相互の投資・貿易活動支援、ホーチミン市投資貿易促進センター活動支援</li> <li>・横浜市立大学とホーチミン市の大学の学術交流支援</li> <li>・両市の水道事業者により実施される協力事業支援</li> <li>・シティネットでの協力</li> <li>・羽田－タンソンニャット国際空港間直行便就航に向けた協力</li> </ul>
	ハノイ市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資、ビジネス、貿易などの経済交流</li> <li>・都市交通や環境、上下水道などの都市問題の解決に向けた協力</li> <li>・文化、芸術、観光、スポーツ等の交流</li> <li>・羽田－ノイバイ空港直行便就航に向けた協力</li> </ul>
	仁川広域市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光プロモーション及びコンベンション施設間の交流支援</li> <li>・環境対策</li> <li>・中区同士の交流</li> <li>・シティネットでの協力</li> <li>・職員相互派遣</li> </ul>
	フランクフルト市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策、経済、文化芸術創造都市の分野での交流</li> </ul>

(出典) 横浜市国際局ホームページより作成

【参考】 横浜市の男女共同参画に関する主な調査について

調査名	調査年度	調査対象	対象人数	有効回答数	有効回答率	調査主体
男女共同参画に関する事業所調査	25	平成24年経済センサス・活動調査に基づく横浜市内所在の事業所で、産業分類が農林水産業及び鉱業を除く産業に属する、従業員規模30人以上の3,436民間事業所のうち、2,500事業所	—	1,054事業所	42.2%	横浜市
女性の就業ニーズ調査	26	横浜市内在住の満20歳以上49歳以下の女性	2,986人	932人	31.2%	横浜市
男女共同参画に関する市民意識調査	26	横浜市内在住の満18歳以上の男女（外国籍市民含む）	5,000人	1,462人	29.2%	横浜市

# 第4次横浜市男女共同参画行動計画 パブリックコメント実施結果について

## 1. 実施概要

### (1) 実施期間

平成27年10月19日（月）から11月20日（金）まで

### (2) 募集方法

- ア 素案全文の閲覧及び概要版パンフレット（10,000部）の配布  
閲覧先：市役所市民情報センター、区役所広報相談係、図書館、男女共同参画センター  
配布先：上記ほか、各区区民活動支援センター、地区センター、公会堂等
- イ ホームページへの素案全文及び概要版パンフレットの掲載

### (3) 意見募集項目

- ア 素案などへの意見

## 2. 実施結果

### (1) 応募数

応募数	84通	100%
郵送	58	69%
持参等	15	18%
電子メール	9	11%
FAX	2	2%

(参考) 応募者の属性

ア 性別・年代別

年齢	年代別	合計	女性	男性	無回答
10歳代以下	4.8%	4	3	0	1
20歳代	2.4%	2	1	1	0
30歳代	13.1%	11	7	4	0
40歳代	14.3%	12	7	5	0
50歳代	26.2%	22	21	1	0
60歳代	19.0%	16	13	1	2
70歳代以上	1.2%	1	0	1	0
無回答	19.0%	16	0	0	16
	100.0%	84	52	13	19
			61.9%	15.5%	22.6%

## イ 性別・職業別

職業	職業別	合計	女性	男性	無回答
自営業	3.6%	3	2	1	0
会社員・公務員	33.3%	28	16	10	2
派遣・契約社員	3.6%	3	3	0	0
アルバイト・パート	2.4%	2	2	0	0
公益法人・NPO・NGO	13.1%	11	9	1	1
家事専業	3.6%	3	3	0	0
学生	4.8%	4	3	0	1
無職	6.0%	5	3	1	1
その他	23.8%	20	10	0	10
無回答	6.0%	5	1	0	4
合計	100.0%	84	52	13	19

## (2) 意見数

158件

(参考) 素案への意見の分類

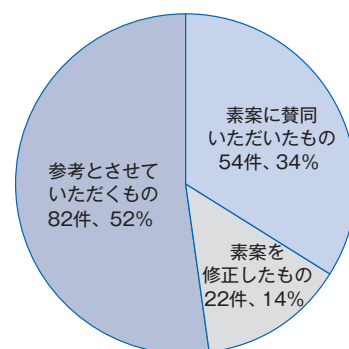
項目		意見数	割合
計画全般		17件	11%
重点施策	I 働きたい・働き続けたい女性への就業等支援	8件	5%
	II 困難な立場にある男女への支援	8件	5%
	III 男性中心型労働慣行の見直し等による男性・シニアの育児・家事・介護等参画	5件	3%
	IV 社会基盤全体及び庁内の体制強化	0件	0%
取組分野	I あらゆる分野における女性の活躍	20件	13%
	II 安全・安心な暮らしの実現	68件	43%
	III 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり	22件	14%
	IV 推進体制の整備・強化	4件	3%
その他		6件	4%
合計		158件	100%

## 3. パブリックコメントの反映状況

158件のご意見をいただき、指標の設定やDV被害者支援の記載など、22件（14%）については、趣旨を踏まえて最終案に反映しました。

最終案に反映等ができなかったご意見についても、今後の施策の推進の参考とします。

素案に賛同いただいたもの	54件
素案を修正したもの	22件
参考とさせていただくもの	82件
	158件





## 4. 素案を修正・追加したもの

### (1) 指標

項目	修正前	修正後	主な意見
取組分野Ⅰ 活動指標	放課後キッズクラブの整備率 現状値 26% → 目標値 全校 (25年度) (31年度)	放課後19時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 現状値 26.0% → 目標値 全校 (25年度) (31年度) ②必要な分割移転を終えた放課後 児童クラブの割合 現状値 8.0% → 目標値 100% (25年度) (31年度)	留守家庭児童の居場所づくりには学童保育クラブ事業についても活動指標を設定すべき

### (2) 事業の追加

項目	追加事業	主な意見
Ⅱ-1 ひとり親家庭の自立支援等	①総合的な自立支援事業の実施 に追加 市営住宅の募集において、ひとり親世帯への当選倍率優遇や、「子育て世帯」（ひとり親世帯を含む）に対して、収入基準緩和、当選倍率優遇、子育て世帯限定（入居期限なし）の住宅募集等を行います。	貧困の世代間連鎖が起きていることを考えていると、住宅の確保について新しい支援策を考えるべきではないか。
Ⅲ-5 男女共同参画推進のための広報・啓発	①市民や事業者等に向けた広報・啓発 に追加 男女共同参画社会の形成に積極的に取り組み、他の規範として推奨できる個人・団体を表彰し、広く社会に公表することで、男女共同参画推進の普及・啓発を図ります。	市内で男女共同参画や女性の活躍推進、男性の子育て参加等を支援するNPO、個人の取組に光を当てて欲しい。

### (3) 構成

項目	修正内容	主な意見
Ⅱ-2 DVの防止及びDV被害者の自立に向けた支援	Ⅱ-2 DVの防止及びDV被害者の自立に向けた支援（DV防止法に基づく市町村基本計画）の基本方針1、2について、構成を整理するとともに、＜主な事業＞の一部について記載の順番を入れ替えました。	DVの計画は相談の流れに合わせて記載を工夫する必要があるのではないかと。また、項目を整理した方がよいのではないかと。

### (4) 表現

項目	修正前	修正後	主な意見
取組分野Ⅱ 指標	若者向けデートDV防止講座の開催件数	若者向けデートDV防止講座の開催数	デートDV講座は件数とコマとあって分かりづらい。
取組分野Ⅱ-2 総論	暴力の被害者等により一時保護される女性に伴って家族も保護されていますが、同伴家族の約98%が18歳未満の子どもです。	横浜市では26年度に一時保護した件数のうち、約半数が子どもを同伴した母子世帯です。	当たり前のことなので横浜の現状が知りたい

項目	修正前	修正後	主な意見
取組分野Ⅱ-2 基本方針1 ③関係機関との連携強化による相談体制の充実	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談支援センター等において、<u>夜間・休日の電話相談体制を引き続き確保します。</u></li> </ul> <p>【目的が明確になるよう項目を整理し③に統合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談に関する統計等を活用し、<u>実態の把握を進めながら、相談体制の充実を図ります。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間や休日の体制について記載が必要。</li> <li>・統計・分析は計画にはなじまない。当然の業務だ。</li> </ul>
取組分野Ⅱ-2 基本方針1 ④相談窓口における安全性の確保とプライバシー等の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者のプライバシー及び個人情報の保護、安全確保を図ります。</li> <li>・相談員の安全確保を図ります。</li> </ul>	<p>【相談窓口への安全確保ということがわかるように表現修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者のプライバシー及び個人情報の保護を図ります。</li> <li>・相談者及び相談員の安全確保を図ります。</li> </ul>	④安全性の確保とプライバシーの保護は基本方針2の②危機管理の徹底のための取組と重複する。
取組分野Ⅱ-2 基本方針1 ⑤男性被害者への支援の充実	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談支援センターにおいて、<u>性別を問わず相談を受け付けます。</u></li> </ul>	男性相談は横浜市にはないのか。

項目	修正前	修正後	主な意見
取組分野Ⅱ 基本方針2 ①関係機関、民間団体との連携による一時保護の実施	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者の一時保護にあたっては、<u>神奈川県配偶者暴力相談支援センターと連携し実施します。</u></li> <li>・民間団体の活動を支援するために、<u>運営費等を補助します。</u></li> <li>・DV被害者の安全に配慮し、<u>同行支援を実施します。</u></li> </ul>	具体的な部署名や具体的な保護方法が書かれており、加害者も見ることができるので危険だ。
取組分野Ⅱ 基本方針2 ②危機管理の徹底のための取組	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者支援に関連する業務を行う部署におけるDV支援の理解を深めるため、研修を実施します。</li> </ul>	
取組分野Ⅱ 基本方針2 ④身体的・精神的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護入所者の心理的ケアを実施します。</li> </ul>	(削除)	

項目	修正前	修正後	主な意見
取組分野Ⅱ 基本方針2 ⑤自立に向けた 継続的な支援	(なし)	<p><b>【基本方針Ⅱの項目を整理。以下の項目を追加】</b></p> <p>⑤自立に向けた継続的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>婦人保護施設やステップハウスを設置している民間団体と連携し、相談・支援を行います。</u></li> <li>・<u>18歳未満の子どもを養育しているDV被害者を母子生活支援施設において保護するとともに、心身と生活の安定のために、生活支援・就労支援など、自立に向けた支援を行います。</u></li> <li>・<u>婚姻関係（離婚等）、親権及び財産等の相談について、法テラス神奈川や神奈川県弁護士会等と連携し、法律相談や法律講座の情報提供を行います。</u></li> </ul>	前回の計画にあったステップハウスや母子寮のこと、法律相談が今回の計画にない。入れるべきではないか。
取組分野Ⅱ 基本方針2 ⑦住宅確保の支援	・民間シェルターや母子生活支援施設と連携し、施設退所後の転居先に関する継続的な支援を行います。	<p><b>【限定した施設の標記を削除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護施設退所後の転居先に関する継続的な支援を行います。</li> </ul>	住宅確保は母子生活施設だけと連携しているのか。
取組分野Ⅱ 基本方針2 ⑨就労支援・経済的支援	(なし)	<p><b>【DV被害者支援に関連する標記に修正・表現統合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>生活保護制度等を活用し、DV被害者の経済的な自立を支援します。</u></li> <li>・<u>「ひとり親サポートよこはま」やジョブスポット等の関連事業につなげるなど、就労を支援します。</u></li> </ul>	就労支援として記載された項目はDVに限定した制度ではないし、従来から実施しているため不要なのではないか。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親サポートよこはま（母子家庭等就労・自立支援センター）における就労支援を実施します。</li> <li>・区役所に設置されたジョブスポットを活用し、就労支援を実施します。</li> <li>・生活困窮者自立支援制度を活用し、就業支援を実施します。</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金等を活用し、経済面の支援を行います。</li> </ul>		

項目	修正前	修正後	主な意見
取組分野Ⅱ 基本方針2 ⑩証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV相談支援センターでは、各種手続きに必要な「配偶者からの暴力の被害者に関する証明書」を発行するとともに、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する制度を適切に運用し、DV被害者を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV相談支援センターでは、<u>DVから脱した後の生活において、就労や児童手当等の各種手続きが円滑に進むよう</u>、「配偶者からの暴力の被害者に関する証明書」を発行するとともに、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する制度を適切に運用し、DV被害者を支援します。</li> </ul>	<p>転居した人が行政の手続きに困らないような支援が必要。</p>

## 5. 賛同いただいたもの

項目	主な意見（概要）
全 般	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に盛り込まれているどの取組も横浜市の女性が活躍するために大切。計画だけに終わらせることなく、男女共同参画の実現に向けて取組を推進して欲しい</li> <li>市民、企業、NPO、教育機関が一緒になって、男女の別なく活躍できる社会を作るとはとても重要</li> </ul>
取組分野Ⅰ 重点施策Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や市が進めようとする女性活躍推進にあたっては、企業の力が不可欠であり企業への働きかけが重要</li> <li>インセンティブ付与による企業への取組支援が重要。企業が「利益になる」と思えば取組は加速する。市全体でインセンティブ付与を積極的に取り組むべき</li> <li>子育てをしながら働き続けられる環境の整備が重要</li> </ul>
取組分野Ⅱ 重点施策Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年無業者・非正規雇用の増加にともなう世代間格差の是正に力を入れるべき</li> <li>困難な立場にある男女への支援を強化して欲しい</li> <li>DV被害を受けた女性、困難な状況にある若年女性などに向けた研修を充実させて欲しい</li> </ul>
取組分野Ⅲ 重点施策Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が仕事と家庭生活を両立するには、男性の協力が不可欠であり、そのためにこの施策は重要</li> <li>働き方改革・柔軟な働き方の推進には企業の働きかけや支援が重要</li> <li>長時間労働を前提とした働き方を見直すことは、男性にとっても女性にとっても大切</li> </ul>
取組分野Ⅳ 重点施策Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> <li>市外・国外との広いネットワークづくりが必要</li> </ul>

## 6. 参考とするもの

項目	主な意見（概要）
全 般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本当に女性「だけ」が弱い存在で、手を差し伸べなくてはいけないのか</li> <li>・なぜ「男女共同」なのか。「すべての人の人権」を尊重ではいけないのか</li> <li>・女性向けの政策ばかりでなく男性向けのものも考えなければ次は男性差別がおきしてしまうのではないか</li> </ul>
取組分野Ⅰ 重点施策Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労希望の女性9割と言っても働かずとも豊かに暮らせるならば働きたくない人も多いのではないか？いたずらに共働きをすすめる政策は問題だ</li> <li>・就労支援件数を少なくとも倍加するべき</li> <li>・女性有業率の目標値73%については、正規、非正規別の内訳を示し、正規職員を増やすべき</li> <li>・男女賃金格差等の是正の取組を重点施策として明確に位置づけるべき</li> <li>・今の職場にしがみつけない生き方、働き方の流動化を推進すべき</li> <li>・女性管理職について能力が低い人を無理に昇格させて達成させるべきことなのか疑問</li> </ul>
取組分野Ⅱ 重点施策Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性暴力被害を受けた人のメンタルサポートの金銭的支援を十分にしていけるようにしてほしい</li> <li>・DVの根絶のためには若年層を対象とするだけでなく、小学校から早期に教育することが必要だと思う</li> <li>・女性福祉相談員の待遇改善をすべき</li> <li>・ひとり親の自立支援には、ひとり親のほとんどが非正規雇用であるという問題を無視できない。横浜は独自の取組をすべき</li> <li>・加害者対策の観点から男女共同参画センターがDV被害者支援をしていると計画に記載しない方が良いのではないか</li> </ul>
取組分野Ⅲ 重点施策Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルスケア（例：未病率）の指標を設定すべき</li> <li>・小中学校のうちにボランティアなどに参加させる場面が必要</li> </ul>
取組分野Ⅳ 重点施策Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の制度及び予算に関する提案・要望については、働く女性への差別を是正し、均等待遇を実現するために、必要な法改正と制度改変を正面から求めること。</li> </ul>

# 横浜市男女共同参画推進条例

制 定 平成13年3月横浜市条例第18号  
最近改正 平成23年12月横浜市条例第50号

横浜市は、女性問題の解決と女性の地位向上等に対する施策を積極的に展開し、男女平等に向けた取組を進めてきた。しかし、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根深く、男女平等の達成にはなお一層の努力が求められている。

また、少子高齢化や家族、地域社会の変化、情報技術等の急速な進展などの社会経済状況の急激な変化への対応も求められている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の形成が21世紀の最重要課題と位置付けられている。

横浜市においても、社会経済状況の急激な変化の中で、市民のだれもが安全で安心して生き生きと豊かに暮らしていくためには、横浜の地域特性を生かした男女共同参画社会の形成を最重要課題と位置付け、これまでの取組を踏まえつつ、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進について、横浜市、市民及び事業者が協力、連携して取り組むことが必要である。

ここに横浜市の男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに横浜市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現し、もって活力ある福祉社会横浜の実現に寄与するため、この条例を制定する。

## (目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに横浜市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

## (基本理念)

**第3条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別により差別を受けないこと、男女ともに個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨と

して、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力並びに地域及び社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われるよう配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康の維持が図られることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に、行われなければならない。
- 7 男女共同参画の推進は、夫等からの女性に対する暴力等が根絶されることを旨として、行われなければならない。

## (市の責務)

**第4条** 市は、男女共同参画の推進を施策の主要な方針として位置付け、前条に掲げる基本理念にのっとり、横浜市における男女共同参画を推進する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

## (市民の責務)

**第5条** 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (事業者の責務)

**第6条** 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (基本的施策)

**第7条** 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する広報活動等を充実し、市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進するための措置を講ずるよう努めること。
- (2) あらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じないように、市民及び事業者と協力し、啓発等に努めること。
- (3) 附属機関における委員を委嘱し、又は任命する場合

- にあつては、積極的に男女の均衡を図るよう努めること。
- (4) 家庭責任を持つ男女がともに家庭生活及び家庭生活以外の活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めること。
  - (5) 男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、対等な関係の下で、妊娠及び出産について決定することができるように、教育及び啓発に努めること。
  - (6) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する国際理解及び国際協力に係る活動に対し、必要な支援を行うよう努めること。
  - (7) 夫等からの女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントを防止し、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うとともに、暴力による被害を受けた者を一時的に保護する施設に対する支援等に努めること。
  - (8) 男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究並びに情報の収集及び分析並びに市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。

#### (行動計画)

**第8条** 市長は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、第12条第1項に規定する横浜市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

#### (年次報告)

**第9条** 市長は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による報告書の作成に当たり市長が行う調査に対して協力するものとする。

#### (相談の申出)

**第10条** 性別による差別等男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されたと認める市民（この項において、事業者の市内に存する事務所又は事業所の構成員を含み、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を

除く。）は、その旨を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、関係者に対し要請又は指導を行うことができるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、申出に関する手続等必要な事項は、規則で定める。

#### (男女共同参画推進拠点施設)

**第11条** 市は、横浜市男女共同参画センター（横浜市男女共同参画センター条例（昭和63年3月横浜市条例第10号）に基づき設置された施設をいう。）を、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とするものとする。

#### (男女共同参画審議会)

**第12条** 市長の諮問に応じ、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長が任命する委員20人以内をもって組織する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (附則 略)

## 横浜市男女共同参画推進条例施行規則

制 定 平成13年6月横浜市規則第74号  
最近改正 平成27年5月横浜市規則第61号

#### (趣旨)

**第1条** この規則は、横浜市男女共同参画推進条例（平成13年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (相談の申出)

**第2条** 条例第10条第1項の規定による申出をしようとする

者は、相談申出書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

#### (調査の通知)

**第3条** 市長は、条例第10条第3項の規定による調査を行うとする場合は、当該調査に係る関係者に対し、その旨を書面により通知するものとする。ただし、特別の事由があ

るときは、この限りでない。

(委員)

**第4条** 条例第12条第1項の横浜市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 条例第2条第3号に規定する事業者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長)

**第5条** 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決

し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第7条** 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

(関係者の出席等)

**第8条** 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第9条** 審議会の庶務は、政策局において処理する。

(審議会の運営)

**第10条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

**第11条** この規則の施行に関し必要な事項は、政策局長が定める。

(附則 略)

## 横浜市男女共同参画センター条例

制 定 昭和63年3月横浜市条例第10号  
最近改正 平成23年12月横浜市条例第48号

(設置)

**第1条** 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、横浜市に男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第1条の2** センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
男女共同参画センター横浜	横浜市戸塚区
男女共同参画センター横浜南	横浜市南区
男女共同参画センター横浜北	横浜市青葉区

(事業)

**第2条** センターは、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進についての資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 市民の文化的及び健康的な日常生活の確立並びに女性の自己開発のための講習会等の開催に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する相談に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する調査研究及び広報に関すること。
- (5) 前各号の事業のための施設及び設備の提供に関すること。
- (6) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

**第3条** 前条に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

- (1) 男女共同参画センター横浜
  - ア 情報ライブラリ、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ及び健康サロン
  - イ ホール、セミナールーム、会議室、和室、音楽室、多目的スタジオ、生活工房及びフィットネスルーム
- (2) 男女共同参画センター横浜南
  - ア 相談室、子どもの部屋及び交流ラウンジ
  - イ 研修室、会議室、和室、音楽室、生活工房及びトレーニング室
- (3) 男女共同参画センター横浜北
  - ア 相談室、子どもの部屋及び交流ラウンジ
  - イ レクチャールーム、セミナールーム、会議室、音楽室、生活工房及び健康スタジオ
  - ウ 駐車場

(開館時間等)

**第4条** センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

**第5条** 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。



- (1) センターの施設及び附帯設備の利用の許可等に関すること。
  - (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
  - (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定める業務
- 2 指定管理者は、横浜市の男女共同参画に関する施策の方針を理解し、男女共同参画を推進するための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組に対する支援を行うものでなければならない。
  - 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
  - 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。
  - 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第1項に規定する横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

#### (指定管理者の指定等の公告)

**第6条** 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

#### (管理の業務の評価)

**第7条** 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

#### (利用の許可)

**第8条** 第3条第1号イ、第2号イ及び第3号イに掲げる施設及び附帯設備を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 指定管理者は、センターの施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。
  - (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
  - (2) センターの設置の目的に反するとき。
  - (3) センターの管理上支障があるとき。
  - (4) その他指定管理者が必要と認めるとき。
- 4 第1項の許可の手續について必要な事項は、規則で定める。

#### (利用料金)

**第9条** 前条第1項の規定により許可を受けた者又は男女共同参画センター横浜北において駐車場を利用する者は、指

定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金（駐車場に係る利用料金を除く。）は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。
- 4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

#### (利用料金の減免)

**第10条** 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

#### (利用料金の不返還)

**第11条** 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

#### (許可の取消し等)

**第12条** 指定管理者は、第8条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第8条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

#### (入館の制限)

**第13条** 指定管理者は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他センターの管理上支障があるとき。

#### (横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会)

**第14条** 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### (委任)

**第15条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(別表 略) (附則 略)

# 横浜市男女共同参画センター条例施行規則

制 定 昭和63年6月横浜市規則第70号  
最近改正 平成27年5月横浜市規則第61号

## (趣旨)

**第1条** この規則は、横浜市男女共同参画センター条例（昭和63年3月横浜市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (開館時間)

**第2条** 男女共同参画センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、男女共同参画センター横浜及び男女共同参画センター横浜北の日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日における開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

## (休館日)

**第3条** センターの休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

## (指定申請書の提出等)

**第4条** 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

## (利用の許可の申請)

**第5条** 条例第8条第1項の規定によりセンターの施設及び附帯設備の利用の許可を受けようとする者（センターの施設を個人で利用する者を除く。）は、利用許可申請書（第2号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の受付は、ホール若しくはレクチャールーム（これらに附属する施設を含む。）又は大研修室（以下「ホール等」という。）にあっては利用しようとする日の属する月の6箇月前から、その他の施設にあっ

ては利用しようとする日の属する月の3箇月前から行うものとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 ホール等とその他の施設を同時に利用する場合の利用許可申請は、ホール等の利用許可申請時に一括して行うことができる。

## (個人利用の許可)

**第6条** センターの施設を個人で利用する場合の条例第8条第1項の規定による利用の許可は、個人利用券を交付することにより行うものとする。

## (利用料金の後納)

**第7条** 条例第9条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

## (利用料金の減免)

**第8条** 条例第10条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 本市が主催する条例第2条第1号から第4号までに掲げる事業に利用する場合 利用料金の全額
- (2) 本市が共催し、又は国若しくは他の地方公共団体が主催する条例第2条第1号から第4号までに掲げる事業に利用する場合 利用料金の5割相当額

## (利用料金の返還)

**第9条** 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由によりセンターの施設又は附帯設備の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額
- (2) ホール等の利用者が利用日の60日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の5割相当額

## (委任)

**第10条** この規則の施行に関し必要な事項は、政策局長が定める。

## (附則 略)

# 男女共同参画社会基本法

制 定 平成11年6月23日法律第78号  
最近改正 平成11年12月23日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会におけ

る制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### (国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

### (法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形

成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- (4) 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- (5) 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### (調査研究)

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

### (国際的協調のための措置)

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

### (設置)

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(23条から第28条まで、附則 略)

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

制 定 平成27年法律第64号

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

**第2条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (事業主の責務)

**第4条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との

両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

### (基本方針)

**第5条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

**第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

**第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総

合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

**第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところ

により、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

**第9条** 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

**第10条** 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

**第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

**第12条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第2項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当

するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第13条** 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

**第14条** 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

**第15条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第16条** 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第17条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資する

よう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

##### (啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

##### (情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

##### (協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業

生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

##### (秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第5章 雑則

##### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

##### (権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

##### (政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲



役又は三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 2 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 3 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

**第32条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者-
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第

2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第33条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第34条** 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(附則 略)

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

制 定 平成13年法律第31号  
最近改正 平成26年法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (定義)

- 第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
  - 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていな

いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

**第2条の2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

- 第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - (3) 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の4において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情

報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### (婦人相談員による相談等)

**第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### (婦人保護施設における保護)

**第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

**第7条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

### (警察官による被害の防止)

**第8条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (警察本部長等の援助)

**第8条の2** 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配

偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

**第8条の3** 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第9条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

**第9条の2** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

(保護命令)

**第10条** 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
  - (2) 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
  - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に

限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

**第11条** 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

**第12条** 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににお

る事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

**第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### （保護命令の申立てについての決定等）

**第15条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨

及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

**第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかなる事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

**第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

**第18条** 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対

する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

**第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるため

に必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

**第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

**第25条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

**第26条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

**第27条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

**第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

**第28条の2** 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合消した場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

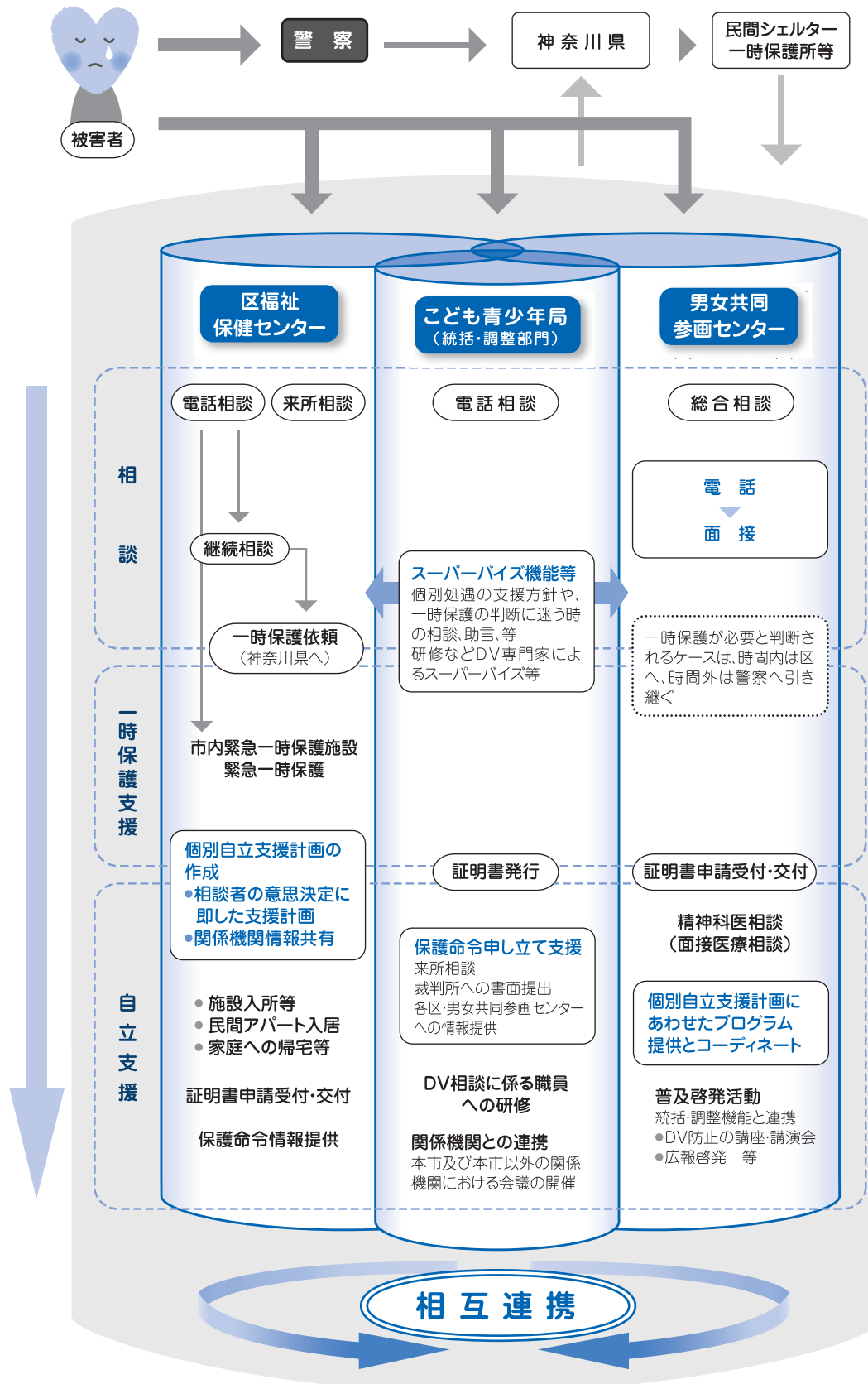
第6章 罰則

**第29条** 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第30条** 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(附則 略)

# 横浜市配偶者暴力相談支援センターとしての機能について



## 行動計画策定の過程

### 平成26年

12月25日	平成26年度 第2回 男女共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次横浜市男女共同参画行動計画の策定に向けた横浜市の男女共同参画の推進に関する施策について、市長から審議会に対し諮問</li> <li>審議会部会として、起草準備委員会を設置</li> <li>次期行動計画に盛り込むべき施策の方向性の検討</li> </ul>
--------	-------------------------	--

### 平成27年

2月19日	第1回 起草準備委員会	第4次行動計画の構成及び行動目標・方向性の検討
4月15日	平成27年度 第1回 男女共同参画推進会議	第4次行動計画の策定について報告
5月22日	第2回 起草準備委員会	答申「第4次横浜市男女共同参画行動計画策定に向けて」(骨子案)の検討
5月29日	平成27年度 第1回 男女共同参画審議会	答申「第4次横浜市男女共同参画行動計画策定に向けて」(骨子案)の検討
7月2日	平成27年度 第2回 男女共同参画審議会	答申「第4次横浜市男女共同参画行動計画策定に向けて」(案)の検討・確定
7月2日	平成27年度 第1回 男女共同参画推進会議 幹事会	第4次行動計画策定の進捗状況の報告
7月15日	平成27年度 第2回 男女共同参画推進会議	第4次行動計画策定の進捗状況の報告
7月30日	「第4次横浜市男女共同参画行動計画策定に向けて」男女共同参画審議会から市長へ答申	
9月3日	平成27年度 第2回 男女共同参画推進会議 幹事会	第4次横浜市男女共同参画行動計画(素案)の検討
9月4日	平成27年度 第3回 男女共同参画推進会議	第4次横浜市男女共同参画行動計画(素案)の検討
9月15日	平成27年 第3回市会定例会	第4次横浜市男女共同参画行動計画(素案)の報告
10月19日～ 11月20日	パブリックコメント実施	
12月24日	平成27年度 第3回 男女共同参画審議会	パブリックコメント結果(速報)を報告

### 平成28年

1月7日	平成27年度 第3回 男女共同参画推進会議 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント結果速報の報告</li> <li>第4次横浜市男女共同参画行動計画【原案】の検討</li> </ul>
1月25日	平成27年度 第4回 男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント結果速報の報告</li> <li>第4次横浜市男女共同参画行動計画【原案】の検討</li> </ul>
2月18日	平成28年 第1回市会定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント結果速報の報告</li> <li>第4次横浜市男女共同参画行動計画【原案】の報告</li> </ul>
3月	行動計画の策定・公表	



## 男女共同参画に関する国内外の動き

年	月	国連・国の動き	月	横浜市の動き
1945 (昭和20)	6月 12月	国連憲章採択 衆議院議員選挙法改正公布（婦人参政権）		
1946 (昭和21)	4月 6月	戦後第1回衆議院総選挙（初の婦人参政権行使） 国連婦人の地位委員会設置		
1947 (昭和22)	5月 12月	日本国憲法施行 民法改正（家制度廃止）		
1948 (昭和23)	12月	国連第3回総会「世界人権宣言」採択		
1952 (昭和27)			4月	横浜市婦人会館（西区）開館
1967 (昭和42)	11月	国連第22回総会「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1975 (昭和50)	6月 9月	国際婦人年 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択 婦人問題企画推進本部発足 婦人問題企画推進本部会議設置		
1976 (昭和51)	4月 6月	国連婦人の十年（～1985年） 特定業種育児休業法施行（女子教育職員、看護婦、 保母） 民法一部改正（離婚後の姓の選択自由）		
1977 (昭和52)	1月	「国内行動計画」策定		
1978 (昭和53)			9月	横浜市婦人会館（南区）移転開館
1979 (昭和54)	12月	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980 (昭和55)	7月	国連婦人の十年中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」 「女子差別撤廃条約」に署名		
1981 (昭和56)	1月 6月 9月	民法一部改正（配偶者の相続分2分の1に引上げ） ILO「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の 機会均等及び均等待遇に関する条約（第156号）」 及び「同勧告（第165号）」採択 「女子差別撤廃条約」発効	4月 5月	横浜市婦人問題懇話会設置 婦人問題調査等担当（企画調整局） 設置
1983 (昭和58)			4月 6月 12月	横浜市婦人問題懇話会提言 婦人行政推進室（市民局）設置 婦人行政推進会議（庁内調整組織） 設置
1985 (昭和60)	1月 6月 7月	国籍法及び戸籍法一部改正（父母両系主義の採用、 配偶者の帰化条件の男女同一化） 「女子差別撤廃条約」批准 国連婦人の十年最終年世界会議（ナイロビ） 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択	5月	「よこはま女性計画」策定 （計画期間：昭和60～64年度）

年	月	国連・国の動き	月	横浜市の動き
1986 (昭和61)	4月	国民年金法一部改正（女性の年金権の確立） 男女雇用機会均等法施行		
1987 (昭和62)	5月	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	10月	財団法人横浜市女性協会設立
1988 (昭和63)			9月	横浜女性フォーラム（戸塚区）開館
1989 (平成元)			11月	「第2次よこはま女性計画」策定 (計画期間：平成2～6年度)
1990 (平成2)	5月	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	6月	女性計画推進室（市民局）設置 女性計画推進会議（庁内調整組織）設置
1991 (平成3)	5月	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定		
1992 (平成4)	4月	育児休業法施行	8月	横浜市男女平等社会推進協議会設置
1993 (平成5)	6月	世界人権会議（ウィーン）「ウィーン宣言及び行動計画」採択	6月 7月	横浜市男女平等社会推進協議会提言 フォーラムよこはま（西区）開館
	12月	国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 パートタイム労働法施行		
1994 (平成6)	6月	男女共同参画室（総理府）設置		
	7月	男女共同参画審議会設置（政令）		
	9月	男女共同参画推進本部設置 国際人口・開発会議（カイロ）「カイロ宣言」採択		
1995 (平成7)	9月	第4回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	1月	「ゆめはま男女共同参画プラン」 (第3次よこはま女性計画) 策定 (計画期間：平成6～10年度)
	10月	育児・介護休業法施行（介護休業の法制化）		
1996 (平成8)	12月	「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997 (平成9)	4月	男女共同参画審議会設置（法律）		
1998 (平成10)			6月	横浜市男女平等社会推進協議会答申
1999 (平成11)	4月	男女雇用機会均等法の一部改正施行（女性に対する差別の禁止、ポジティブアクションの奨励、セクシュアル・ハラスメントの防止）	3月	「ゆめはま男女共同参画プラン」策定（計画期間：平成11～15年度） 男女共同参画推進室（市民局）設置 男女共同参画推進会議（庁内調整会議）設置
	6月	男女共同参画社会基本法公布・施行	4月	
2000 (平成12)	6月	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）「成果文書」採択	7月	横浜市男女共同参画社会推進協議会設置
	11月	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行		
	12月	「男女共同参画基本計画」策定		
2001 (平成13)	1月	男女共同参画会議設置 男女共同参画局（内閣府）設置	1月	横浜市男女共同参画社会推進協議会答申
	6月	第1回男女共同参画週間	4月	横浜市男女共同参画推進条例制定・施行
	10月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行	6月 7月	横浜市男女共同参画審議会設置 横浜市男女共同参画相談センター設置

年	月	国連・国の動き	月	横浜市の動き
2002 (平成14)	4月	育児・介護休業法の一部改正施行（仕事と家庭の両立支援策の充実）	2月 7月	横浜市男女共同参画審議会答申 「いきいき みらい 計画（横浜市男女共同参画行動計画）」策定 （計画期間：平成14～18年度）
2003 (平成15)	4月 7月 9月	母子及び寡婦福祉法等の一部改正施行（母子家庭等の自立促進） 次世代育成支援対策推進法施行 少子化社会対策基本法施行	1月 2月	横浜市男女共同参画審議会提言 横浜市男女共同参画審議会提言
2004 (平成16)	12月	配偶者暴力防止法の一部改正施行（「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の拡充）		
2005 (平成17)	2月 4月 7月 12月	第49回国際婦人の地位委員会（「北京+10」世界閣僚級会合） 育児・介護休業法の一部改正施行（育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設） 刑法等の一部改正施行（人身売買罪の新設） 「男女共同参画基本計画」（第2次）策定	4月 9月 10月	横浜女性フォーラムを男女共同参画センター横浜に名称変更 横浜市婦人会館閉館。男女共同参画センター横浜南として開館 財団法人横浜市女性協会が財団法人男女共同参画推進協会と名称変更 フォーラムよこはま閉館。男女共同参画センター横浜北（青葉区）開館
2006 (平成18)	4月	労働安全衛生法等の一部改正施行（労働時間の短縮促進に関する臨時措置法の一部改正等）	8月	横浜市男女共同参画審議会答申
2007 (平成19)	4月	男女雇用機会均等法の一部改正施行（性別による差別禁止の範囲拡大）	3月	「よこはま男女共同参画行動計画」策定（計画期間：平成18～22年度）
2008 (平成20)	1月 4月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正施行（保護命令制度の拡充） 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正施行（労働条件の書面による明示、通常の勤労者への転換の推進等） 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定		
2009 (平成21)	7月 8月	育児・介護休業法の一部改正公布（短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等） 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表		
2010 (平成22)	6月 12月	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和促進のための行動指針」一部改正 「育児・介護休業法」改正施行 「男女共同参画基本計画」（第3次）策定	5月 9月	横浜市男女共同参画審議会答申 APEC 女性リーダーズネットワーク（WLN）会合関連イベント「キャリアを拓く 私らしく」開催
2011 (平成23)	1月	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Woman）発足	1月 4月 9月	「第3次横浜市男女共同参画行動計画」策定 （計画期間：平成23～27年度） 横浜市男女共同参画推進協会が公益財団法人へ移行 横浜市DV相談支援センター設置
2012 (平成24)	3月 6月	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」を策定		

年	月	国連・国の動き	月	横浜市の動き
2013 (平成25)	6月 7月	「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正（平成26年1月施行）		
2014 (平成26)	3月 6月 9月	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会の実現」が掲げられる 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo 2014）開催		
2015 (平成27)	3月 8月 12月	国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会） 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo 2015）開催 「男女共同参画基本計画（第4次）」閣議決定	3月 7月	「女性としごと応援デスク」開設 横浜市男女共同参画審議会答申
2016 (平成28)			3月	「第4次横浜市男女共同参画行動計画」を策定 (計画期間：平成28～32年度)



## ～横浜と女性の歴史～

横浜に生きる女性たちは、開港当時から進取の気風を胸に、時代と共に歩んできました。

1859年の横浜開港当時、主要な輸出品である生糸とお茶に関連する工場では、多くの女性たちが労働に加わりました。また、欧米から新しく入ってきたものを取り入れる中で、暮らしの様式と共に意識も変化し、医師や教師、看護師等の女性が新たに従事する職業も増えました。

教育面でも明治初期に海外から来た女性宣教師たちにより、女学校が次々と設立され、全国から学問に目覚めた女性たちが参集しました。その後、明治33年に設立された県立高等女学校は、中等教育機関への女子学生倍増のきっかけとなりました。

第1次世界大戦後、工業生産都市を目指していた横浜は関東大震災に見舞われます。被災地となった横浜では、慈善事業等を行ってきた女性たちが中心となり救助活動を行いました。こうした経験を通して女性たちは、結束と連帯を高め、新たに連合体を作り、大正12年に「横浜聯合婦人会」を結成、活動拠点として昭和2年には、民間人の手による我が国最初の婦人の館である「横浜聯合婦人会館」を西区紅葉坂に会館しました。婦人会館はその後、南区南太田に移り、これが男女共同参画センター横浜南の前身となります。

第2次世界大戦後、生活が安定するにつれ、学習・教育から始まった女性たちの民主化は、多様で自発的な活動へと広がっていきました。昭和22年に新憲法下で行われた選挙では、横浜市会に2名の女性議員が登場するなど、男女平等への歩みが始まりました。

昭和30年代の半ば以降の経済成長に伴って横浜の人口は急増しました。新たにやり住んできた人々のコミュニティの形成の一翼を担ったのは「全日制市民」と呼ばれた主婦たちであり、次第に地域全体の問題などへ学習の場を広げるとともに、ボランティアな活動を展開しました。

昭和50年に、国連提唱の国際婦人年を迎えると、婦人組織の新しい拠点づくりの活動が広がりを見せ、昭和53年に、南太田に「横浜市婦人会館（現 男女共同参画センター横浜南）」が開設されました。その後、昭和63年には男女共同参画センター横浜が、平成17年には男女共同参画センター横浜北が開設し、男女共同参画推進の拠点施設となっています。

横浜市においては、昭和56年から「市民局婦人行政推進室（現 政策局男女共同参画推進課）」を設け、施策の更なる推進を図っています。

このように、本市の男女共同参画は、開港以来、先人たちの貴重な積み重ねにより支えられ、広いすそ野をもって活動がなされています。この歩みを絶やさぬように、時代の変化を柔軟に受け止めながら、今後も引き続き、取組を進めていくことが大切です。

**【政策局男女共同参画推進課】**



# ●●● 横浜市男女共同参画センター ●●●

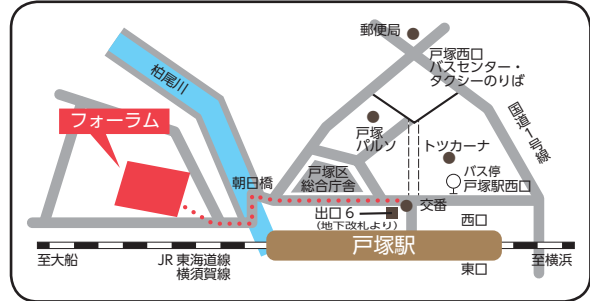
## 男女共同参画センター横浜（フォーラム）

<http://www.women.city.yokohama.jp/find-from-c/c-yokohama/>

所在地 〒244-0816 戸塚区上倉田町435-1  
 電話 045(862)5050  
 F A X 045(862)3101  
 開館 昭和63年9月  
 開館時間 9:00~21:00/日・祝は9:00~17:00  
 休館日 年末年始・毎月第4木曜日

### 施設概要

3階	会議室、フィットネスルーム、健康サロン
2階	セミナールーム、和室、音楽室、多目的スタジオ、生活工房
1階	ホール（380人）、会議室、情報ライブラリ、子どもの部屋、活動交流コーナー



交通 JR・市営地下鉄「戸塚駅」徒歩5分

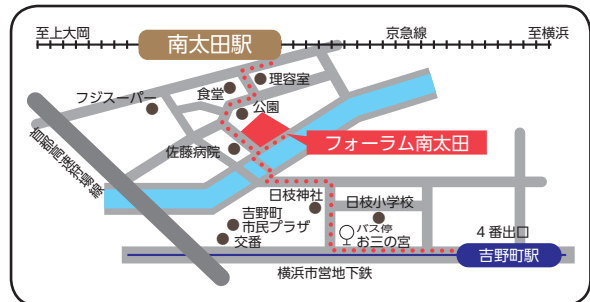
## 男女共同参画センター横浜南（フォーラム南太田）

<http://www.women.city.yokohama.jp/find-from-c/c-minami/>

所在地 〒232-0006 南区南太田1-7-20  
 電話 045(714)5911  
 F A X 045(714)5912  
 開館 平成17年4月  
 開館時間 9:00~21:00  
 休館日 年末年始・毎月第3月曜日

### 施設概要

3階	大研修室（250人）、音楽室、トレーニング室
2階	研修室、会議室、和室、生活工房
1階	会議室、子どもの部屋、交流ラウンジ、資料室



交通 京急線「南太田駅」徒歩3分  
 市営地下鉄「吉野町駅」徒歩7分

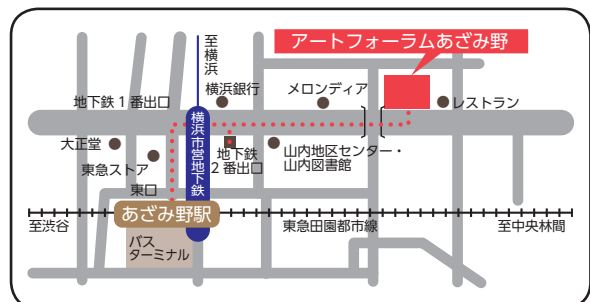
## 男女共同参画センター横浜北（アートフォーラムあざみ野）\*「横浜市民ギャラリーあざみ野」との複合施設

<http://www.women.city.yokohama.jp/find-from-c/c-kita/>

所在地 〒225-0012 青葉区あざみ野南1-17-3  
 電話 045(910)5700  
 F A X 045(910)5755  
 開館 平成17年10月  
 開館時間 9:00~21:00/日・祝は9:00~17:00  
 休館日 年末年始・毎月第4月曜日

### 施設概要

3階	会議室、音楽室、生活工房、健康スタジオ
2階	セミナールーム
1階	レクチャールーム（194人）、子どもの部屋、交流ラウンジ



交通 東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野駅」徒歩5分

<参考>横浜市民ギャラリーあざみ野：展示室（1・2階）、アトリエ（3階）、アートプラザ（屋外）等



ワタシの一步、ヨコハマから

第4次

横浜市  
男女共同参画  
行動計画

平成28年度～平成32年度

政策局男女共同参画推進課

平成28年3月発行

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-2017 FAX 045-663-3431

E-mail : [ss-danjo@city.yokohama.jp](mailto:ss-danjo@city.yokohama.jp)

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/danjo/>